環境省補助金　令和７年度（補正予算）　二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）のうち、ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 Q&A 集 (QA)

2026 年 4 月 9 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構 (EIC)

Copyright (c) Environmental Innovation and Communication organization. All Rights Reserved.

目次

凡例 1
見出し番号の参照方法 1
QA に関する留意事項 2
用語集 2
参照形式について 2
KY・QA の章立ての解説 2
1. 事業概要 4
問 1-1.「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」はどのような方式で実施されますか。 4
問 1-2.「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」はどのような目的で実施されますか。 4
問 1-3. 本補助金の名称に含まれるストレージパリティとは、どのような状態を指しますか。 5
問 1-4. ◎令和 7 年度補正予算におけるストレージパリティ補助金の主な変更点は何ですか。 6
2. スケジュール・事業期間 8
問 2-1. ◎補助対象設備の発注・契約・納品・着工・支払いはいつから行えますか。 8
問 2-2. ◎補助対象設備の発注に関する見積書・契約は、どのように取り扱えばよいですか。 9
問 2-2-a. 1 者または 2 者からの見積書でも認められますか。 9
問 2-2-b. 特定の事業者への発注を予定している場合、その業者からの見積書のみで申請できますか。 10
問 2-2-c. 補助事業における契約はどのように行う必要がありますか。 10
問 2-2-d. 見積書の値引きはどのように取り扱われますか。また、事業者の資格要件は何ですか。 11
問 2-3. 工事に着手している場合でも、本補助金を申請できますか。 12
問 2-4. ◎本補助事業の完了とは、どのような状態を指しますか。 12
問 2-4-a. 系統連系契約の例外規定は何ですか。また、完了実績報告書はどのように提出すればよいですか。 13
問 2-5. ◎補助事業の期間内の完了を見込んで交付申請を行ったものの、補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合は、どのような取り扱いになりますか。 14
問 2-5-a. 事故繰越が認められる要件は何ですか。また、手続き上の注意点は何ですか。 15

問 2-5-b. 事故繰越の申請手続きと必要書類は何ですか。 16
問 2-5-c. 事故繰越の判断根拠や提出資料を確認できる参考情報はありますか。 16
3. 申請者要件 18
問 3-1. ◎本補助金の申請者になれる法人・個人には、どのようなものがありますか。 18
問 3-1-a. 本補助金の申請者・需要家になれる主体には、どのようなものがありますか。 19
問 3-1-b. 独立行政法人などは申請者要件を満たしますか。 20
問 3-1-c. 社会医療法人は申請者要件を満たしますか。 21
問 3-1-d. 個人事業主（青色申告者）は申請者要件を満たしますか。必要な提出書類は何ですか。 21
問 3-1-e. 個人は申請者要件を満たしますか。 21
問 3-1-f. 地方公共団体は申請者要件を満たしますか。公共施設への設備導入は対象となりますか。 21
問 3-1-g. 宗教団体が所有する施設は申請できますか。 22
問 3-2. ◎本補助金は国や地方公共団体の他の補助金・交付金と併用できますか。 22
問 3-2-a. 地方公共団体の補助金との併用にあたり、様式にはどのように記入すればよいですか。また、適用はどのように確認すればよいですか。 23
問 3-2-b. 補助金適正化法の適用判断のポイントは何ですか。 23
問 3-3. 本補助金の交付を受けた場合、政治活動に関する寄付制限の対象となりますか。 24
問 3-4. ◎過去に国・地方公共団体の補助金や自己資金で太陽光発電設備を導入した施設に、本補助事業で太陽光発電設備を新たに設置（増設）することは可能ですか。 25
問 3-4-a. 申請のポイントは何ですか。また、前年度に太陽光発電設備を導入した場合の注意点は何ですか。 26
問 3-5. ◎新築または増築の建物で、建物の登記事項証明書や直近 1 年間の年間消費電力量の実績データがない場合でも申請は可能ですか。 27
問 3-5-a. 新築・増築施設における消費電力量の算定根拠は、どのように示せばよいですか。 28
問 3-6. 自家用発電設備が設置された施設は本補助金の申請が可能ですか。 28
問 3-7. 日本国外の施設への設備導入は本補助金の対象となりますか。 29
問 3-8. 船舶や自動車などの移動体に、本補助金で太陽光発電設備や定置用蓄電池を設置することは可能ですか。 29
問 3-9. 入居者未定の戸建て住宅や法人が所有する住宅などに太陽光発電設備を導入する場合、申請できますか。 29
4. 申請区分・実施体制 31

問 4-1. ◎本補助金では、どのような設備の組み合わせで申請できますか。 31

問 4-1-a. 対象施設に既設の定置用蓄電池または太陽光発電設備がある場合、それぞれ太陽光発電設備のみ・定置用蓄電池のみで申請できますか。 32

問 4-2. ●本補助事業の申請区分はどのように選択すればいいですか。 32

問 4-3. 本補助事業における需要家とは、どのような主体を指しますか。 33

問 4-4. ◎本補助事業におけるオンサイトの定義はどのようなものですか。 33

問 4-4-a. オンサイトの例外的な取り扱い（一の需要場所）の要件は何ですか。 34

問 4-4-b. オンサイトの例外的取り扱い（一の需要場所）における補足事項は何ですか。また、必要書類は何ですか。 34

問 4-5. ●本補助事業におけるオンサイト PPA モデルの定義は何ですか。 35

問 4-5-a. オンサイト PPA モデルの区分で PPA 事業者（発電事業者）として申請するための条件はありますか。 35

問 4-5-b. ●需要家と PPA 事業者に資本関係がある場合、オンサイト PPA モデルで申請できますか。 36

問 4-5-c. ショッピングモールに太陽光発電設備を設置し、施設の所有者と PPA 契約を締結したい場合、どのように申請すればいいですか。 37

問 4-5-d. PPA 事業者（発電事業者）が所有・管理する施設にテナントとして入居している事業者と PPA 契約を締結する場合、オンサイト PPA モデルとして申請できますか。 38

問 4-5-e. オンサイト PPA モデルでリース事業者が補助対象設備の所有者となる実施体制の場合、リース事業者を補助事業者（代表申請者または共同申請者）として申請しなければなりませんか。 38

問 4-5-f. オンサイト PPA モデルの申請において、需要家（共同事業者）と PPA 事業者（発電事業者）との間で PPA 契約を締結した状態で本補助金に応募することは認められますか。 38

問 4-5-g. オンサイト PPA モデルで申請したものを採択後にリースモデルに変更することは認められますか。 39

問 4-6. 需要家との PPA 契約またはリース契約の期間に制約はありますか。 39

問 4-7. オンサイト PPA モデルにおいてリース事業者が実施体制に含まれる場合、PPA 事業者とリース事業者とのリース契約において補助金額に相当する金額をリース料から控除する必要がありますか。また、PPA 事業者とリース事業者とのリース契約の契約期間に制約はありますか。 40

問 4-8. オペレーティングリースは認められますか。 41

問 4-9. ●オンサイト PPA モデルおよびリースモデルの申請において、補助金額の 5 分の 4 以上を需要家に還元するための契約条件はどのように設定すればいいですか。 42

問 4-9-a. ●オンサイト PPA モデルにおける例外的な還元方法（単価引き下げ）の詳細はどのようなものですか。 43

問 4-9-b. 補助金の還元方法にはどのような違いがありますか。また、定額値引きの詳細はどのようなものですか。 45

問 4-10. ◎需要家（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書、リース契約書の必須項目は何ですか（交付規程遵守、契約期間、設備の廃棄・リサイクル）。 46

問 4-10-a. PPA 契約書・リース契約書の必須項目は何ですか（補助金の還元、個別契約・FIT 制度・FIP 制度による売電の禁止、環境価値）。 47

問 4-10-b. PPA 契約書・リース契約書の必須項目は何ですか（カーボン・クレジットとしての登録禁止、担保設定の禁止、補助金の返還）。 48

問 4-10-c. 需要家（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書、リース契約書のその他の注意点には、どのようなものがありますか（運用、リスク管理）。 50

問 4-10-d. 需要家（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書、リース契約書のその他の注意点には、どのようなものがありますか（一般条項、コンプライアンス）。 51

問 4-11. 自己所有モデルの区分で申請するのは、どのような場合ですか。 52

問 4-12. 需要家以外の者（親会社や建物所有者など）が太陽光発電設備などを所有する場合、自己所有モデルで申請できますか。 52

問 4-13. 自己所有モデルで申請したものを採択後にリースモデルに変更することは認められますか。 53

問 4-14. リースモデルの区分でリース事業者として申請するための条件はありますか。 53

問 4-15. リースモデルの区分で申請する場合、代表申請者、共同申請者、代表事業者、共同事業者はどのような構成で申請する必要がありますか。 54

問 4-16. 所有権移転ファイナンスリースと所有権移転外ファイナンスリースのどちらでも申請できますか。 54

問 4-17. リースモデルの申請において、需要家への補助金の還元を契約満了時の残価で調整することは認められますか。 55

問 4-18. 転リースによる申請は可能ですか。 55

5. 設備要件①：共通事項および太陽光発電設備 57

問 5-1. 本補助事業で可能な太陽光発電設備の設置形態は何ですか。 57

問 5-2. 補助金を活用する場合の太陽光発電設備の一般的な導入プロセスの全体像はどのようなものですか。 57

問 5-2-a. 補助金を活用する場合の太陽光発電設備の一般的な導入プロセスは、各段階でどのように進みますか（事前検討・基本設計）。 58

問 5-2-b. 補助金を活用する場合の太陽光発電設備の一般的な導入プロセスは、各段階でどのように進みますか（詳細設計）。 60

問 5-3. 太陽電池モジュールを設置する場合、追加荷重や構造安全性の確認のポイントは何ですか。 60
問 5-4. 積雪地域で申請する場合、注意すべき点は何ですか。 61
問 5-5. 太陽光発電設備の固定方法に関する注意点は何ですか。 61
問 5-6. ペロブスカイト太陽電池を補助対象として申請できますか。 62
問 5-7. ●太陽光発電設備の法定耐用年数の考え方は何ですか。 62
問 5-8. ●本補助事業で申請する太陽光発電設備の導入量はどの程度とするのが妥当ですか。 63
問 5-8-a. 平日と休日の消費電力量の差が大きい施設の場合、太陽光発電設備の導入量はどの程度とするのが妥当ですか。 64
問 5-8-b. 倉庫に太陽光発電設備を設置する場合、どのような点を考慮する必要がありますか。 ... 65
問 5-8-c. 太陽光発電設備で過積載率を 100%以上にするメリットは何ですか。 65
問 5-9. ●非常時（停電時）の電力供給要件を満たすには、どのような設備が必要ですか。 66
問 5-9-a. 非常時（停電時）の電力供給について、申請書類への記載内容に関する留意事項は何ですか。 66
問 5-10. 特定負荷や非常用コンセントは、太陽光発電設備と同じ建物に設置する必要がありますか。 67
問 5-11. RPR（逆電力継電器）などの逆潮流を防止する機器の設置は必須ですか。 68
問 5-12. 本補助事業で導入する太陽光発電設備で発電した電力を FIT（固定価格買取制度）や FIP（フィードインプレミアム）制度により売電することは認められますか。 68
問 5-13. 太陽光発電設備で発電した電力のうち、余剰分を売電することは認められますか。 69
問 5-14. 太陽光発電設備の発電電力を自己託送することは認められますか。 69
問 5-15. ●太陽光発電設備や蓄電池の系統連系について、一連の流れはどのようなものですか。 .. 70
問 5-15-a. 系統連系契約書の名称の例には、どのようなものがありますか。 71
問 5-16. 太陽光発電設備の試運転について、留意すべき点は何ですか。 71
問 5-17. ●改正電気事業法による使用前自己確認などの新たな義務には、どのようなものがありますか。 72
問 5-17-a. 使用前自己確認などの届出に関する注意事項と参考情報は何ですか。 73
問 5-18. FIT・FIP 制度の認定（「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第 9 条第 4 項）の概要は何ですか。 74
問 5-19. 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」および「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」の遵守事項には、どのようなものがありますか（合意形成など）。 74
問 5-19-a. 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」および「説明会及び事前周知措置実施ガイ

ドライン」の遵守事項には、どのようなものがありますか（電気事業法関連など）。 75
問 5-20. 地域住民などへの説明会等の実施が必要なのは、どのようなケースですか。 76
問 5-20-a. 説明会等はどのように実施すればよいですか。また、提出資料の要件は何ですか。 77
問 5-21. ◎IoT 製品のセキュリティ対策について、どのような要件がありますか。 78
問 5-21-a. なぜ太陽光発電設備や蓄電池に JC-STAR 適合ラベル取得製品の使用が求められるのですか。 79
問 5-21-b. JC-STAR 適合ラベル取得製品は、具体的にどの機器が対象となりますか。既存設備も対象ですか。 79
問 5-21-c. JC-STAR 適合ラベル取得製品の対象は、インターネットで通信を行う機器だけですか。 80
6. 設備要件②：定置用・車載型蓄電池および充放電設備 81
問 6-1. 本補助金で申請できる定置用蓄電池の種類に制限はありますか。 81
問 6-2. リユースの定置用蓄電池も補助対象になりますか。 81
問 6-3. 蓄電池の (Ah) と (kWh) という単位はそれぞれ何を表しますか。また、どのように換算できますか。 82
問 6-4. 家庭用の定置用蓄電池を複数台設置した場合、業務・産業用の定置用蓄電池と見なされますか。 83
問 6-5. ●業務・産業用の定置用蓄電池には、家庭用と同様または特有の補助金上の要件はありますか。 83
問 6-5-a. 蓄電池の届出基準の改正内容は何ですか。 84
問 6-6. 家庭用の定置用蓄電池を複数台接続して使用する場合、火災の発生のおそれのある設備として地方公共団体が制定する火災予防条例による規制の対象となりますか。 84
問 6-7. 可搬式の蓄電池は補助対象になりますか。 85
問 6-8. 変圧器、キュービクル、定置用蓄電池などの固定方法は耐震クラス S を満たす必要がありますか。 85
問 6-9. ●定置用蓄電池の導入量はどの程度が妥当ですか。また、導入する太陽光発電設備の規模と連動させる必要がありますか。 86
問 6-9-a. 対象施設の消費電力が高い水準で安定しており、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を対象施設でほぼ完全に自家消費できる場合でも、蓄電池の導入は必須ですか。 87
問 6-9-b. 商用系統の電力や既設の太陽光発電設備など、本補助事業で導入する太陽光発電設備以外の電力で定置用蓄電池を充電することは可能ですか。 88
問 6-10. ●蓄電池の残量設定はどのように行えばよいですか。 89

問 6-11. ハイブリッド車 (HV) を車載型蓄電池として申請できますか。 89
問 6-12. 放電機能のない充電設備を充放電設備として申請できますか。 90
問 6-13. 充放電設備の導入のみで、本補助金を申請できますか。 90
問 6-14. 電気自動車 (EV) をリースで導入する場合、どのような点に注意する必要がありますか。 90
7. 補助対象経費・補助金額 92
問 7-1. ●本補助事業における補助対象経費の基本的な考え方は何ですか。 92
問 7-2. ◎本補助事業における補助対象外経費の具体例は何ですか。 92
問 7-2-a. 補助対象外経費の詳細な内容と具体例には、どのようなものがありますか（交付決定日より前に発生した経費など）。 93
問 7-2-b. 補助対象外経費の詳細な内容と具体例には、どのようなものがありますか（予備品・更新費用など）。 95
問 7-2-c. 補助対象外経費の詳細な内容と具体例には、どのようなものがありますか（建物・外構工事、防水工事など）。 96
問 7-2-d. 補助対象外経費の詳細な内容と具体例には、どのようなものがありますか（補助事業と直接的な関係のない機器費、工事費など）。 97
問 7-2-e. 補助対象外経費の詳細な内容と具体例には、どのようなものがありますか（租税公課など）。 98
問 7-3. 太陽光発電設備の使用前自己確認の費用は補助対象経費として計上する必要がありますか。 99
問 7-4. 太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーの機器費用のみを補助対象経費とし、工事費を補助対象外経費とすることは認められますか。 100
問 7-5. 太陽電池モジュール（太陽光パネル）、パワーコンディショナー、定置用蓄電池などについて、中古、新古、使用済みの製品、実証段階のものを補助対象として申請できますか。 100
問 7-6. 自営線の設置費用を補助対象経費として計上する必要がありますか。 101
問 7-7. 設計費を補助対象経費として計上する必要がありますか。 101
問 7-8. ●本補助事業における利益排除の考え方は何ですか。自社製品を補助対象経費として計上することはできますか。 102
問 7-9. 補助対象設備の発注時に補助対象外経費を含めた契約はできますか。 103
問 7-10. 販売事業者や施工業者などへの支払いはどのような方法で行う必要がありますか。 103
問 7-11. 補助事業で購入した機器などの消費税は、どのように取り扱われますか。 104
問 7-11-a. 課税事業者の判定方法は何ですか。また、消費税取り扱い時の注意事項は何ですか。 104

8. 応募方法 106

問 8-1. G ビズ ID にはどのような種類がありますか。 106

問 8-2. ●施工業者やコンサルタントなどに申請手続きのサポートを依頼する場合、どのように申請を行えばいいですか。 106

問 8-3. 応募書類の様式で押印が必要な書類はありますか。 108

問 8-4. 応募書類の提出後に代表者が変更となる予定の場合、応募書類をどのように作成する必要がありますか。 108

問 8-5. 補助事業の実施体制表に複数の事業者が含まれる場合の注意点は何ですか。 108

問 8-6. 同一受電の施設はどのように申請する必要がありますか。また、複数の施設を申請する場合はどのように行えばいいですか。 108

問 8-7. 同一敷地内に別受電の施設がある場合、どのように申請を行えばいいですか。 109

問 8-8. 申請単位（1 件の申請とするか、複数の申請とするか）は、どのように判断すればよいですか。 110

9. 審査・評価 112

問 9-1. ◎応募書類を作成する際にどのような点に注意する必要がありますか。 112

問 9-2. ◎公募要領に記載された本補助金の要件を満たす内容で応募した場合、採択されますか。 112

問 9-3. 本補助金の採択は先着順ですか。 112

問 9-4. 費用効率性の NG 例には、どのようなものがありますか。 113

問 9-4-a. 本補助事業の申請区分の中で、特に採択されやすい区分はありますか。 113

問 9-5. ●応募書類の不備や不足は、どのように審査結果に影響しますか。 114

問 9-6. 補助事業の応募の件数や金額などは公表されますか。 114

問 9-7. 過去に国の補助金で太陽光発電設備を導入した施設について、再度申請した場合、審査において不利になりますか。 114

問 9-8. 応募書類の審査において、蓄電池容量はどのように評価されますか。 115

問 9-9. ●本補助事業による CO_2（二酸化炭素）削減量の目標値はどのように算出すればいいですか。 115

問 9-9-a. 自家消費電力量の算定時に注意すべき点は何ですか。 117

問 9-9-b. 費用効率性の計算例はどのようなものですか。 118

問 9-9-c. 余剰電力が発生しやすい時期はいつですか。また、算定データに関する注意点は何ですか。 118

問 9-10. ●太陽光発電設備の発電量の計測に関する要件は何ですか。 119
問 9-10-a. 計測データはどのように記録・保存すればよいですか。 120
問 9-11. 再エネ促進区域とは具体的にどのような制度ですか。また、本補助事業との関連性は何ですか。 122
問 9-11-a. 再エネ促進区域に関する評価対象外となるのはどのような場合ですか。 123
10. 補助事業の流れ 124
問 10-1. ◎本補助金の公募要領および Q&A 集において、「応募」「交付申請」「申請」といった言葉はどのような使い分けがされていますか。 124
問 10-2. 交付規程第 7 条（交付の決定）ではどのようなことが定められていますか。 124
問 10-3. ◎交付決定後に変更点が生じた場合、どのような報告義務がありますか。 125
問 10-3-a. 変更点が生じた場合、機構へはどのように報告すればよいですか。 126
問 10-3-b. 交付規程第 8 条第 3 号に規定された計画変更承認申請書（様式第 5）は、どのような場合に提出が必要ですか。 127
問 10-4. 交付規程第 14 条（交付決定の取消など）ではどのようなことが定められていますか。 128
問 10-5. 交付規程第 11 条（実績報告書）ではどのようなことが定められていますか。 129
問 10-6. 完了実績報告書の提出後、どのような手続きを経て、補助金が交付（入金）されますか。 130
問 10-7. 補助金の振込先は代表申請者になりますか。 131
問 10-8. 補助事業の成果について、どのような公表や協力が求められますか。 132
問 10-9. 交付規程第 16 条（事業報告書の提出）ではどのようなことが定められていますか。 133
問 10-9-a. 事業報告書の提出時期と報告対象期間の考え方は何ですか。 133
11. 事後管理・その他 135
問 11-1. 補助事業完了後に、太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーを増設することはできますか。 135
問 11-2. 補助対象設備を担保とした資金調達を行うことはできますか。 135
問 11-3. 補助金に関する不正行為にはどのような罰則が適用されますか。 136
問 11-4. 本補助事業で創出される温室効果ガス (CO_2) 排出削減効果（環境価値）を J-クレジット制度に登録することは認められますか。 137
問 11-5. 本補助事業で創出される環境価値をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。 137
問 11-6. RE100、再エネ 100 宣言 RE Action、SBT、TCFD、エコ・ファースト制度、デコ活とは、

それぞれどのような取り組みですか。 138
問 11-6-a. RE100 などのイニシアチブとストレージパリティ事業との関連は何ですか。 139
問 11-7. 圧縮記帳などの税務上の特例の活用はできますか。 139
問 11-8. 中小企業経営強化税制（即時償却を含む）の活用は認められますか。 140
問 11-9. 交付された補助金は課税対象になりますか。 141
問 11-10. 車載型蓄電池を補助対象設備として申請する場合、エコカー減税の活用は認められますか。 141
問 11-11. CO_2削減量の実績値が目標値を下回る場合、どのような対応が必要ですか。 142
問 11-12. 補助事業の実施に関する書類の保存期間は何年間ですか。 143
問 11-13. 会計検査院による検査とは、どのようなものですか。 143
問 11-14. ◎補助事業による取得財産等の管理および処分について、どのような点に留意するべきですか。 144
問 11-14-a. 財産処分の手続きはどのように行いますか。また、補助対象設備の管理上の注意点は何ですか。 145
問 11-15. ●一般的にパワーコンディショナーの製品寿命は 10 年程度ですが、交換する際、補助金の返還が発生しますか。その他の機器を交換・修理する場合は、どのように対応すればよいですか。 146
問 11-15-a. 補助対象設備の交換・修理後に報告が必要な事項は何ですか。 147
12. 別表 149
問 12-1. ●ストレージパリティ事業の補助金の交付額はどのように算出されますか。 149
問 12-2. 本補助金の交付額はどのような上限額や下限額が規定されていますか。 150
問 12-3. ◎公募要領「別表第 1」に基づく太陽光発電設備の補助金基準額はどのように算定しますか。 151
問 12-4. 太陽光発電設備や定置用蓄電池の補助金基準額に設置工事費相当額として 10 万円が加算されますか。 152
問 12-5. ◎公募要領「別表第 1」に基づく定置用蓄電池の補助金基準額はどのように算定しますか。 152
問 12-6. 「公称電圧」とは何ですか。 153
問 12-7. 公募要領「別表第 1」に基づく車載型蓄電池の補助金基準額はどのように算定しますか。 153
問 12-8. 公募要領「別表第 1」に基づく充放電設備の補助金基準額はどのように算定しますか。 154
問 12-9. ハイブリッドタイプ（太陽光発電設備と蓄電システムのパワーコンディショナーが一体型）の製品の場合、定置用蓄電池の補助金基準額はどのように算定しますか。 155

13. 外部参考情報・改訂履歴 157
13.1 外部参考情報（URL 一覧） 157
13.2 改訂履歴 163

凡例

見出し番号の参照方法

公募要領 (KY)・公募要領別冊 (BS) の見出し番号は、章・節・項で構成されています。

表：KY・BS の見出し番号の呼称

表記	呼称
1 章	章
1.1 節	節
1.1.1 項	項

Q&A 集 (QA) の見出し番号は、章と問いで構成されています。

表：QA の見出し番号の呼称

表記	呼称
1 章	章
問 2-2.	基本となる問い
問 2-2-a.	基本となる問いの派生的な問い

表：各資料の略称と表記例

略称	正式名称	表記例
KY	公募要領	KY 2 章、KY 2.1 節、KY 2.1.1 項
QA	Q&A 集	QA 問 1-4
BS	公募要領別冊	BS 1 章 「全体的な注意事項」、BS 1.5 節 「申請区分」

表：参照表記の例

表記例	意味
KY 4.1.1 項 参照	公募要領の 4 章 1 節 1 項を参照
QA 問 1-4 参照	Q&A 集の問 1-4 を参照
BS 1.4 節 「連絡先記入と押印について」参照	公募要領別冊の 1.4 節を参照

QA に関する留意事項

- ✧ QA の見出しには以下のルールがあります。
  - ➢ ◎は特に重要なもの（制度の根幹に関わる、あるいは間違えると補助金が受けられなくなる可能性のある重要な注意点）
  - ➢ ●は重要なもの（補助事業を実施する上で重要性が高いもの）
- ✧ QA の内容は一般的な回答であり、個別の状況によっては異なる結論になる可能性があります。
  - ➢ 法務については弁護士、税務については税理士、技術的な内容については電気主任技術者・施工業者など、それぞれの専門家に相談することを推奨します。
- ✧ KY と QA の内容に齟齬がある場合は、KY の内容が優先されます。

用語集

共通用語の定義は、KY の「1.5 KY・QA・BS で使用される主な専門用語」を参照してください。

KY の用語集では、以下の分類で用語を定義しています。

- ✧ 制度的用語（主体・手続き）：補助事業者、代表申請者、共同申請者、還元要件、費用効率性など
- ✧ 技術用語（現象・概念）：ストレージパリティ、逆潮流、環境価値など

QA では KY で定義された用語に基づいて解説しています。

参照形式について

- ✧ 本文中で「→ 問 X-X 参照」と記載されている場合、当該問いに詳細な説明があります。
- ✧ まず主要な問いの回答を確認してから、関連する問いを参照してください。

KY・QA の章立ての解説

KY・QA の各章は、以下の構成になっています。

表：KY・QA の章立ての解説

章	章の名称	主な内容
1 章	事業概要	本補助金は何か？
2 章	スケジュール・事業期間	いつ申請できるのか？
3 章	申請者要件	自分は申請できるか？
4 章	申請区分・実施体制	どの区分で申請するか？
5 章	設備要件①：共通事項および太陽光発電設備	全般・太陽光の要件は？
6 章	設備要件②：定置用・車載型蓄電池および充放電設備	蓄電池などの要件は？
7 章	補助対象経費・補助金額	いくらもらえるか？
8 章	応募方法	どうやって申請するか？
9 章	審査・評価	どう審査されるか？
10 章	補助事業の流れ	申請後どうなるか？
11 章	事後管理・その他	補助金交付後の義務は？
12 章	別表	補助金額の算定表
13 章	外部参考情報・改訂履歴	外部リンク集・バージョン情報

1. 事業概要

関連する公募要領の参照先：KY 1 章

問 1-1.「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」はどのような方式で実施されますか。

本補助事業は、国（環境省）から交付決定を受けた一般財団法人環境イノベーション情報機構（Environmental Innovation and Communication Organization：以下「機構」または「EIC」という）が執行団体となり、補助金を交付する「間接補助方式」で実施されます。

申請者（間接補助事業者）は、環境省に直接申請するのではなく、機構に対して応募、採択後の交付申請、完了実績報告などの手続きを行います。

事業実施スキームについては、KY 1.2.3 項 を参照してください。

ストレージパリティ事業を実施する上でのポイント

- ✧ 間接補助方式は、国が直接補助金を交付するのではなく、執行団体を通じて交付する仕組みです。
- ✧ 本補助事業の申請者は、法令上「間接補助事業者」と呼ばれます。
- ✧ 交付決定日より前に発注・契約・納品・着工・支払いを行うと、原則として補助対象外になります。
- ✧ 補助対象設備の処分制限期間中は、適切な管理と運用が必要です。

参考：一般財団法人環境イノベーション情報機構 (EIC)

機構 (EIC) は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金において多数の執行実績を有する団体です。令和 2 年度（補正予算）以降は、ストレージパリティ事業の執行団体として選定されています。

EIC ウェブサイト：https://www.eic.or.jp/

問 1-2.「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」はどのような目的で実施されますか。

本補助事業の目的は、主に次の 2 点です。

1. 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

- ✧ 自家消費型の太陽光発電設備の導入を促進し、再生可能エネルギーの主力電源化を推進します。
- ✧ 2050 年カーボンニュートラルの達成に貢献します。
  - ➢ カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡により、排出量が実質ゼロとなる状態
  - ➢ 応募書類では、CO_2削減効果や費用効率性を具体的に示してください。

2. 地域共生型の太陽光発電設備の導入の推進

- ✧ 環境を保全し、景観に配慮した太陽光発電設備の導入を推進します。
- ✧ 蓄電池の併設により、停電時における電力供給を可能にし、地域のレジリエンス向上に寄与します。
  - ➢ レジリエンス：災害などの危機に対する対応力および回復力
  - ➢ 応募書類では、設置計画・運用計画・非常時の対応を示してください。

参考：ストレージパリティ事業の背景

- ✧ 本事業の背景には、気候変動対策の緊急性、エネルギー価格の高騰、電力需給の逼迫（ひっぱく）などへの懸念があります。近年の気候変動問題への関心の高まりを受け、再生可能エネルギーの利用はますます重要になっています。
- ✧ 環境省は民間企業における自家消費型の太陽光発電の導入を促進し、2030 年度までに少なくとも 10GW（ギガワット）の導入を目標としています。本補助事業はこの目標を達成するための施策の一つです。

補助事業の目的と効果については KY 1.2 節 を参照してください。

問 1-3. 本補助金の名称に含まれるストレージパリティとは、どのような状態を指しますか。

ストレージパリティ (storage parity) とは、蓄電池を導入することによる経済的メリットが導入コストを上回る状態を指します。

経済的メリット（電気料金削減）の仕組み

ストレージパリティの達成には、主に以下の 2 つの電気料金削減効果が寄与します。

- ✧ 基本料金の削減（ピークカット効果）
  - ➢ 電力需要のピーク時に蓄電池から放電し、最大需要電力（デマンド値）を抑えることで、基本料金を低減します。
  - ➢ 多くの電力契約では、過去 1 年間における最大需要電力（デマンド値）に基づいて基本料金が決定されるため、ピーク時の電力を抑制することがコスト削減につながります。
- ✧ 電力量料金の削減（自家消費効果）
  - ➢ 太陽光発電の余剰電力を蓄電し、発電量が不足する時間帯（朝夕、夜間、悪天候時など）に放電して自家消費することで、電力会社からの購入電力量を削減します。

補足：デマンド値について

デマンド値は 30 分間の平均使用電力 (kW) を基に算出されます。1 か月の期間内で最も大きかった 30 分デマンド値がその月の最大需要電力となります。

ストレージパリティ達成のポイント

蓄電池の導入費用の低減だけでなく、電気料金の高騰、適切な蓄電池容量の選定、電力使用パターンの見直し（ピークシフトなど）がストレージパリティの達成に大きな影響を与える要因です。

定義の詳細は KY 1.5.2 項 を参照してください。

問 1-4. ◎令和 7 年度補正予算におけるストレージパリティ補助金の主な変更点は何ですか。

令和 7 年度補正予算における主な変更点は以下のとおりです。

数値要件の変更

表：数値要件の変更

項目	令和 6 年度補正予算・令和 7 年度当初予算	令和 7 年度補正予算	備考
蓄電池容量下限（戸建て以外）	15kWh 以上	20kWh 以上	引き上げ
交付上限（蓄電池など）	1,000 万円	4,000 万円	引き上げ
交付上限（全体）	3,000 万円	6,000 万円	引き上げ
定置用蓄電池の目標価格	業務・産業用は 11.9 万円/kWh、家庭用は 12.5 万円/kWh	業務・産業用は 11.8 万円/kWh、家庭用は 11.5 万円/kWh	引き下げ
定置用蓄電池の基準額	業務・産業用は 3.9 万円/kWh、家庭用は 4.1 万円/kWh	業務・産業用は 3.9 万円/kWh、家庭用は 3.8 万円/kWh	維持・引き下げ

- ✧ 戸建て住宅以外の施設で 15kWh 以上 20kWh 未満の蓄電池の導入を計画していた事業者は、20kWh 以上の蓄電池に変更することが必要です。

制度・要件の変更

表：制度・要件の変更

項目	令和 6 年度補正予算・令和 7 年度当初予算	令和 7 年度補正予算
完了実績報告書の提出期限	補助対象設備の支払完了日から 30 日以内または当該年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までに提出	支払完了前であっても、補助対象設備の検査合格日から 30 日以内または当該年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までに先行して提出（支払い完了後に支払証明書を追加提出）
IoT 製品のセキュリティ対策	（規定なし）	IP 通信機能を有する機器のうち、JC-STAR の取得対象となる機器について、JC-STAR 適合ラベル取得製品（★1 以上）を原則使用
蓄電池の認証（加点項目）	類焼試験適合、供給体制、広域認定	類焼試験適合のみ
需要家の Scope3 に関係する企業との協力（加点項目）	加点項目の一つ	廃止
再エネ促進区域（優先採択項目）	設置場所が地方公共団体が設定する再エネ促進区域に含まれるか	設置場所が地方公共団体が設定する再エネ促進区域に含まれ、当該地方公共団体の確認を受けているか
設備設置に伴う追加荷重	（規定なし）	太陽電池モジュールの設置によって発生する、追加の固定荷重の計算書・根拠資料を提出
設備設置に伴う構造安全性	（旧耐震基準の場合を除き、提出書類なし）	太陽電池モジュールを屋根に設置する場合は、設備の固定荷重・地震荷重・風圧荷重・積雪荷重などの各種荷重および外力に対して対象となる建築物が安全に耐え得る構造耐力を有していることを証する書類を提出

2. スケジュール・事業期間

関連する公募要領の参照先：KY 2 章

問 2-1. ◎補助対象設備の発注・契約・納品・着工・支払いはいつから行えますか。

補助対象設備の発注、契約、納品・着工、支払いはすべて交付決定日以降に行う必要があります。交付決定日（交付決定通知書の発行日）より前に、補助対象設備の発注・契約・納品・着工・支払いを行うことはできません。

禁止事項（交付決定日より前に行ってはいけないこと）

以下の行為を交付決定日より前に行った場合、その経費は補助対象外となり、補助金が交付されません。

- ✧ 注文書の発行、注文請書の受領
- ✧ 契約書の締結
- ✧ 設備の納品・着工
- ✧ 設備代金および工事代金の支払い

「知らなかった」「業者から指示された」といった理由は認められませんので、十分にご注意ください。

許可される準備行為（交付決定日までに行ってもよいこと）

以下の準備行為は、交付決定日前であっても実施可能です。

- ✧ 見積書の取得
- ✧ 発注先の選定（内定）
- ✧ 設置場所の調査
- ✧ 社内の決裁

例外：納期が長期化している機器の事前発注

昨今の情勢による納期遅延の対策として、以下の機器に限り、交付決定日より前であっても発注することを認めます。これらは「補助対象外経費」として計上する必要があることに注意してください。

- ✧ RPR（逆電力継電器）
- ✧ OVGR（地絡過電圧継電器）
- ✧ ZPD（零相電圧検出装置/検出器）
- ✧ キュービクル、高圧分岐盤、変圧器（トランス）
- ✧ 既設受変電設備の改造費
- ✧ 電力系統の保護に必要なその他の装置（過電流継電器 (OCR)、不足電圧継電器 (UVR) など）

✧ 電力計測に必要な機器類（電力量計 (WHM)、計器用変成器 (IT) など）

※ 太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池本体などの主要な機器は事前発注の対象外です。これらを事前発注した場合は、事業全体が補助対象外となり、補助金が交付されません。

制度上の原則は KY 2.2.1 項 を、補助事業の実施スケジュールについては BS 4.3 節 「B1-2 補助事業の実施スケジュール（Excel)」をそれぞれ参照してください。

問 2-2. ◎補助対象設備の発注に関する見積書・契約は、どのように取り扱えばよいですか。

原則として、同一条件で 3 者以上の相見積もりを取得し、競争性と経費の適正性を確保した上で発注してください。

判断軸

✧ 競争性：原則として同一条件で 3 者以上の相見積もりを取得してください。

✧ 経済性：原則として最低価格を提示した事業者を選定してください。

✧ 透明性：見積書には宛名、発行日、有効期限、発行者情報、機器名・型番・数量・単価を明記してください（「一式」は不可)。

制度上の発注開始条件は KY 2.2.1 項、見積書の基本要件は KY 7.1.1 項、応募書類作成時の注意点は BS 5.7 節 「C3-1 見積書」および BS 5.7-c 節 「C3-1 1 者または 2 者見積時の理由書」を参照してください。

3 者見積もりが困難な場合の例外判断や契約方法は QA 問 2-2-a・QA 問 2-2-b・QA 問 2-2-c を、値引きの取り扱いと事業者資格の要件は QA 問 2-2-d をそれぞれ参照してください。

問 2-2-a. 1 者または 2 者からの見積書でも認められますか。

はい、正当な理由がある場合に限り、1 者または 2 者でも認められます。

本問は QA 問 2-2 の補足です。原則として同一条件で 3 者以上の見積書が必要であり、例外を適用する場合は理由書（様式任意）を提出し、機構の承認を受けることが必要です。理由書の提出様式は BS 5.7-c 節 「C3-1 1 者または 2 者見積時の理由書」を参照してください。

例外が認められる主なケース

✧ 特許製品や特殊技術のため、取り扱い事業者が限定される場合

✧ 3 者以上へ依頼したが辞退が発生し、結果として 1 者または 2 者になった場合

辞退が発生した場合は、依頼日、辞退連絡日、事業者名、連絡先、辞退理由を記録した「見積辞退の経緯書」（様式任意）を添付してください。単に「都合により辞退」といった主観的な理由は認められません。

また、特殊技術などを理由とする 1 者見積を提出する場合、当該技術などが必須であるという自己申告の理由書だけではなく、他社では対応不能であることを客観的に示すメーカーなどの証明書の添付を原則必須とします。こうした客観的な証明がない理由書は認められません。

問 2-2-b. 特定の事業者への発注を予定している場合、その業者からの見積書のみで申請できますか。

はい、申請できます。ただし、特定の事業者（1者）からの見積書のみで申請する場合は、理由書（様式任意）を提出し、機構の承認を受けることが必要です。理由書の提出様式は BS 5.7-c 節「C3-1 1 者または 2 者見積時の理由書」を参照してください。

本問は QA 問 2-2 の補足（例外・具体例）です。

1 者見積が認められる基本的な要件は QA 問 2-2-a を参照してください。

理由書の作成ポイント

理由書には、なぜその事業者でなければならないのか、客観的かつ合理的な理由を具体的に記載してください。

- ✧ 既設設備との互換性や連携が必須で、他の事業者では対応できない場合
- ✧ 特殊な工法や技術が必要で、当該事業者のみが施工可能な場合
- ✧ 保守管理上の責任分担から、当該事業者以外では適切に履行できない場合

「長年の付き合いがある」「信頼できる」などの主観的理由のみでは認められません。既設設備との互換性や特殊技術などを理由とする場合は、客観的に確認できる証明資料の添付を原則必須とします。

機構が理由書の内容や証明資料を不適当と判断した場合は、改めて相見積もりの取得を求めるか、申請自体を認めないことがあります。

問 2-2-c. 補助事業における契約はどのように行う必要がありますか。

本補助事業における契約（売買、請負など）は、交付規程第 8 条第 1 項第二号に基づき、競争性を確保した方法で行う必要があります。

本問は QA 問 2-2 の補足（例外・具体例）です。

契約方法の種類

- ✧ 一般競争入札
  - ➢ 広く入札参加者を募り、価格競争によって契約先を決める方法です。公的機関が主に行う方法です。
- ✧ 指名競争入札
  - ➢ 資力や信用などについて適当と認める特定の事業者を複数指名して、競争させる方法です。公的機関が主に行う方法です。
- ✧ 随意契約
  - ➢ 複数の事業者から見積書を取得し（相見積もり）、価格や条件を比較検討して、最も有利な条件（通常は最低価格）を提示した事業者と契約する方法です。
  - ➢ 民間企業が補助事業者となる場合、実務上はこの相見積もりによる随意契約が多く行われ

ます。

民間事業者が随意契約を行う場合の注意点

- ✧ 見積書取得の基本的な要件は QA 問 2-2 および QA 問 2-2-a を参照してください。
- ✧ 最低価格以外の事業者を選定する場合は、その合理的な理由（納期、技術力、アフターサービスなど）を説明できる理由書（様式任意）を作成してください。
- ✧ 契約書または注文書・請書を作成し、書面で契約を締結してください。口頭での契約は認められません。

問 2-2-d. 見積書の値引きはどのように取り扱われますか。また、事業者の資格要件は何ですか。

値引き処理は単価の透明性を損なわないこと、工事を含む契約は法令上必要な資格を満たす事業者を選定することが必要です。

本問は QA 問 2-2 の補足です。

値引きの取り扱い

- ✧ 「出精値引き」などの項目で一括して値引きを行うと、個々の機器の単価などが不明確になるため、認められません。
- ✧ 一括して値引きを行う場合は、値引き前の金額比率に応じて値引き額を按分し、個々の機器の単価と金額を再計算する必要があります。

表：出精値引きの按分計算例

項目	値引き前金額	比率	按分後の値引き額	値引き後金額
機器 A	100 万円	100/350	▲2.9 万円	97.1 万円
機器 B	200 万円	200/350	▲5.7 万円	194.3 万円
工事費	50 万円	50/350	▲1.4 万円	48.6 万円
合計	350 万円	-	▲10 万円	340 万円

※端数処理の計算ルールを見積書の備考欄または按分計算書（様式任意）に明記してください。

事業者の資格要件

工事を含む発注を行う場合は、その工事に法令上必要な資格（建設業許可、電気工事業登録など）を有する事業者から見積書を取得してください。必要な資格を持たない業者への発注は法令違反となるた

め、認められません。

【参考情報】

「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000100/20220617_504AC0000000068

※建設業を営む場合は、原則として国土交通大臣または都道府県知事の許可を受ける必要があります（建設業法　第 3 条）。ただし、建築一式工事で請負代金が 1,500 万円未満（税込）または延べ面積 150m²未満の木造住宅工事、その他の工事で請負代金が 500 万円未満（税込）の「軽微な建設工事」のみを請け負う場合は、許可は不要です。なお、正当な理由なく契約を分割して発注した場合は、各契約の請負代金を合算した額で判定されます。

「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」（国土交通省）

https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1

問 2-3. 工事に着手している場合でも、本補助金を申請できますか。

太陽光発電設備などの補助対象設備の工事に既に着手している場合は、本補助金を申請することはできません。

工事着手の判定は、交付決定日より前に QA 問 2-1 の禁止事項（発注・契約・納品・着工・支払い）に該当する行為があるかどうかで行います。

補助対象外となる設備

以下の設備は補助対象外となります。

- ✧ 交付決定日より前に発注済みの設備
- ✧ 交付決定日より前に工事に着手（着工）した設備
- ✧ 交付決定日より前に設置済みの設備

問 2-4. ◎本補助事業の完了とは、どのような状態を指しますか。

本補助事業の完了とは、検収完了・支払完了・権利関係の確定のすべてを満たした時点を指します。

補助事業の完了要件

本補助事業の完了とは、通常は工事完了届を受領した後、検収を完了し、補助対象経費全額の支払い（施工業者などの口座への入金）が完了した時点を指します。なお、リースバックの場合はリース事業者からの支払いが完了した時点、転リースの場合は権利関係が確定した時点となります。

- ✧ 検収完了（検査合格日）
  - ➢ 導入したすべての補助対象設備の物理的な引き渡しおよび検収が完了していること。
- ✧ 支払完了（支払完了日）
  - ➢ 補助事業者（代表申請者または共同申請者）から販売事業者や施工業者などに対する補助対象経費のすべての支払いが完了していること。
    - □ 支払い条件が試運転後となっているなどして、補助事業の実施期限までにすべての支

払いが完了しないことが判明した場合、機構および環境省の判断で補助金の交付決定を取り消すことがあります。

✧ 権利関係の確定（支払完了日または借受日）

- ➢ オンサイト PPA モデルでリース事業者が実施体制に含まれる場合は、補助対象設備の所有権が交付申請書および完了実績報告書の「補助事業の実施体制表」に記載されたとおりとなっており、リースバックなどに関するリース事業者からの支払いが完了していること。
- ➢ リースモデルで転リースを行う場合は、補助対象設備の所有権が交付申請書および完了実績報告書の「補助事業の実施体制表」に記載されたとおりとなっていること。

電力供給（発電開始）に関する原則と例外

本補助事業の目的上、太陽光発電設備などの導入完了後は、対象施設への電力供給（発電開始）を速やかに行うことが前提です。

ただし、一般送配電事業者との系統連系契約に時間を要する場合は、QA 問 2-4-a の例外規定に基づき、完了実績報告書の提出を受け付けます。

制度上の要件は KY 2.2.2 項 （表 2-5 を含む）を参照してください。

問 2-4-a. 系統連系契約の例外規定は何ですか。また、完了実績報告書はどのように提出すればよいですか。

系統連系契約については、申込済みであることと回答待ちであることの両方が確認できる場合のみ、発電開始を完了実績報告書の提出後とすることができます。この例外はあくまで系統連系契約に関するものであり、他の完了要件は免除されません。

系統連系契約に関する例外規定

一般送配電事業者との系統連系契約については、以下の両方の条件を満たす場合に限り、例外を認めます。この例外規定はあくまで系統連系契約に関するものであり、それ以外の完了要件が免除されるわけではありません。

✧ 申込済みであること

- ➢ 完了実績報告書の提出時点で、一般送配電事業者に対して系統連系契約を申し込み済みであり、かつその申込日、受付番号などが確認できる正式な書類（例：申込書の控え）を提出できること。
  - □ 単なる問い合わせや事前相談の記録は該当しません。

✧ 回答待ちであること

- ➢ 系統連系契約の回答に時間を要することが一般送配電事業者との正式な協議資料（例：工程表、連絡文書）などで客観的に確認できること。
  - □ 自社のみの見解や見込みに基づく説明は認められません。

この場合、太陽光発電設備の発電開始は完了実績報告書の提出後であっても差し支えありません。

ただし、完了実績報告書を提出した年度の翌年度内で系統連系契約を完了し、確実に発電を開始する必要があります。進捗や遅延理由の説明がないまま稼働しない場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

なお、一般送配電事業者からの接続検討または系統連系契約の申し込みの回答で、OVGR（地絡過電圧継電器）や EVT（接地形計器用変圧器）の設置を求められ、太陽光発電設備の発電開始が 1 年以上先になる場合は、原則として廃止承認申請書の提出を求めます。

完了実績報告書と系統連系例外の補足

- ✧ 検収とは、設備が契約内容どおりに納品・設置され、性能要件を満たしていることを確認する一連の行為を指します。
- ✧ 完了実績報告書の提出期限は KY 2.2.3 項 を参照してください。
- ✧ 完了実績報告書の提出が遅れた場合や内容に不備があった場合は、補助金の交付が遅れる、または交付しないことがあります。
- ✧ 系統連系契約に関する例外規定の適用を希望する場合は、完了実績報告書の提出時に、申込書の控え（申込日など確認できる書類）や協議資料などを添付して、機構の確認を受けてください。
- ✧ 補助事業の実施に関して懸念される点が生じた場合は、お早めにお問い合わせください。

完了要件の全体像は QA 問 2-4 を参照してください。

問 2-5. ◎補助事業の期間内の完了を見込んで交付申請を行ったものの、補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合は、どのような取り扱いになりますか。

交付決定日以降に発生したやむを得ない事由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合は、判明した時点で速やかに機構に相談してください。ただし、真にやむを得ない事由が交付決定後に生じたものであることが判断要件となり、安易な理由は認められません。

状況を確認した上で、必要な対応（事業継続または廃止の手続き）をご案内します。

- ✧ 交付決定日より前から発生していた、または予見可能であった事由 → 原則として交付対象外
- ✧ 補助事業者の責めに帰すべき事由（事前の調査不足、発注手続きの遅れ、担当者の退職など）→ 原則として交付対象外
- ✧ 交付決定日以降に発生した真にやむを得ない事由（災害など）→ 補助事業の完了期限を翌年度に延長できるか審査 → 認められれば完了期限を延長

交付対象外となる場合

以下の場合は、原則として補助金の交付対象外となります。

- ✧ 機構への連絡を一切せず、公募要領に記載された事業完了日を 1 日でも過ぎた場合
  - ➢ 補助事業の成果がないものと見なし、機構の判断で交付決定を取り消すことがあります。
- ✧ 交付決定日より前から発生していた、または予見可能であった事象による遅延の場合
  - ➢ 例：工事予定地の地盤調査で問題が見つかっていたにもかかわらず、特段対策を講じずに補助金に応募し、その後の工事が遅延した場合
- ✧ 補助金申請前に十分な調査を行うことで確認できた事項を確認していなかったことによる遅延の場合
  - ➢ 例：必要な許認可の取得に要する標準的な期間を事前に把握していなかった場合
  - ➢ 例：導入予定設備の納期を事前に確認していなかった場合
- ✧ 補助事業者の責めに帰すべき事由による遅延の場合
  - ➢ 例：発注手続きの遅れ、担当者の病気や退職、資金調達の遅延など
  - ➢ キュービクル（変圧器を含む）の納期遅延は繰越事由として認められないため、注意してください。

制度上の期限および基本ルールは KY 2.2 節 を参照してください。事故繰越が認められる要件は QA 問 2-5-a、申請手続きと必要書類は QA 問 2-5-b を参照してください。

問 2-5-a. 事故繰越が認められる要件は何ですか。また、手続き上の注意点は何ですか。

事故繰越が認められる要件

はい、以下のすべての要件を満たすことが必要です。

- ✧ 補助事業者の責めに帰すべき事由によらない避けがたい事故が交付決定日以降に発生したものであること。
  - ➢ 交付決定日より前に発生していた事由については、原則として認められません。ここでいう「補助事業者の責めに帰すべき事由によらない」とは、補助事業者が通常の注意義務を尽くしても、その発生を回避できなかったことが客観的に認められる場合を指します。
- ✧ 以下のいずれかに該当する、真にやむを得ない事態が実際に発生していること。
  - ➢ 激甚災害に指定された災害などの異常な自然現象（地震、台風、豪雨、豪雪など）
  - ➢ 地権者の死亡（事業用地の確保に地権者の協力が不可欠な場合など）
  - ➢ 工事中の大規模な崩落事故による長期中断
  - ➢ 戦乱
  - ➢ 新型感染症の世界的な感染拡大による生産拠点の長期的な操業停止（サプライチェーンの寸断など）
  - ➢ 特定の資材の著しい供給不足（世界的な情勢変化などによる場合）

□ 申請前から長納期であった場合は事由として認められません。

- 主要な施工業者の予期せぬ倒産
- その他、上記に匹敵し、真にやむを得ないことが客観的に認められる予期せぬ事象（法令の改正や行政指導により、事業計画の変更を余儀なくされた場合など）

□ 個別具体的な状況を考慮して判断します。

提出書類の詳細は QA 問 2-5-b を参照してください。

問 2-5-b. 事故繰越の申請手続きと必要書類は何ですか。

事故繰越の申請には、事由を証明する客観的な資料（例：罹災証明書、事故証明書など）の提出が必要です。認められるケースは非常に限定的であり、認められた場合の事業完了期限は個別に通知されます。

事故繰越の補足

- ✧ 繰越の事務は「繰越ガイドブック」（財務省）に基づき実施されます。
- ✧ 年度をまたぐ遅延の申し出があった場合でも、機構による審査の結果、認められないことがあります。事故繰越は非常に限定的な場合にしか認められないことに留意してください。
  - 事故繰越が認められない場合は、原則として補助事業の廃止手続きをとる必要があります。
- ✧ 繰越が認められた場合の具体的な対応は、機構からの指示に従ってください。

事故繰越が認められる要件は QA 問 2-5-a を参照してください。

問 2-5-c. 事故繰越の判断根拠や提出資料を確認できる参考情報はありますか。

事故繰越の判断では、交付決定後に発生した避け難い事故であることを客観資料で示す必要があります。以下の参考情報は、理由書作成時の確認資料として活用してください。

【参考情報】

「繰越ガイドブック（本編）」（令和 6 年 6 月、財務省　主計局　司計課）

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r6guidebook1.pdf

※避け難い事故の要件として、支出負担行為後（交付決定後）かつ当該年度中に発生したものでなければなりません。したがって、当該年度の交付決定前に発生した要因による事故繰越しは認められません。事故繰越しの事由は薄弱であってはならず、事由の妥当性は厳格に審査されます。

「繰越しガイドブック（参考資料編）」（令和 6 年 6 月、財務省　主計局　司計課）

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r6guidebook2.pdf

※以下の事例はすべて、支出負担行為後（交付決定後）に発生した事故であることが前提です。交付決定前に発生した事由（例：申請時点で既に判明していた資材不足）では事故繰越は認められません。

事故繰越しの事例としては、例えば次のものが挙げられます。木質バイオマス活用促進事業では中東情勢悪化による海上輸送ルート変更で設備到着が遅延したケース（交付決定後に発生した国際情勢の変化）、校舎改築工事では工事現場での電線ケーブル盗難事故により再施工が必要となったケース（交付決定後に発生した不測の事故）、設備整備事業では製品メーカーの火災により製品・機械が損傷して納入不能となったケース（交付決定後に発生した外部要因）や、海外工場の稼働停止による装置部品の納期遅延が生じたケース（交付決定後に発生した外部要因）があります。

資材入手難の場合は、納入遅延などの本質的な要因となった事象（工場の火災による稼働停止など）を理由書に記載する必要があります。納入遅延通知書などに事象が明示されていない場合は、理由書の「事故事由」欄に記載してください。

事故繰越申請に必要な提出書類は、繰越計算書（事項別内訳表を含む）、事故繰越しを必要とする理由書、審査表、事故事由を確認できる書類（納入遅延通知書、現場写真、気象データなど）です。補助事業の場合は、交付決定通知書（写）も必要です。

理由書を記載する際は、当初予定したスケジュール（工程）を明示した上で、どのような事象（事故要因）が発生してどのような状況になったかを記載し、さらに事象発生後にどのような対応（処置）をとったかを記載してください。

3. 申請者要件

関連する公募要領の参照先：KY 3 章

問 3-1. ◎本補助金の申請者になれる法人・個人には、どのようなものがありますか。

本補助金は、民間企業・個人事業主（青色申告）・各種法人が申請者（補助事業者）となることができます。申請区分は、設備の導入方法（自己所有・オンサイト PPA・リース）に応じて選択してください。

申請者要件と申請区分の簡易確認フロー

以下のフローは、「申請者要件（代表申請者・共同申請者になれるか）」と「申請区分（自己所有／オンサイト PPA／リース）」を簡易的に確認するためのものです。設備要件（出力・容量・費用効率性など）の概要は KY 5.3 節 を、詳細は KY 5 章～KY 7 章 を参照してください。

- ✧ Q1. 申請者の種別はどれですか？
  - ➢ 民間企業・個人事業主（青色申告）・法人（独立行政法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、協同組合、一般社団法人など）→ 申請可能（補助事業者として申請できます）→ Q2 へ
  - ➢ 地方公共団体（都道府県、市区町村）・個人（青色申告の個人事業主を除く）→ 申請不可（代表申請者にも共同申請者にもなれません）
    - □ ただし、PPA/リースの需要家（共同事業者）としては参加可能
- ✧ Q2. 設備をどのように導入しますか？
  - ➢ 自社で購入（自己所有）→「自己所有モデル」で申請（需要家が代表申請者）
  - ➢ PPA 事業者から電力を購入（従量課金）→「オンサイト PPA モデル」で申請（PPA 事業者またはリース事業者が代表申請者、需要家は共同事業者）
  - ➢ リース事業者からリース（定額制）→「リースモデル」で申請（リース事業者が代表申請者、需要家は共同事業者）

表：事業者種別と申請可能な区分

事業者種別	自己所有	PPA/リース（代表申請者）	PPA/リース（共同事業者）
民間企業・個人事業主（青色申告）	可	可	可
独立行政法人・学校法人・社会福祉法人など	可	可	可

事業者種別	自己所有	PPA/リース（代表申請者）	PPA/リース（共同事業者）
地方公共団体	不可	不可	可
個人（青色申告を除く）	不可	不可	可

問 3-1-a. 本補助金の申請者・需要家になれる主体には、どのようなものがありますか。

本補助金は、公募要領に記載された申請者の要件を満たしていれば、法人の規模にかかわらず申請できます。申請者として認められる主体と、申請者にはなれないが需要家として参加できる主体があります。

申請者・需要家になれる主体の一覧

表：申請者・需要家になれる主体

主体	申請者	需要家	備考
民間企業（株式会社、合同会社など）	可	可	民営化された旧公社や旧公団を含む
個人事業主（青色申告）	可	可	→ QA 問 3-1-d 参照
独立行政法人、地方独立行政法人	可	可	→ QA 問 3-1-b 参照
国立大学法人、公立大学法人、学校法人	可	可	-
社会福祉法人、医療法人	可	可	社会医療法人を含む → QA 問 3-1-c 参照
一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人	可	可	-
特別法の規定に基づき設立された協同組合など	可	可	-
その他、環境大臣の承認を得て機構が適当と認める者	可	可	-

主体	申請者	需要家	備考
地方公共団体	不可	可	→ QA 問 3-1-f 参照
個人（青色申告の個人事業主を除く）	不可	可	→ QA 問 3-1-e 参照
宗教団体	不可	不可	→ QA 問 3-1-g 参照

なお、申請者・需要家などの用語解説は、KY 1.5.1 項 を参照してください。

問 3-1-b. 独立行政法人などは申請者要件を満たしますか。

はい、独立行政法人などは申請者要件を満たします。対象となる法人の範囲は以下のとおりです。

- ✧ 「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ✧ 「地方独立行政法人法」（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- ✧ 「国立大学法人法」（平成 15 年法律第 112 号）に基づく国立大学法人、公立大学や公立高等専門学校の設置・運営を行う公立大学法人、「私立学校法」（昭和 24 年法律第 270 号）に基づく学校法人
- ✧ 「社会福祉法」（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- ✧ 「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- ✧ 「農業協同組合法」（昭和 22 年法律第 132 号）に基づく農業協同組合、「水産業協同組合法」（昭和 23 年法律第 242 号）に基づく漁業協同組合、「消費生活協同組合法」（昭和 23 年法律第 200 号）に基づく消費生活協同組合など、特別法の規定に基づき設立された協同組合

対象となる法人区分の詳細は、KY 3.1 節 を参照してください。

【参考情報】

各法人の定義・要件については、以下の法令・資料を参照してください。

法人一般（民法　第 3 章）

https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089 独立行政法人（独立行政法人通則法　第 2 条）：https://laws.e-gov.go.jp/law/411AC0000000103 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/satei2_01.html

地方独立行政法人（地方独立行政法人法　第 2 条）：https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000118 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/gyoseihojin.html

社会福祉法人（社会福祉法　第 22 条）

https://laws.e-gov.go.jp/law/326AC0000000045 医療法人（医療法　第 39 条）

https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000205

問 3-1-c. 社会医療法人は申請者要件を満たしますか。

社会医療法人は「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定される医療法人に該当するため、申請者要件を満たします。

社会医療法人に関する補足事項

- ✧ 申請区分の考え方や代表申請者・共同申請者の整理は、QA 問 3-1 のフローに沿って確認してください。
- ✧ 応募時は、法人名、所在地、代表者名などの基本情報が各様式と根拠資料で一致していることを確認してください。
- ✧ 医療法人特有の意思決定手続きが必要な場合は、提出期限に間に合うよう内部承認スケジュールを事前に確保してください。
- ✧ 医療法人としての根拠法令と申請区分の整合は、応募前に再度確認してください。

【参考情報】

「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000205

※社会医療法人は、都道府県知事の認定を受けた医療法人であり、本来業務に支障のない限り、その収益を病院などの経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める収益業務を行うことができます（第 42 条の 2）。

問 3-1-d. 個人事業主（青色申告者）は申請者要件を満たしますか。必要な提出書類は何ですか。

はい、青色申告を行っている個人事業主は申請者要件を満たします。ただし、白色申告を行っている個人事業主は申請者要件を満たしません。

提出書類の詳細については、BS 3.16-a.3 項 「青色申告の個人事業主の場合」を参照してください。

問 3-1-e. 個人は申請者要件を満たしますか。

いいえ、個人（青色申告の個人事業主を除く）は申請者要件を満たしません。

個人が所有する戸建て住宅については、以下のいずれかの方法で設備を導入することが可能です。

- ✧ オンサイト PPA モデルによる申請（発電事業者などが代表申請者となります）
- ✧ リースモデルによる申請（リース事業者が代表申請者となります）

なお、自己所有モデルは対象外です。

申請者要件の詳細は KY 3.1.1 項 を参照してください。

問 3-1-f. 地方公共団体は申請者要件を満たしますか。公共施設への設備導入は対象となりますか。

いいえ、地方公共団体は申請者要件を満たしません。ただし、地方公共団体が所有する公共施設については、導入を予定している公共施設が環境省補助金「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等」（以下「地域レジリエンス事業」という）の要件の一部を満たさない場合に限り、以下のいずれかの方法で設備を導入できます。

✧ オンサイト PPA モデルによる申請（発電事業者などが代表申請者となります）

✧ リースモデルによる申請（リース事業者が代表申請者となります）

公共施設についてオンサイト PPA モデルまたはリースモデルで申請を行う場合は、当該施設が地域レジリエンス事業の要件の一部を満たさないことを示す書類を応募書類に添付してください。

✧ 例：地域レジリエンス事業の要件のうち、満たさない項目とその理由を記載した説明書、それを裏付ける根拠資料など。様式は問いません。

なお、自己所有モデルは対象外です。

申請者要件の詳細は KY 3.1.1 項 を参照してください。

問 3-1-g. 宗教団体が所有する施設は申請できますか。

宗教団体が所有する施設については、申請者としても需要家としても申請できません。

そのため、以下のいずれの整理でも本補助金の対象にはなりません。

✧ 宗教団体を補助事業者（代表申請者または共同申請者）として申請するケース

✧ 宗教団体をオンサイト PPA モデルまたはリースモデルの共同事業者（需要家）として位置づけるケース

問 3-2. ◎本補助金は国や地方公共団体の他の補助金・交付金と併用できますか。

条件付きで併用可能です。国の補助金とは同一設備での重複受給はできませんが、地方公共団体の独自財源による補助金とは同一設備でも併用できます。

前提となる法律

本補助金と他の補助金・交付金との併用については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という）に基づき判断されます。この法律において定義される「補助金等」および「間接補助金等」に該当するものが、併用制限の対象となります。

国（環境省・経済産業省など）からの補助金、交付金との併用

✧ 同一設備に対する併用：国（環境省・経済産業省など）からの他の補助金・交付金も補助金適正化法の適用対象となるため、同一設備に対して併用することはできません。

✧ 異なる設備に対する併用：本補助金の補助対象設備と異なる設備であれば、国からの他の補助金・交付金との併用に制限はありません。ただし、それぞれの補助金・交付金が定める目的を達成できることが条件となります。

地方公共団体（都道府県・市区町村）の補助金・交付金との併用

同一設備に対する地方公共団体の補助金・交付金との併用については、その補助金・交付金が補助金適正化法の適用対象となるかどうかで判断が異なります。

✧ 独自財源の場合（適用対象外）：地方公共団体が独自の財源で実施している補助金など、補助金

適正化法の適用を受けないものは、同一設備に対して併用が可能です。

✧ 国庫財源を含む場合（適用対象）：国からの補助金を財源とする補助金など、補助金適正化法の適用を受けるものは、同一設備に対して併用できません。

問 3-2-a. 地方公共団体の補助金との併用にあたり、様式にはどのように記入すればよいですか。また、適用はどのように確認すればよいですか。

地方公共団体の補助金との併用が可能な場合は、その交付額を応募書類の「(2) 寄付金その他の収入」欄に記入することで、補助金の交付額の算定基礎となる差引額が自動計算されます。補助金適正化法の適用対象であるか否かは、交付要綱の確認または地方公共団体への問い合わせで確認してください。

補助金適正化法の適用判断に関する詳細は QA 問 3-2-b を参照してください。

併用可能な場合の様式への記入方法

地方公共団体の補助金・交付金との併用が可能な場合は、以下のとおり応募書類に記入してください。

✧ 地方公共団体からの補助金・交付金の交付額を応募書類の「(2) 寄付金その他の収入」欄に記入してください。

✧ 上記の金額を記入すると、自動的に「(1) 総事業費」から (2) の金額が差し引かれ、「(3) 差引額」が算出されます。(3) の金額が本補助金の交付額の算定における基礎となります。

→ 応募書類（経費内訳など）の記入方法は、BS 5.1 節 「C1 別紙 2 経費内訳（Excel）」および BS 5.2 節 「C1-1 他の補助金または交付金との併用（Excel）」を参照してください。

補助金適正化法の適用対象であるか否かの確認方法

地方公共団体の補助金・交付金が補助金適正化法の適用対象となるかどうかは、以下の方法でご確認ください。

✧ 地方公共団体の交付要綱などの確認：当該地方公共団体が公表している補助金・交付金の交付要綱や募集要項などを確認し、補助金・交付金の財源や根拠法令に関する記述をご確認ください。

✧ 地方公共団体への問い合わせ：上記の書類で不明な場合は、直接、地方公共団体の補助金・交付金を担当する部署へお問い合わせください。その際、本補助金との併用を検討している旨を伝え、当該地方公共団体の補助金・交付金が補助金適正化法の適用対象であるか否かをご確認ください。

問 3-2-b. 補助金適正化法の適用判断のポイントは何ですか。

併用可否の判断で迷う場合は、財源と法的位置づけを確認してください。本問は QA 問 3-2-a の補足です。

補助金適正化法の適用判断のポイント

地方公共団体の補助金の財源は、地方税収入、地方債、国からの交付金など、多岐にわたります。補

助金適正化法の適用対象となるかの主な判断基準は以下のとおりです。

- ✧ 国からの特別な補助金・交付金の有無：地方公共団体の特定の事業のために、国から特別に補助金・交付金が交付されている場合は、補助金適正化法が適用される可能性が高いです。
- ✧ 間接補助事業：地方公共団体の補助金・交付金が、国の補助金・交付金を受けて地方公共団体が実施する事業（間接補助事業）である場合は、補助金適正化法が適用されます。

一方、地方公共団体の補助金・交付金が補助金適正化法の適用対象外となるのは、主に以下のようなケースです。

- ✧ 地方公共団体の補助金・交付金が国からの補助金・交付金を一切含まない独自の財源で実施されている場合
- ✧ 地方公共団体の補助金・交付金の財源に国からの交付金などが含まれているものの、それが使途を特定しない一般財源として交付されたものであり、特定の事業のために使用されるものではない場合

【参考情報】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/330AC0000000179

※本法律における「補助金等」および「間接補助金等」の定義は以下のとおりです（第 2 条）。

「補助金等」：国が国以外の者に対して交付する、補助金、負担金（国際条約に基づく分担金を除く）、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金で政令で定めるもの。

「間接補助金等」：以下のいずれかに該当するもの。

①国以外の者が交付する給付金（相当の反対給付を受けないもの）で、国の「補助金等」を財源の一部または全部とし、かつその目的に従って交付されるもの。

②利子補給金等を受け取った者が、その目的に従って利子を軽減して融通（貸し付け）する資金。

問 3-3. 本補助金の交付を受けた場合、政治活動に関する寄付制限の対象となりますか。

本補助金の交付を受けた場合でも、政治活動に関する寄付制限の対象とはなりません。

補足説明

- ✧ 「政治資金規正法」（昭和 23 年法律第 194 号）は政治活動の公明と公正を確保し、民主政治の健全な発達に寄与することを目的とした法律です。
- ✧ 「政治資金規正法」により、国から補助金の交付を受けた法人は、交付決定の通知を受けた日から 1 年間、政治活動に関する寄附を行うことが原則として禁止されています。これは補助金交付による国との特別な関係を利用した不明朗な寄附を防止するための規定です。
- ✧ ただし、以下のような例外があります。
  - ➢ 試験研究や調査にかかるもの
  - ➢ 災害復旧にかかるもの
  - ➢ その他、性質上利益を伴わないもの

✧ 本補助金は法律や政府の方針などに位置付けられた地球温暖化対策を目的としており、事業者が二酸化炭素の排出を抑制するために太陽光発電設備などを導入する場合に生じる追加的な費用負担を補填するものです。

✧ 「国から補助金等の交付を受けた会社その他の法人の寄附制限に関するガイドライン」（総務省）では、個別具体的な補助金の性質が、直接に特定の会社の営利を助長し、あるいはその経営を強化するものでない限り、国と会社その他の法人との間の特別な関係を維持または強固にすることを目的とした不明朗な政治活動に関する寄附がなされるおそれがないと考えられる旨が記載されています。

✧ したがって、本補助金は「性質上利益を伴わないもの」に該当し、政治活動に関する寄付制限の適用除外となります。

【参考情報】

「政治資金規正法」（昭和 23 年法律第 194 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC1000000194/

※国から補助金等の交付決定を受けた法人は、原則として 1 年間、政治活動に関する寄附が禁止されています（第 22 条の 3）。ただし、試験研究、調査、災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないものは例外とされています。

「国から補助金等の交付を受けた法人に対する寄附制限の運用改善について」（平成 27 年 5 月 29 日、総務省）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000190.html

※ガイドラインでは、「性質上利益を伴わないもの」の具体例として、地球温暖化対策を目的として建築事業者が二酸化炭素の排出を抑制するために住宅・建築物などの整備を行う場合に生じる追加的な費用負担を補填するものなどが挙げられています。

問 3-4. ◎過去に国・地方公共団体の補助金や自己資金で太陽光発電設備を導入した施設に、本補助事業で太陽光発電設備を新たに設置（増設）することは可能ですか。

過去に国・地方公共団体の補助金や自己資金で太陽光発電設備を導入した施設であっても、申請要件をすべて満たしていれば、本補助事業で太陽光発電設備を新たに設置（増設）することは可能です。

太陽光発電設備の増設に関する背景

✧ 全国的に太陽光発電設備を設置済みの施設が増えてきたため、太陽光発電設備を増設するケースが増加傾向にあります。

✧ 再生可能エネルギーの導入拡大は政府の方針のため、設置場所が確保でき、消費電力量の大きな施設では、太陽光発電設備の増設をご検討ください。

対象となる施設

具体的には、以下のような施設が対象となります。

✧ 過去に国・地方公共団体の補助金を利用した場合

➢ 環境省補助金「サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業」の交付を受けて設置した太陽光発電設備を有する施設

- ➢ 環境省補助金「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」の交付を受けて設置した太陽光発電設備を有する施設
- ➢ その他、過去に国（環境省・経済産業省など）・地方公共団体（都道府県・市区町村）の補助金・交付金の交付を受けて設置した太陽光発電設備を有する施設

✧ 自己資金で設置した場合

- ➢ 自己資金で設置した太陽光発電設備を有する施設
  - □ 本補助金の申請にあたり、過去の設置に関する費用負担の証明は不要です。

問 3-4-a. 申請のポイントは何ですか。また、前年度に太陽光発電設備を導入した場合の注意点は何ですか。

本補助事業で新たに設置する太陽光発電設備は、対象施設で自家消費できる規模のもののみが補助対象となります。既設の太陽光発電設備がある場合は、余剰電力の増大を考慮した適正規模の確認と、発電量を個別に把握できるシステムの構築が必要です。

申請のポイント

✧ 本補助事業で新たに設置する太陽光発電設備は、対象施設で自家消費できる規模のもののみが補助対象となります。

✧ 対象施設の直近 1 年間の年間消費電力量は、外部から購入している電力量（電力会社からの購入電力量）を根拠にすることで基本的には構いません。

- ➢ 既設の太陽光発電設備の発電電力を自家消費している場合は、太陽光発電設備を増設することで余剰電力が基本的には増大するため、過大な設備とならないよう、適正規模の確認が必要です。
- ➢ 既設の太陽光発電設備を FIT（固定価格買取）制度または FIP（フィードインプレミアム）制度で全量売電している場合は、本補助事業で新たに設置する太陽光発電設備の自家消費電力量（見込み）に影響しません。

前年度に太陽光発電設備を導入した場合の注意点

✧ 既設の太陽光発電設備の発電電力を自家消費している場合は、対象施設の直近 1 年間の電気料金の請求書に記載された外部から購入している電力量に、既設の太陽光発電設備の発電量が差し引かれた月が含まれていることがあります。

✧ 応募書類では、既設設備の発電開始月を明示してください。その上で、発電開始前の月の消費電力量については、既設設備の自家消費電力量（見込み）を差し引く補正を行い、今回導入する設備の自家消費電力量（見込み）を正確に算定する必要があります。

✧ 上記のような詳細な説明資料が必要となるため、既設の太陽光発電設備を設置してから 1 年以上が経過した施設について、本補助事業で太陽光発電設備を増設する申請を行うことを推奨します。

CO_2削減量の区別

既設の太陽光発電設備と本補助事業で導入する太陽光発電設備の CO_2削減量を明確に区別し、算定できる必要があります。そのためには、以下の要件を満たすことが必要です。

- ✧ 既設の太陽光発電設備と本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電量を個別に把握できるシステムとすること。
  - ➢ この点がクリアできれば、電力量計や制御装置の追加設置は必須ではありません。
  - ➢ 既設の太陽光発電設備を含めた、太陽光発電設備全体の発電電力量を合計でしか把握できないシステムは認められません。

問 3-5. ◎新築または増築の建物で、建物の登記事項証明書や直近 1 年間の年間消費電力量の実績データがない場合でも申請は可能ですか。

はい、新築または増築の建物であって、建物の登記事項証明書や直近 1 年間の年間消費電力量の実績データがない場合でも、以下の条件をすべて満たす場合は申請できます。

- ✧ 公募要領に記載された補助事業の実施期限までに補助事業を完了できる見込みであること。
- ✧ 対象施設の 1 年間の消費電力量を合理的根拠に基づき算定できること。
- ✧ 太陽光発電設備の発電量のうち、対象施設で自家消費電力量（見込み）を合理的根拠に基づき算定できること。

算定根拠の示し方と注意事項は QA 問 3-5-a を参照してください。

申請時の必要書類

- ✧ 建築工事の工程表
- ✧ 建物の所在地および所有者を確認できる書類。例えば、以下のいずれかの書類：
  - ➢ 申請時に建物が完成している場合：建物の登記事項証明書、固定資産税課税証明書、不動産売買契約書の写しなど
  - ➢ 申請時に建物が未完成の場合：押印済みの建築工事の契約書（原契約書）の写し、または、これに準ずる書類

→ 新築または増築の建物で建設途中の場合の写真の提出方法は、BS 6.4 節 「D3～D3-2 設置場所確認資料」を参照してください。

建築工事の契約書に本補助金の補助対象設備の費用が含まれていなければ、建築工事の契約書の締結時期は本補助金の交付決定日前でも基本的に問題ありません。ただし、補助対象設備は交付決定日以降に発注する必要があるため、建築工事の契約書と補助対象設備の発注に関する契約書は分けて作成することが原則です。

消費電力量の算定方法

以下のいずれかの方法で算定してください。

- ✧ A：用途、規模、設備構成などが類似し、消費電力の傾向が近い施設の電力使用量の実績値を参考にする方法
- ✧ B：導入予定の電気設備の台数、消費電力、負荷率および使用時間などを基に電力使用量を積み上げる方法

申請可否の基本要件は KY 5.4 節 b 項を、算定根拠の示し方と注意事項は QA 問 3-5-a を、新築または増築の建物で建設途中の場合の写真の提出方法は BS 6.4 節 「D3～D3-2 設置場所確認資料」をそれぞれ参照してください。

問 3-5-a. 新築・増築施設における消費電力量の算定根拠は、どのように示せばよいですか。

合理的な算定根拠を示す必要があります。本問は QA 問 3-5 の補足です。

消費電力量の算定根拠の示し方

- ✧ 上記 A・B など複数の方法で算定し、数値の整合性を確認することを推奨します。
- ✧ 算定根拠は第三者が内容を理解できる合理的な説明である必要があります。
- ✧ 類似施設との面積比率を用いる場合は、具体的な根拠（例：類似施設の延床面積あたりの消費電力量、類似施設の稼働状況と想定される当該施設の稼働状況の比較など）を明記してください。例えば、「類似施設と比べて床面積が 1.5 倍であるため、消費電力量も 1.5 倍と見込む」といった算定は、この情報だけでは単純に面積比率を用いることの妥当性が確認できないため、認められません。
- ✧ 新築建物は LED 照明、高効率空調機、断熱材などの導入による省エネ性能向上により、同規模の既存施設と比較して消費電力量が少なくなる傾向にあるため、注意が必要です。面積比率で単純に算定することが妥当ではない場合があります。
- ✧ 施設の実際の稼働状況が不明な段階での過大な想定は認められません。

注意事項

- ✧ 消費電力量の実績値がない、または、本格稼働前の施設については、現実的な稼働状況を想定してください。過大な負荷や不自然な長時間の稼働を想定した算定は不適切と判断されます。
- ✧ 算定根拠は慎重に検討してください。
- ✧ 初年度の自家消費率が 50%を切る申請は認められません。こうした施設の場合は、本格稼働後に補助金の申請をご検討ください。
- ✧ 施設稼働後の実際の消費電力量が当初の想定を著しく下回り、CO_2削減量の実績値が完了実績報告書に記載した目標値を大きく下回った場合は、過大な規模の設備導入と判断され、補助金の一部または全部の返還を求められることがあります。

問 3-6. 自家用発電設備が設置された施設は本補助金の申請が可能ですか。

既存の自家用発電設備が設置された施設であっても、本補助金の要件（蓄電池の新規導入を含む）を

満たしていれば、申請可能です。

自家用発電設備の分類

自家用発電設備はその利用目的によって、大きく以下の 2 つに分類されます。

- ✧ 常用発電設備
  - ➢ 発電専用：主に電力供給のみを目的とした設備です。コスト削減や電力供給の安定化を主な目的として設置されます。
  - ➢ 熱電併給：発電と同時に熱供給も行うコージェネレーションシステムです。エネルギー効率の最大化を図り、環境負荷の低減にも貢献します。
  - ➢ 常用・防災兼用：平常時の電力供給と非常時のバックアップ機能の両方を備えた設備です。
- ✧ 非常用発電設備
  - ➢ 防災用：災害発生時などに消火活動や人命の安全確保のため、重要設備への電力供給を確保するための設備です。「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）などの法令に基づき、設置が義務付けられています。
    - □ 対象設備：「消防法」で定められた消火設備（スプリンクラー、消火ポンプなど）や非常照明、誘導灯など
  - ➢ 保安用：停電時に重要設備の継続運転のために電力を確保する設備です。法令上は義務づけられていませんが、BCP（事業継続計画）の観点で設置が推奨されています。
    - □ 対象設備：エレベーター、冷蔵・冷凍装置、生産ライン、通信機器など

問 3-7. 日本国外の施設への設備導入は本補助金の対象となりますか。

本補助金の対象となる施設は、日本国内に所在するものに限られます。

対象外となる例として、海外子会社の工場、国外店舗、国外倉庫など、日本国外に所在する需要地への導入が挙げられます。

申請者が日本法人であっても、補助対象設備の設置場所が国外である場合は対象となりません。対象可否は、需要地の所在地を示す書類（登記事項証明書、地図資料など）で確認してください。

申請者の要件については QA 問 3-1 を参照してください。

問 3-8. 船舶や自動車などの移動体に、本補助金で太陽光発電設備や定置用蓄電池を設置することは可能ですか。

本補助金は施設や建物（地面に固定されたもの）への設備導入を対象としており、船舶や自動車といった移動体への設置は対象外となります。

電気自動車 (EV) を車載型蓄電池として申請する場合は QA 問 6-11 を参照してください。

問 3-9. 入居者未定の戸建て住宅や法人が所有する住宅などに太陽光発電設備を導入する場合、申請でき

ますか。

住宅の状況により申請可否が異なります。

- ✧ 入居者が未定の戸建て住宅：申請できません。
  - ➢ 本補助事業では、入居者となる個人もオンサイト PPA モデルまたはリースモデルにおける共同事業者（需要家）として審査対象になります。入居者が未定の場合は需要家を特定できないため、申請できません。
- ✧ 法人が所有・使用する住宅、または個人が所有し事業用として使用する住宅（医院併用住宅や自宅をリフォームした事務所など、住宅の一部を事業用として使用する場合を含む）：太陽電池出力 10kW 以上の太陽光発電設備を導入する場合に限り申請できます。
- ✧ 個人が所有し居住用として使用する戸建て住宅：太陽電池出力 10kW 未満の太陽光発電設備を導入する場合に限り、オンサイト PPA モデルまたはリースモデルで申請できます。

4. 申請区分・実施体制

関連する公募要領の参照先：KY 4 章

問 4-1. ◎本補助金では、どのような設備の組み合わせで申請できますか。

本補助金で申請可能な設備の組み合わせは、「定置用蓄電池を含むパターン」「車載型蓄電池を含むパターン」「すべての設備を含むパターン」の 3 種類に大別され、合計 6 通りのパターンで申請可能です。

表：設備の組み合わせパターン

パターン	太陽光発電設備	定置用蓄電池	車載型蓄電池	充放電設備	備考
A	対象	対象	含まない	含まない	基本パターン
B	対象外	対象	含まない	含まない	太陽光は補助対象外
C	対象	含まない	対象	対象	車載型蓄電池を含む
D	対象	含まない	対象	対象外	充放電設備は補助対象外
E	対象	対象	対象	対象	全設備を導入
F	対象	対象	対象	対象外	充放電設備は補助対象外

対象 = 補助対象として新規導入、対象外 = 補助対象外経費として新規導入（補助金は交付されない）、含まない = 新規に導入しない

パターン B：太陽光が補助対象外の場合の扱い

- ✧ 新規に導入する太陽光発電設備は補助対象外となりますが、同時に新規導入する定置用蓄電池は本補助金の交付対象となります。
- ✧ パターン B については、補助対象外の太陽光発電設備についても本補助金の交付決定日以降に発注する必要があります（その他のパターンでは、補助対象外経費として計上する設備は交付決定日より前に発注可）。既設または発注済みの太陽光発電設備では、要件を満たしません。
  - ➢ 例えば、交付決定日が 2026 年 8 月 20 日の場合は、補助対象外の太陽光発電設備の発注についても 2026 年 8 月 20 日以降に行う必要があります。
- ✧ この場合、逆潮流防止装置（RPR など）の設置は必須ではありません。補助対象外の太陽光発電設備で発電した電力は、自家消費に限らず、電力会社との個別契約（相対契約）や FIT・FIP 制度を利用して売電できます。

重要な原則：太陽光発電設備と蓄電池の両方を新規導入することが必要

本補助金では「太陽光発電設備のみ」または「蓄電池のみ」での申請はできません。太陽光発電設備を導入する場合は蓄電池（定置用または車載型）の新規導入が必須であり、蓄電池を導入する場合は太陽光発電設備の新規導入が必須です。

問 4-1-a. 対象施設に既設の定置用蓄電池または太陽光発電設備がある場合、それぞれ太陽光発電設備のみ・定置用蓄電池のみで申請できますか。

いいえ、いずれも申請できません。対象施設に既設の定置用蓄電池がある場合でも太陽光発電設備のみでの申請はできず、対象施設に既設の太陽光発電設備がある場合でも定置用蓄電池のみでの申請はできません。

本補助金では、太陽光発電設備を導入する場合は蓄電池（定置用または車載型）の新規導入が必須であり、蓄電池を導入する場合は太陽光発電設備の新規導入が必須です。

本補助金は蓄電池の新規導入が要件となっているため、下記に該当する場合も、太陽光発電設備のみでの申請は認められません。

- ✧ 本補助金で自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入する場合
- ✧ 対象施設に既に定置用蓄電池が設置されている場合
- ✧ 対象施設に既に非常用発電設備が設置されている場合

問 4-2. ●本補助事業の申請区分はどのように選択すればいいですか。

申請区分は、太陽光発電設備の導入方法（需要家との契約形態）に対応しており、オンサイト PPA モデル・その他の PPA モデル・自己所有モデル・リースモデル・その他のリースモデルの 5 種類から選択します。蓄電池・充放電設備は太陽光発電設備の付帯設備という位置づけです。

補助事業の申請区分

- ✧ オンサイト PPA モデル
- ✧ その他の PPA モデル
- ✧ 自己所有モデル
- ✧ リースモデル
- ✧ その他のリースモデル

申請区分の選択の仕方

各申請区分は、太陽光発電設備の導入方法（需要家との契約形態）に対応しています。

公募要領上、定置用蓄電池・車載型蓄電池・充放電設備は太陽光発電設備の付帯設備という位置づけになっています。

- ✧ （例 1）太陽光発電設備をオンサイト PPA で導入し、定置用蓄電池を自己所有の形態で導入す

る場合は、オンサイト PPA モデルの区分で申請する必要があります。

- ✧ （例2）太陽光発電設備、定置用蓄電池、充放電設備を自己所有の形態で導入し、車載型蓄電池 (EV) をリースで導入する場合は、自己所有モデルの区分で申請する必要があります。

問 4-3. 本補助事業における需要家とは、どのような主体を指しますか。

本補助事業における需要家とは、対象施設（電力の需要地）において、太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する主体を指します。原則として、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ✧ 対象施設での電力消費を電気料金の請求書で確認できること。
- ✧ 電気料金の請求書に法人の場合は法人名、個人の場合は氏名が記載されていること。

例外的なケース：子会社が入居する建物の電気料金を親会社が支払っている場合

対象施設において、親会社が電気料金を支払い、子会社が実際に電気を使用している場合は、本補助事業における需要家は対象施設で実際に電気を消費している子会社となります。

親会社は電気料金を支払っていても、対象施設で実際に電気を使用しているわけではないため、需要家には該当しません。

応募書類において、電気料金の請求書に記載された親会社と、需要家として申請する子会社との関係を説明する資料を添付してください。

このケースでは、オンサイト PPA モデルまたはリースモデルの場合は、子会社を需要家（共同事業者）として申請すればよく、親会社を共同事業者とする必要はありません。

また、自己所有モデルの場合は、子会社を補助事業者（代表申請者）として申請すればよく、親会社が太陽光発電設備などの所有者にならなければ補助事業者（代表申請者または共同申請者）になる必要はありません。

問 4-4. ◎本補助事業におけるオンサイトの定義はどのようなものですか。

オンサイトとは、太陽光発電設備の設置場所と電気を使う場所が原則として同一敷地内にあることを指します。オフサイト型は本補助金の対象外です。

オンサイトとは

- ✧ オンサイト (on-site) とは、太陽光発電設備を設置した場所と、そこで発電した電気を使う場所が原則として同一敷地内にあることを指します。
- ✧ 本補助事業は対象施設におけるオンサイトでの自家消費を目的とした太陽光発電設備を対象としています。

オフサイトとは

- ✧ オフサイト (off-site) 型の太陽光発電設備は本補助金の対象外です。
- ✧ オフサイト型の太陽光発電設備とは、発電場所から離れた場所にある施設へ送電して電気を供

給する太陽光発電設備を指します。具体例としては以下のケースが該当し、本補助金の対象外となります。

- 自社所有の離れた場所（一の需要場所と見なされない場所）にある土地に設置した太陽光発電設備から、自営線で自社の工場へ送電する場合
- 発電事業者が離れた場所にある遠隔地に設置した太陽光発電設備から、一般送配電事業者の送配電ネットワークを通じて需要家へ電力を供給する場合

問 4-4-a. オンサイトの例外的な取り扱い（一の需要場所）の要件は何ですか。

対象施設の敷地内に太陽電池モジュールを設置する十分なスペースがない場合は、自営線による電力供給・権利関係の明確化・「一の需要場所」への該当のすべての条件を満たす場合に限り、例外的に申請できます。

例外的な取り扱いにおける補足と必要書類は QA 問 4-4-b を参照してください。

オンサイトの例外的な取り扱い

対象施設の敷地内に太陽電池モジュール（太陽光パネル）を設置する十分なスペースがない場合は、以下の条件をすべて満たす場合に限り、例外的に本補助金に申請できます。審査において、十分なスペースがないこと（物理的・法令上の制限など）を客観的に示す資料（日影図や屋根伏図、設計図面など）の提出を求める場合があります。

（1）電力供給の方法：一般送配電事業者の送配電ネットワークを経由せず、自社で設置した電線（自営線）を用いて対象施設へ電力を供給すること。

（2）権利関係の明確化：補助事業の実施に必要な設備（自営線を含む）の法定耐用年数の期間にわたり、設置場所の建物や土地の権利関係に問題がないことを証明する書類（例：土地の登記事項証明書、土地所有者の承諾書、賃貸借契約書の写しなど）を交付申請時に提出すること。

（3）「一の需要場所」に該当すること：資源エネルギー庁の「特例需要場所及び複数需要場所を 1 需要場所とみなすことに関する Q&A」における「一の需要場所（需要地）」の定義に合致すること。

- 公道などを挟む場合は、当該地方公共団体が自営線などの敷設を了承したことを示す書類の提出が応募時に必要です。

問 4-4-b. オンサイトの例外的取り扱い（一の需要場所）における補足事項は何ですか。また、必要書類は何ですか。

対象施設と異なる建物や土地に太陽光発電設備を設置する場合は、権利関係と提出書類の整備を事前に確認してください。本問は QA 問 4-4-a の補足です。

一の需要場所の補足と必要書類

- 対象施設の屋根面積が狭い、日照条件が悪いなどの理由で、十分な発電容量の太陽電池モジュールを設置できない場合に、対象施設の敷地外（一の需要場所と見なされる場所）に太陽光発電設備を設置することが考えられます。

- ✧ 将来にわたり権利関係に関する争いが生じないよう、対象施設の所有者だけでなく、太陽光発電設備（自営線を含む）を設置する建物や土地の所有者との間で、合意形成を図っておく必要があります。例えば対象施設以外の土地に太陽光発電設備を設置する場合は、土地所有者から法定耐用年数以上の期間における設置に関する承諾を得る必要があります。
  - ➢ 必要書類の詳細については、BS 3.9.2 項「対象施設外（一の需要場所）に設置する場合」・BS 3.11 節 「A2-5 建物・土地の使用権を確認できる書類」・BS 3.13 節 「A2-7 設備設置に関する承諾書（Word)」を参照してください。
- ✧ 「一の需要場所」と見なされない離れた場所への設置はオンサイトとは見なされず、オフサイトとして本補助金の対象外となります。
- ✧ 需要地と異なる所有者の建物・土地であっても、所有者間に資本関係がある場合は、オンサイトとみなします。資本関係がある（原則として連結財務諸表に記載されている）ことを示す資料を応募書類に添付してください。
- ✧ 工業団地などで、資本関係のない者が所有する建物・土地を自営線が通過する場合は、応募前に機構へご相談ください。

問 4-5. ●本補助事業におけるオンサイト PPA モデルの定義は何ですか。

PPA (power purchase agreement) とは、発電事業者と電力需要家の間で締結される電力購入契約のことで、発電事業者が発電した電力を需要家に供給・販売する仕組みです。PPA には、発電設備を需要家の敷地内に設置するオンサイト PPA と、敷地外に設置するオフサイト PPA があります。

本補助事業におけるオンサイト PPA モデルとは、PPA 事業者（発電事業者）が需要家の敷地内（屋根や遊休地など）に太陽光発電設備を自らの費用負担で設置・所有（第三者の所有）し、維持管理を行った上で（需要家が行う場合を含む)、発電した電力をその需要家へ供給・販売する事業モデルを指します。

需要家は初期投資やメンテナンスの負担を負うことなく、太陽光発電による電力を使用できます。

個別論点の確認順序

- ✧ PPA 事業者の申請要件：QA 問 4-5-a
- ✧ 需要家との資本関係の可否：QA 問 4-5-b
- ✧ 商業施設・テナント案件の扱い：QA 問 4-5-c・QA 問 4-5-d
- ✧ リース事業者が関与する体制：QA 問 4-5-e
- ✧ 契約締結のタイミング：QA 問 4-5-f
- ✧ 採択後のモデル変更可否：QA 問 4-5-g

問 4-5-a. オンサイト PPA モデルの区分で PPA 事業者（発電事業者）として申請するための条件はありますか。

はい、あります。オンサイト PPA モデルの区分で PPA 事業者（発電事業者）として申請するには、定

款で小売電気事業や発電事業が規定されていることなどが必要です。

- ✧ 発電事業者の定款で小売電気事業、発電事業などが規定されていること。
  - ➢ 本補助金の申請における PPA 事業者（発電事業者）は、「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 15 号で規定される発電事業者および資源エネルギー庁のウェブサイトで公表されている「発電事業に係る届出義務」のある発電事業者に限定されません。
  - ➢ 同一の需要地（一の需要場所）内において、一つの需要家に対し、発電事業者が所有する太陽光発電設備による電力を供給して完全自家消費し、余剰売電を行わない場合は、「電気事業法」第 27 条の 33 第 1 項第 1 号で規定された特定供給の許可が不要となる例外規定に該当すると考えられます。

【参考情報】

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/339AC0000000170/

※発電事業者の届出義務は、接続最大電力の合計が 1 万 kW 超の場合に、次の 3 要件をすべて満たすときに発生します。①出力が 1,000kW 以上であること、②小売電気事業等への供給割合が出力の 50%超（10 万 kW 超は 10%超）であること、③小売電気事業等への供給電力量が 50%超（10 万 kW 超は 10%超）であることの 3 点です。

「特定供給の例外規定（電気事業法第 27 条の 33 第 1 項第 1 号）」

※「専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給する」場合は、特定供給の許可が不要です。

※本補助事業のオンサイト PPA モデル（同一需要地内で完全自家消費・余剰売電なし）は、この例外規定に該当すると考えられます。

「発電事業に係る届出義務について（Q&A、発電事業者一覧）」（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/

問 4-5-b. ●需要家と PPA 事業者に資本関係がある場合、オンサイト PPA モデルで申請できますか。

原則として申請できません。親会社・子会社などの資本関係がある場合は第三者所有と見なせないためです。ただし、その他の PPA モデルでの申請は可能な場合があります。

申請できない場合

以下の場合は、太陽光発電設備の第三者所有 (third-party ownership: TPO) と見なせないため、オンサイト PPA モデルでの申請はできません。

- ✧ 需要家（共同事業者）と PPA 事業者（発電事業者）の間に、親会社・子会社・孫会社などの資本関係がある場合
- ✧ 連結財務諸表に含まれる法人（支配・従属関係のある親会社、連結子会社、企業集団の業績に影響を与える関連会社・非連結子会社など）間で契約を締結する場合
- ✧ 非連結法人であっても、同族会社・役員兼任・出資比率などの状況を総合的に勘案し、実質的な支配・従属関係にあると認められる法人間で PPA 契約を締結する場合
- ✧ 需要家と発電事業者の代表者が同一人物である場合
- ✧ 需要地の建物・土地の所有者が発電事業者である場合

申請できる場合

以下の場合は、太陽光発電設備の第三者所有と見なせるため、オンサイト PPA モデルで申請できます。

- ✧ 一部資本関係があるものの、直接的な支配・従属関係がなく、連結財務諸表に含まれない法人の間で契約を締結する場合

その他の PPA モデルでの申請

以下の場合は、その他の PPA モデルの区分で申請できます。

- ✧ 子会社が発電事業者となり、親会社を需要家（共同事業者）として PPA 契約を締結する場合
- ✧ 親会社が発電事業者となり、子会社を需要家として PPA 契約を締結する場合

【参考情報】

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/338M50000040059

※親会社・子会社・関連会社の定義（要旨）：親会社とは、他の会社の財務・営業・事業の方針を決定する機関（株主総会など）を支配している会社のことです。子会社とは、親会社に支配されている会社のことです。関連会社とは、出資、人事、資金、技術、取引などの関係を通じて、子会社以外で財務・営業・事業の方針決定に重要な影響を与えることができる会社のことです。関係会社とは、親会社、子会社、関連会社などの総称です。

問 4-5-c. ショッピングモールに太陽光発電設備を設置し、施設の所有者と PPA 契約を締結したい場合、どのように申請すればいいですか。

複数のテナントが入居するショッピングモールにおいて、以下の条件をすべて満たす場合は、施設の所有者のみを需要家として申請できます。この場合、入居している個々のテナントを需要家（共同事業者）として申請する必要はありません。

施設の所有者のみを需要家として申請できる条件

- ✧ 複数のテナントが入居していること。
- ✧ 施設の所有者が電力会社と電力契約を締結していること。
- ✧ 施設の所有者が電気料金を一括で支払い、テナントには賃借料と合わせて電気代を請求していること。

申請可能な区分と実施体制

各事業モデルの要件、および上記の条件をすべて満たす場合は、以下のいずれかの区分で申請できます。

- ✧ オンサイト PPA モデル
  - ➢ 代表申請者（補助事業者）：PPA 事業者（発電事業者）
  - ➢ 共同事業者（需要家）：施設の所有者
- ✧ リースモデル

- 代表申請者（補助事業者）：リース事業者
- 共同事業者（需要家）：施設の所有者

✧ 自己所有モデル

- 代表申請者（補助事業者）：施設の所有者

問 4-5-d. PPA 事業者（発電事業者）が所有・管理する施設にテナントとして入居している事業者と PPA 契約を締結する場合、オンサイト PPA モデルとして申請できますか。

いいえ、オンサイト PPA モデルでは申請できません。

✧ 理由：オーナー（PPA 事業者）はテナントに対して管理権限を有しており、完全な第三者とは見なせないためです。オンサイト PPA モデルは、第三者の屋根や敷地を借りて実施する事業モデルを前提としています。

申請可能な区分

公募要領に記載された補助金の要件を満たすことを前提に、以下の区分での申請を検討してください。

✧ その他の PPA モデル（有償での電力供給）

問 4-5-e. オンサイト PPA モデルでリース事業者が補助対象設備の所有者となる実施体制の場合、リース事業者を補助事業者（代表申請者または共同申請者）として申請しなければなりませんか。

はい、リース事業者を補助事業者（代表申請者または共同申請者）として申請する必要があります。

理由と注意事項

✧ 設備の所有権：本補助金では補助対象設備の所有者を含めた申請であることが必須です。

✧ 申請できない例：リース事業者を補助事業者とせず、補助対象設備の所有権を持たない PPA 事業者（発電事業者）のみを補助事業者とする申請は認められません。

✧ 役割の明記：リース事業者が担う役割（資金調達、設備調達、所有権に基づく管理責任など）を明確に応募書類に記載してください。

問 4-5-f. オンサイト PPA モデルの申請において、需要家（共同事業者）と PPA 事業者（発電事業者）との間で PPA 契約を締結した状態で本補助金に応募することは認められますか。

はい、認められます。ただし、以下の条件を満たす必要があります。

必須条件

✧ 補助対象設備の発注・契約・納品・着工・支払いがすべて交付決定日以降であること。

- PPA 契約自体は締結済みでも構いませんが、設備の発注などは交付決定後に行う必要があります。

契約書作成上の注意点（停止条件）

補助金の活用を前提とした PPA 契約の場合は、補助金が不採択となった場合や交付を受けられないことになった場合のリスクを考慮し、契約書に停止条件を付すことを推奨します。

- ✧ 停止条件の例：「本契約は、当該補助金の交付決定がなされた場合に効力を生じるものとする」「当該補助金が不採択となった場合は、本契約は無効とする」

省略可能な書類

PPA 契約書に需要地（対象施設）への設備設置に関する取り決めが含まれており、応募時に契約締結済みの契約書の写しを提出できる場合は、以下の書類の提出を省略できます。

- ✧ 設備設置に関する承諾書　※契約書に設備設置に関する取り決めが含まれていない場合は省略できません。
- ✧ 契約内容の確認書

問 4-5-g. オンサイト PPA モデルで申請したものを採択後にリースモデルに変更することは認められますか。

いいえ、認められません。

オンサイト PPA モデルとリースモデルでは、補助金の要件や審査基準が異なるため、採択後に申請区分を変更することはできません。

変更が認められない主な理由

- ✧ 申請区分ごとに、還元要件、契約関係、審査時に確認する項目が異なります。
- ✧ 採択後に区分を変更すると、採択時点で確認した前提（契約形態・体制・還元方法）が成立しなくなり、審査結果が無効になります。

応募前の準備

応募前に需要家（共同事業者）と十分に協議し、契約形態（PPA かリースか）、サービス料金、責任分担などを確定させた上で申請してください。

問 4-6. 需要家との PPA 契約またはリース契約の期間に制約はありますか。

契約期間は原則として補助対象設備の法定耐用年数（太陽光発電設備：17 年）以上である必要があります。条件を満たす場合に限り、法定耐用年数未満とすることもできます。

原則：法定耐用年数以上

前述のとおり、需要家との PPA 契約またはリース契約の期間は、原則として補助対象設備の法定耐用年数（太陽光発電設備：17 年）以上とする必要があります。

例外：法定耐用年数未満とする場合

以下の条件をすべて満たす場合に限り、契約期間を法定耐用年数未満とすることができます。

- ✧ 契約期間満了時に、需要家（共同事業者）に設備の所有権が移転すること。
- ✧ 残りの法定耐用年数の間、需要家の責任で確実に設備を使用し続けること。

上記 2 点について、契約書や覚書などに明記する必要があります。

補助金の返還義務に関する注意

補助事業者（代表申請者および共同申請者）は、設備の所有権の有無にかかわらず、処分制限期間中は交付規程に基づく補助金の返還義務などを連帯して負います。契約期間終了後に需要家へ譲渡した後であっても、処分制限期間内に設備が適切に使用されなくなった場合などは、補助事業者が責任を問われることになります。

財産処分について

- ✧ 当初の計画どおりの譲渡：交付申請書および完了実績報告書に記載された計画どおりに、契約満了時に需要家へ設備が譲渡される場合は、財産処分の手続きは不要です。
- ✧ 当初の計画外の譲渡：交付申請書および完了実績報告書で予定されていない第三者への譲渡などは財産処分に該当し、原則として補助金の返還が求められます。

問 4-7. オンサイト PPA モデルにおいてリース事業者が実施体制に含まれる場合、PPA 事業者とリース事業者とのリース契約において補助金額に相当する金額をリース料から控除する必要がありますか。また、PPA 事業者とリース事業者とのリース契約の契約期間に制約はありますか。

いいえ、PPA 事業者とリース事業者との間のリース料から補助金額相当分を控除する必要はありません。また、PPA 事業者とリース事業者とのリース契約期間に補助金制度上の特段の制約はありません。本問はオンサイト PPA モデルにおいて、PPA 事業者（発電事業者）が設備を所有せず、リース事業者からリースを受けて事業を行うケースについての回答です。

1. 補助金の還元について

- ✧ 需要家への PPA 料金：補助金額の 5 分の 4 以上を還元する必要があります。
- ✧ 事業者間のリース料：補助金額相当分を控除する必要はありません。
  - ➢ 理由：事業者間のリース料はリース事業者が PPA 事業者に提供するサービスの対価であり、補助金の還元は需要家に対して行うべきものだからです。

2. リース契約期間について

- ✧ PPA 事業者とリース事業者間のリース契約期間について、補助金制度上の特段の制約はありません。
- ✧ ただし、補助対象設備を処分制限期間中、確実に使用できる体制を確立する必要があります。

リース期間中の設備の維持管理や契約満了時の取り扱い（再リース、譲渡、撤去など）について、公募要領に記載された要件を満たす契約内容としてください。

問 4-8. オペレーティングリースは認められますか。

はい、認められます。令和 6 年度補正予算から、従来のファイナンスリースに加えて、オペレーティングリースも対象となりました。

本項目の内容は、オンサイト PPA モデルとリースモデルの申請区分の両方に適用されます。

認められる契約形態

- ✧ ファイナンスリース
  - ➢ 契約期間中途での解約が原則不可（ノンキャンセラブル）
  - ➢ 借り手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受できるもの　※使用による収益やコスト削減などの経済的メリットは借り手に帰属します。物件の保守・維持管理などの経済的負担とリスクも借り手が負います。
  - ➢ リース料総額がリース物件の取得価額とほぼ同額となるもの（フルペイアウト）※リース料総額には物件の取得価額、金利相当額、諸手数料が含まれるため、総額は物件価格を上回ります。借り手はリース期間中に、物件に関連するほぼすべてのコスト（取得価額、金利、固定資産税、保険料など）を負担します。
- ✧ オペレーティングリース
  - ➢ 一定期間後の下取り予定価格を残価として設定するなど、ファイナンスリースに該当しないもの　※資産の使用権のみを一定期間借り手に移転する契約形態で、賃貸借に近い性質を持ちます。月々のリース料には、物件取得価額から契約満了時の残価を差し引いた金額、金利、諸経費（保険料、管理費用など）が含まれます。ファイナンスリースと比較して解約は比較的柔軟（キャンセラブル）ですが、一定の条件や違約金が設定されることが一般的です。一般的に短期間の利用を目的とした資産に適用されますが、長期の契約も可能です。会計上の取り扱いは、適用される会計基準（日本基準、IFRS など）や個別の契約内容によって異なります。

認められない契約形態

- ✧ 与信管理を目的とした協定
  - ➢ パートナー会社、リース事業者、PPA 事業者などが需要家の与信管理のために締結するもの
- ✧ レンタル契約
  - ➢ 所有者（貸主）が特定の物品を一定期間、借主に貸し出し、借主がその使用の対価としてレンタル料を支払う契約形態

参考：ファイナンスリースの会計処理

- ✧ 会計上のファイナンスリースの取り扱い
  - ➢ 実質的な購入取引として取り扱われます。
  - ➢ 借り手の貸借対照表に資産および負債として計上されます（オンバランス処理)。
  - ➢ 経済的な実態は割賦購入（分割払い）に類似した取引と言えます。

問 4-9. ●オンサイト PPA モデルおよびリースモデルの申請において、補助金額の 5 分の 4 以上を需要家に還元するための契約条件はどのように設定すればいいですか。

オンサイト PPA モデルおよびリースモデルでは、補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、補助金額の 5 分の 4 以上を需要家（共同事業者）に還元する契約条件を設定する必要があります。

交付申請書および完了実績報告書において、具体的な還元総額および還元方法を明示してください。

制度上の要件整理は本問を、還元計画書（D4）の記入方法は BS 6.5 節 「D4 需要家への補助金の還元方法（オンサイト PPA モデルまたはリースモデル）(Excel)」を、契約書条項との整合確認は BS 6.6 節「D4-1～D4-3 契約関係資料と説明」をそれぞれ参照してください。

オンサイト PPA モデルおよびリースモデルの還元要件

表：還元要件

項目	内容
還元額	補助金額の 5 分の 4 以上（例：補助金額が 100 万円の場合、80 万円以上）
還元方法	毎月の請求額からの値引き、契約単価（サービス単価）の低減など（オンサイト PPA)、リース料の低減など（リース）
還元期間	補助対象設備の法定耐用年数が経過するまで（太陽光：17 年、蓄電池：6 年）
確認方法	提出書類（契約書、還元計画書など）で還元額の妥当性を確認

還元額の計算式

表：還元額の計算式

項目	計算式
必要還元額（総額）	補助金額 × 4/5
還元期間	太陽光：17 年（204 か月）、蓄電池：6 年（72 か月）
月額還元額（均等の場合）	必要還元額 ÷ 還元月数

表：還元額の計算例

補助金額	必要還元額 (4/5)	月額還元額（17 年均等）
100 万円	80 万円	約 3,922 円/月
250 万円	200 万円	約 9,804 円/月
500 万円	400 万円	約 19,608 円/月
1,000 万円	800 万円	約 39,216 円/月

還元方法の比較と定額値引きの詳細は QA 問 4-9-b を参照してください。

問 4-9-a. ●オンサイト PPA モデルにおける例外的な還元方法（単価引き下げ）の詳細はどのようなものですか。

オンサイト PPA モデルにおいて、やむを得ず契約単価の引き下げによる還元方法をとる場合は、補助金がない場合の契約単価の根拠資料を明確にした上で、法定耐用年数の 17 年間で補助金額の 5 分の 4 以上を需要家に還元できることを示す必要があります。

単価引き下げの詳細解説

契約単価の引き下げ

kWh あたりの契約単価を引き下げる方法です。

需要家が使用する電力量によって還元額が変動するため、申請段階では還元総額が見込みでしか分からないというデメリットがあります。また、補助金がない場合の単価設定の根拠が不明確になりがちです。可能な限り、定額値引きを選択してください。

やむを得ずこの方法をとる場合は、以下の計算例のように前提条件を明確にする必要があります。

✧ 計算例（要件を満たすケース）

- 補助金額：8,500,000 円
- 補助金がない場合の契約単価：20 円/kWh（税抜）
  - 根拠資料：需要家への提案資料、過去の同種契約の実績など。補助金の有無によって利益率が変わらないことが原則です。補助金の有無で利益率が著しく異なる場合、補助金の 5 分の 4 以上が需要家に還元されていることの根拠に疑義が生じます。審査において単価設定の根拠資料の提出を求める場合があります。
  - 見かけ上の還元額を大きく見せる目的などで、補助金がない場合の契約単価を不当に高く設定する行為は禁止します。
  - 標準的な料金表ではなく、個別の工事費などを反映した単価である必要があります。太陽光発電設備などの発注に要する費用に応じて、契約単価は異なることが一般的です。
- 補助金がある場合の契約単価：16 円/kWh（税抜）
  - 差額の 4 円/kWh が還元分となります。
- 自家消費電力量（見込み）：100,000kWh/年
  - 直近の電力消費データと発電シミュレーションに基づく値。
- 契約期間：20 年
- 還元額の試算：（20 円 - 16 円）/kWh × 100,000kWh/年 × 17 年 = 6,800,000 円
  - 補助金額の 5 分の 4（680 万円）に達するため、法定耐用年数の 17 年間で還元要件を満たします。
  - 18 年目以降の単価は、補助金がない場合の単価（20 円/kWh）に戻しても差し支えありません。

還元方法の注意点

- 再生可能エネルギー発電促進賦課金の削減分など、補助金の有無にかかわらず太陽光発電設備を導入すること自体で削減される金額は、補助金の還元額に含めることはできません。
- 需要家が得られるメリットとして、ランニングコスト削減額（電気料金の削減額など）と補助金の還元額は区別する必要があります。商用電力の電気料金の削減額などは、補助金の有無にかかわらず太陽光発電設備を導入すること自体で削減される金額のため、補助金の還元額に含めることは認められません。
- 太陽光発電設備の法定耐用年数の 17 年間で、補助金額の 5 分の 4 を需要家に還元できない契約単価の設定は要件違反のため、認められません。
- 補助金の還元は、補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでの期間で平準化して行うことが原則です。契約満了時の一括還元など、還元を後ろ倒しにすることは認められません。

問 4-9-b. 補助金の還元方法にはどのような違いがありますか。また、定額値引きの詳細はどのようなものですか。

毎月の請求額からの定額値引きと契約単価の引き下げでは、還元額の示しやすさが異なります。申請時点で還元総額を明確に説明しやすいのは、毎月の請求額からの定額値引きです。本問は QA 問 4-9 の補足です。

還元方法の比較

表：補助金の還元方法比較

還元方法	区分	メリット	デメリット
毎月の請求額から定額値引き	原則	還元ペース・総額を明確に示せる	―
契約単価の引き下げ	例外的な方法	―	還元額が変動し見込みでしか示せない、根拠が不明確になりやすい

表：計算例の比較（定額値引き vs 単価引き下げ）

項目	定額値引き	単価引き下げ
補助金額	17,850,000 円	8,500,000 円
契約期間	17 年	20 年
還元必要額（5 分の 4）	14,280,000 円	6,800,000 円
計算方法	17,850,000 円÷（17 年×12 月）=87,500 円/月	（20 円-16 円）/kWh×100,000kWh/年×17 年=6,800,000 円
還元額の確定性	確定	見込み（電力量により変動）

定額値引きの詳細解説

毎月の需要家への請求額から一定の金額を値引きする方法です。

交付申請書および完了実績報告書を提出する段階で、還元のペースや還元総額を明確に示すことがで

きます。

✧ 計算例

➢ 補助金額：17,850,000 円（太陽電池出力 357kW×50,000 円/kW）

➢ 契約期間：17 年

➢ 毎月の値引き額：17,850,000 円 ÷（17 年×12 か月/年）= 87,500 円/月

□ 値引き額に端数が生じる場合は、初回の請求などで調整することが原則です。

問 4-10. ◎需要家（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書、リース契約書の必須項目は何ですか（交付規程遵守、契約期間、設備の廃棄・リサイクル）。

需要家（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書およびリース契約書には、以下の項目を盛り込む必要があります。

★印の項目が契約書類に記載されていない場合、補助金の交付対象外となります。

※以下の記載例において、「甲」は需要家、「乙」「丙」は PPA 事業者またはリース事業者を指します。

必須項目は本問および QA 問 4-10-a・QA 問 4-10-b を、推奨項目は QA 問 4-10-c・QA 問 4-10-d をそれぞれ参照してください。

1. 交付規程遵守

✧ 交付規程遵守の明記★：契約書や覚書に適用される補助金の交付規程の名称を正確に記載し、その内容を遵守する旨を明記してください。

➢ 記載例： 本契約の締結に際し、甲および乙は「令和 7 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業　交付規程」（以下「交付規程」という）を遵守する。

✧ 交付規程の優先：契約書や覚書の内容が交付規程と矛盾する場合、交付規程が優先される旨を明記してください。

➢ 記載例：本契約書の条項と交付規程の内容が矛盾する場合、交付規程の規定が優先して適用されるものとする。

2. 契約期間

✧ 法定耐用年数以上の原則：契約期間は、太陽光発電設備の法定耐用年数である 17 年以上としてください。

➢ 記載例：本契約の有効期間は、契約締結日から 20 年間が経過する日までとする。

✧ 17 年未満の場合の特例と義務：契約期間を 17 年未満とする場合（契約満了時の譲渡など）、譲渡後も、処分制限期間が経過するまでは需要家が継続して使用する義務を明記してください（契約期間が 17 年以上の場合は記載不要）。

- 記載例：契約期間が満了し、乙が甲に本設備を譲渡した場合、甲は本設備を本補助事業の目的に沿って、本設備の法定耐用年数（17 年）が経過するまで、自らの責任において継続して使用するものとする。

3. 設備の廃棄・リサイクル

- ✧ 適切な廃棄・リサイクルの義務★：関連法令を遵守し、設備の廃棄またはリサイクルを適切に実施する旨を明記してください。
  - 記載例：甲および乙は、本設備の廃棄またはリサイクルを行うにあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）およびその他関係法令を遵守するものとする。
- ✧ 譲渡後の廃棄責任★：契約満了時に設備を譲渡する場合、譲渡を受けた者が廃棄責任を負う旨を明記してください（譲渡しない場合は記載不要）。
  - 記載例：甲が法定耐用年数の経過後に設備を廃棄する際は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）およびこれに関する政省令や需要地が所在する地方公共団体の条例を遵守し、自己の責任と負担でこれを廃棄する。

応募書類上の整理や契約書チェックリストは、BS 6.6 節 「D4-1～D4-3 契約関係資料と説明」を参照してください。

問 4-10-a. PPA 契約書・リース契約書の必須項目は何ですか（補助金の還元、個別契約・FIT 制度・FIP 制度による売電の禁止、環境価値）。

PPA 契約書・リース契約書では、補助金還元（5 分の 4 以上）、売電禁止、環境価値の需要家帰属を必須項目として明記してください。

契約条項を様式へ転記する際の実務上の注意点は、BS 6.6 節 「D4-1～D4-3 契約関係資料と説明」を参照してください。

4. 補助金の還元

- ✧ 還元の要件と割合★：法定耐用年数が経過するまでに、補助金額の 5 分の 4 以上を需要家に還元することを明記してください。
  - 記載例： 乙は、本設備の法定耐用年数が経過するまでに、補助金額の 5 分の 4 以上を甲に還元するものとする。
- ✧ 還元総額の明示★：需要家への還元総額（補助金額の 5 分の 4 以上）を具体的に明記してください。
  - 記載例： 本契約期間中における甲への還元総額は、金〇〇円（税抜）とする。 なお、当該金額は補助金額〇〇円の 5 分の 4 以上の額である。
- ✧ 具体的な還元方法：需要家への還元の具体的な方法（毎月の需要家への請求額から一定の金額の値引き、契約単価の引き下げなど）を明記してください。

- 単に「サービス料金の低減」と記載するのではなく、還元額の計算式や根拠（補助金総額や還元期間など）を記載することで透明性を高めてください。
- 契約期間が法定耐用年数未満の場合：契約期間中に、補助金額の 5 分の 4 以上を需要家に還元する必要があります。その具体的な還元方法を明記してください。
- 記載例：毎月のサービス料金から、補助金還元額として〇〇円（税抜）を差し引く。当該割引額は、補助金総額〇〇円の 5 分の 4 にあたる〇〇円を、契約期間である〇〇年間（〇〇か月）で均等に分割した金額である。

✧ 未達時の差額支払い義務★：法定耐用年数経過時点で還元額が不足している場合、速やかに差額を支払う義務を明記してください。

- 記載例：契約開始日から 17 年が経過した時点において、甲への還元総額が補助金額の 5 分の 4 に満たない場合、乙はその差額を、契約開始日から 17 年が経過した日から〇〇日以内に甲へ支払うものとする。

5. 個別契約・FIT 制度・FIP 制度による売電の禁止

✧ 売電禁止の明記★：余剰電力を含め、個別契約や FIT・FIP 制度による売電を行わない旨を明記してください（戸建て住宅を除く）。

- ※ただし、QA 問 4-1 のパターン B に該当する太陽光発電設備の場合はこの限りではありません。
- 記載例：乙は、本設備により発電した電力について、電気事業者との個別契約による売電や、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT 制度および FIP 制度による売電を行ってはならない。

6. 環境価値

✧ 環境価値の帰属★：需要家に供給した電力量に紐付く環境価値（CO_2削減効果）が需要家に帰属する旨を明記してください。

- 記載例：本事業による温室効果ガス排出削減効果等の環境価値のうち、甲に供給した電力量に紐付く環境価値は、甲に帰属するものとする。

✧ 環境価値の移転禁止：需要家に帰属する環境価値を PPA 事業者に移転させないことを明記してください。

- 記載例：甲に帰属する環境価値を、乙に移転させることはできない。

問 4-10-b. PPA 契約書・リース契約書の必須項目は何ですか（カーボン・クレジットとしての登録禁止、担保設定の禁止、補助金の返還）。

PPA 契約書・リース契約書には、法定耐用年数が経過するまで J-クレジット制度などでのカーボン・クレジット登録を禁止すること、補助対象設備への担保設定の禁止、補助金の返還義務の明記が必須事項として求められます。

7. カーボン・クレジットとしての登録禁止

✧ カーボン・クレジットとしての登録禁止の明記★：法定耐用年数が経過するまで、本補助事業による環境価値を J-クレジット制度などでカーボン・クレジットとして登録しない旨を明記してください。

- 契約書の本文では、「カーボン・クレジット」という文言を必ず使用してください。令和 6 年度補正予算の交付規程からの改正点となります。
- J-クレジット制度に基づくクレジットの認証・発行を受けることは認められません。
- 記載例：甲および乙は、本設備の法定耐用年数が経過するまで、本事業により取得した環境価値について、J-クレジット制度などにおいてカーボン・クレジットとして登録を行わないものとする。

8. 担保設定の禁止

✧ 担保設定禁止の明記★：補助対象設備に担保権を設定してはならない旨を明記してください。

- 補助対象設備を担保にして、補助事業者（代表申請者および共同申請者）に含まれない金融機関などから資金調達を行うことは認められません。
- 記載例：乙は、本設備に対し、抵当権、質権、譲渡担保権その他一切の担保権を設定してはならない。ただし、補助事業者（代表申請者および共同申請者）に含まれる金融機関などから資金調達を行う場合を除く。

9. 補助金の返還

✧ 補助金の返還★：補助金の返還が必要となった場合、補助事業者は返還義務を負う旨を明記してください（交付規程第 3 条第 3 項第 2 号）。

- 補助対象設備の所有権の有無にかかわらず、共同申請者が実施体制に含まれる場合、代表申請者と共同申請者が連帯して義務を負う点に注意してください。オンサイト PPA またはリースモデルにおける需要家は補助事業者ではないため、交付規程上の義務は負いません。
- 記載例：本設備の処分制限期間において、交付規程に基づき補助金の返還が必要となった場合、乙（代表申請者）は丙（共同申請者）と連帯して、補助金の返還義務を負うものとする。

✧ 返還額の算定方法：返還額は残存期間の月数に応じて、月割り計算により算定する旨を明記してください。日割り計算は行いません。

- 月割り計算の考え方：例えば 4 月 1 日まで設備を使用した場合も、4 月 30 日まで使用した場合も、どちらも 1 か月間（4 月分）使用したものと見なされ、残存期間から控除されます。
- 算定例：例えば処分制限財産である太陽光発電設備の補助金交付額が 1,700 万円で、法定耐用年数 17 年間（204 か月）の太陽光発電設備を 10 年後に処分する場合、補助対象設備の使用期間は 10 年間（120 か月）であり、残耐用年数は 7 年間（84 か月）なので、17 分

の 7（84÷204）に相当する 700 万円が返還額となります。

- 記載例：補助金の返還額は、補助金の返還事由が発生した日の属する月までを使用期間とし、補助対象設備ごとの法定耐用年数に応じた残存期間の月数に基づき、月割りで計算するものとする。

問 4-10-c. 需要家（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書、リース契約書のその他の注意点には、どのようなものがありますか（運用、リスク管理）。

必須項目（QA 問 4-10・QA 問 4-10-a・QA 問 4-10-b）のほかに、契約書に盛り込むことが推奨される運用・リスク管理に関する事項は以下のとおりです。本項目の内容は審査の要件ではありませんが、契約期間中に円滑に事業を遂行する上で重要な観点となります。

問 4-10 の補足事項（推奨）

- 契約満了時の取り扱い：契約期間満了後の設備の取り扱い（有償・無償譲渡、契約延長、撤去など）について、選択肢や意思表示の期限・方法を具体的に定めてください。
- 廃棄費用の積立：将来の廃棄に備え、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」（環境省）などを参考に、廃棄費用の積立方法や金額を定めておくことを推奨します。

契約締結前の説明

- 事前説明：契約締結前に、設備の性能、費用負担、契約終了後の取り扱いなどについて需要家に十分説明し、理解を得るようにしてください。

設備の所有権とリスク負担

- リスク負担の明確化：設備の故障や天災による損害のリスク負担（危険負担）について、責任の所在を明確に定めてください。
  - PPA：原則として PPA 事業者が負担します。
  - リース：契約内容により異なるため、詳細な規定が必要です。

保険

- 保険加入：火災保険、動産総合保険、賠償責任保険などへの加入義務の有無および費用負担について定めてください。

設備の保守

- 保守責任：定期点検の頻度、内容、緊急時の対応、費用負担などの保守責任について規定してください。
  - PPA：通常は PPA 事業者が責任を負います。
  - リース：契約内容により、需要家またはリース事業者のいずれかが責任を負います。

報告義務

✧ 報告義務：設備の稼働状況（発電量など）の定期報告や、トラブル発生時の報告について、頻度・期限・方法などを定めてください。

電気主任技術者

✧ 選任と費用：電気主任技術者の選任が必要な場合、選任方法（自社選任または外部委託）、費用負担、責任範囲を明確にしてください。

建物の耐震性

✧ 耐震性の確保：設置する建物が必要な耐震基準を満たしていることの確認や、設置期間中の維持管理義務について規定してください。

問 4-10-d. 需要家（共同事業者）と PPA 事業者またはリース事業者が締結する PPA 契約書、リース契約書のその他の注意点には、どのようなものがありますか（一般条項、コンプライアンス）。

QA 問 4-10-c に続き、契約書に盛り込むことが推奨される一般条項やコンプライアンスに関する事項は以下のとおりです。

秘密保持義務

✧ 秘密情報の管理：契約の履行に関連して知り得た技術情報や顧客情報などの秘密情報について、守秘義務、有効期間、例外事項などを規定してください。

発電データ・個人情報

✧ データの利用：発電データの利用目的、帰属、第三者提供の可否について定めてください。

✧ 個人情報保護：個人情報を取り扱う場合、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、利用目的の特定、適切な管理、安全管理措置などを明記してください。

反社会的勢力との関係排除

✧ 排除条項：契約当事者およびその関係者が反社会的勢力でないことの表明・保証、およびこれに違反した場合の無催告解除条項（暴力団排除条項）を設けてください。

不可抗力

✧ 免責と対応：地震、台風、感染症の流行などの不可抗力により契約の履行が困難になった場合の免責事項、通知義務、契約継続の判断基準などを定めてください。

契約解除

✧ 解除条件：契約違反があった場合の解除事由、解除手続き、損害賠償の範囲などを具体的に規定してください。トラブル発生時の解決指針として特に重要な項目です。

変更手続き

✧ 変更のルール：契約内容を変更する場合の手続き（協議方法、書面による合意の必要性など）を定めてください。

紛争解決・準拠法

✧ 解決手段：紛争が生じた場合の解決手段（協議、調停、仲裁）や、訴訟となった場合の第一審の専属的合意管轄裁判所を定めてください。

✧ 準拠法：本契約に適用される法律（準拠法）を明記してください（通常は日本法）。

【参考情報】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000137

※法律：廃棄物の排出抑制と適正な分別・保管・収集・運搬・処分等を確保し、特に事業者に排出事業者の責任を課すことで、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るための法律です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/346M50000100035

※施行規則（省令）：上記法律の施行にあたり、廃棄物の区分、保管・処理基準、委託基準、管理票などの具体的な基準・手続きを定める省令です。

問 4-11. 自己所有モデルの区分で申請するのは、どのような場合ですか。

自己所有モデルで申請する場合は、以下の要件を満たす必要があります。

✧ a：原則として、対象施設で発電電力を消費する需要家が当該設備の所有者となること。

✧ b：需要家自身が補助事業者（原則として代表申請者）となり、申請を行うこと。

上記は、自己所有モデルとオンサイト PPA モデル・リースモデルを区別する基本要件です。特に、設備所有者と需要家の関係を実態どおりに整理することが重要です。

✧ 設備所有者と需要家が一致しない場合は、自己所有モデルではなく、他の区分での申請を検討してください。

✧ 自己所有モデルで需要家以外の者が設備を所有する例外的な取り扱いは、QA 問 4-12 の条件を満たす場合に限られます。

実施体制表、契約書（案）、費用負担の説明資料の記載内容は、区分判定に直接影響するため、書類間で整合させてください。

問 4-12. 需要家以外の者（親会社や建物所有者など）が太陽光発電設備などを所有する場合、自己所有モデルで申請できますか。

対象施設において発電電力を実際に消費しない建物の所有者や需要家の親会社などが設備の所有者となる場合でも、以下の条件をすべて満たせば、自己所有モデルの区分で申請できます。

✧ 太陽光発電設備の所有者を補助事業者（代表申請者）とすること。

- ✧ 発電電力を実際に消費する需要家を補助事業者（共同申請者）とすること。
- ✧ 応募時に提出する「実施体制表」を共同申請（交付規程第 3 条第 3 項第 2 号）の形式で作成すること。
- ✧ 太陽光発電設備の所有者は、需要家に発電電力を完全に無償で使用させること。
  - ➢ この点を確認できる説明資料（所有・使用権に関する合意内容が記載された書類など）を応募時に提出してください。
  - ➢ 別契約（施設賃貸料の不自然な増額、管理費の名目での徴収など）による実質的な有償化・費用回収は禁止します。

注意事項

- ✧ 上記は自己所有モデルの例外的な申請形態です。
- ✧ 発電電力を有償で使用させる場合は、電力販売と見なされるため、自己所有モデルの区分での申請はできません。
- ✧ 発電電力を有償で使用させる場合は、その他の PPA モデルの区分での申請を検討してください。
- ✧ 申請区分の整理に迷う場合は、QA 問 4-11 も併せて確認してください。

問 4-13. 自己所有モデルで申請したものを採択後にリースモデルに変更することは認められますか。

補助金の要件および審査基準が異なるため、自己所有モデルでの申請内容を採択後にリースモデルに変更することはできません。

補助対象設備の支払いに必要な資金調達の方法については、応募前に十分に検討してください。

太陽光発電設備をリースで導入する場合

太陽光発電設備をリースで導入する場合は、以下の点に注意してください。

- ✧ リース事業者を代表申請者とすること。
- ✧ リースモデルの区分で応募し、採択を受けること。

問 4-14. リースモデルの区分でリース事業者として申請するための条件はありますか。

リースモデルでリース事業者として申請するための条件は、契約形態によって異なります。

通常のリース契約を締結する場合

需要家が一定期間の設備の使用権を得る通常のリース契約を締結する場合は、以下の条件を満たす必要があります。

- ✧ リース事業者の定款でリース業などが規定されていること。
- ✧ 需要家（共同事業者）と設備の使用に関するリース契約を締結すること。

定額制の電力購入契約を締結する場合

定額制の電力購入契約（需要家の電力使用量にかかわらず毎月定額を請求するなどして、契約期間における支払総額が確定しているもの）を締結する場合は、以下の条件を満たす必要があります。

- ✧ 発電事業者（リース事業者）の定款で小売電気事業、発電事業などが規定されていること。
- ✧ 需要家と定額制の電力購入契約を締結すること。

問 4-15. リースモデルの区分で申請する場合、代表申請者、共同申請者、代表事業者、共同事業者はどのような構成で申請する必要がありますか。

リースモデルの区分で申請する場合は、以下の構成で申請してください。

申請の構成

- ✧ リース事業者：「補助事業者（代表申請者）」かつ「代表事業者」
- ✧ 需要家（設備の使用者）：「共同事業者」

申請の要件

- ✧ リースによる設備導入であること。
- ✧ 太陽光発電設備の所有権はリース事業者にあること。
- ✧ 需要家は対象施設で発電電力を実際に消費すること。

交付規程に基づく義務の発生

- ✧ 補助事業者（代表申請者および共同申請者）：交付規程に基づく義務が発生します。
- ✧ 共同事業者（需要家）：補助事業者ではないため、交付規程に規定された義務は直接的には発生しません。ただし、設備の適切な使用や維持管理への協力など、設備の使用者として果たすべき責任がある点に注意してください。

問 4-16. 所有権移転ファイナンスリースと所有権移転外ファイナンスリースのどちらでも申請できますか。

はい、ファイナンスリースであれば、所有権移転・所有権移転外のいずれの形態でも申請できます。

ファイナンスリースとは

契約期間中途での解約が原則不可（ノンキャンセラブル）であり、借り手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受でき、かつリース料総額がリース物件の取得価額とほぼ同額となるもの（フルペイアウト）を指します。

所有権移転・所有権移転外の概要

- ✧ 所有権移転ファイナンスリース：ファイナンスリースの条件を満たした上で、以下のいずれかに該当するもの

- リース契約満了時に、借り手にリース物件の所有権が移転する
- リース契約満了時に、割安な価格で購入できる（割安購入選択権付きリース）
- リース物件が借り手専用の特別仕様

✧ 所有権移転外ファイナンスリース：ファイナンスリースの条件を満たした上で、契約満了時に以下のいずれかの取り扱いとなるもの

- 再リースにより継続使用する
- リース事業者へリース物件を返却する
- 割安でない価格（通常の市場価格）で購入する

応募時の提出書類

応募時に以下の書類を提出してください。

✧ 本補助金の要件を満たす契約内容であることを確認できる契約書または覚書

- 補助対象設備を法定耐用年数の期間、継続的に使用することを確認できる必要があります。

問 4-17. リースモデルの申請において、需要家への補助金の還元を契約満了時の残価で調整することは認められますか。

いいえ、認められません。需要家への補助金の還元が契約期間の最後に偏ってしまうためです。

適切な還元方法

需要家への補助金の還元は、契約期間内で平準化して行うことが原則となります。以下の手順でリース料を算定してください。

✧ リース料総額から補助金相当額を差し引く。

✧ 差し引いた後の総額を基に、月々のリース料を算定する。

留意事項

契約期間を通じて、需要家への還元額を明確に確認できる必要があります。

問 4-18. 転リースによる申請は可能ですか。

はい、転リースによる申請も可能です。ただし、以下の要件をすべて満たす必要があります。

転リースの要件

✧ 契約内容の適正性：交付規程、公募要領、Q&A 集に反する契約条項が含まれておらず、補助事業の実施に支障がないこと。

✧ 金額の適正性：適正な金額で契約を締結すること。

認められない契約内容

以下の契約内容は認められません。

- ✧ リース事業者間で過大な利益が計上される契約
- ✧ 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、補助金額の 5 分の 4 以上をリース料の低減などにより需要家に還元することが確認できない契約

応募時の提出書類

応募時に以下の書類を提出してください。

- ✧ 各リース事業者の本補助事業の実施における役割を明記した資料（実施体制表への記載でも可）
- ✧ リース事業者間の契約書、覚書など

5. 設備要件①：共通事項および太陽光発電設備

関連する公募要領の参照先：KY 5 章

問 5-1. 本補助事業で可能な太陽光発電設備の設置形態は何ですか。

本補助事業では、太陽光発電設備について以下の設置形態が可能です。

- ✧ 屋根設置：工場や住宅などの屋根に設置する一般的な形態です。設置には一定の広さと強度が必要です。
- ✧ 地上設置（野立て）：架台を用いて地面に設置する形態です。一定の広さの土地が必要です。屋根のスペースや強度が限られている場合の有力な選択肢となります。
- ✧ カーポート設置：駐車場の屋根として機能しながら太陽光発電も行える形態です。原則として建築確認申請が必要です。工事期間中は駐車場が使用できなくなるため、各種調整が必要です。
- ✧ 路面設置：道路や駐車場などの舗装された地面に直接太陽電池モジュールを設置する形態です。
- ✧ 壁面設置（建物一体型を含む）：建物の壁面に設置する形態です。
- ✧ 水上設置：ため池や湖などの水面にフロートを浮かべて設置する形態です。

ソーラーカーポート専用補助金との併用について

例えばカーポート設置の場合は、環境省補助金「民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業」のうち、ソーラーカーポートに特化した「設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業」で申請することも可能です。

ただし、同一設備に対して、本補助金と併用することはできません。

問 5-2. 補助金を活用する場合の太陽光発電設備の一般的な導入プロセスの全体像はどのようなものですか。

一般的な導入プロセスは、事前検討、基本設計、詳細設計、発注・施工、完了報告の 5 段階です。段階的に計画を進めることが重要です。

特に「太陽電池モジュールの設置場所の検討・確定」と「一般送配電事業者との系統連系契約」は重要なプロセスです。過去のストレージパリティ事業の申請では、これらで問題が発生し、事業の実施を断念した例が複数あります。

導入プロセスの全体像

表：太陽光発電設備の導入プロセス

段階	主な作業内容	成果物	補助金との関係
1. 事前検討	導入目的の明確化、設置環境調査、関連法令確認、補助金調査、施工業者選定	基本方針	公募要領の確認
2. 基本設計	システム設計検討、発電シミュレーション、基本図面作成、概算見積、系統連系事前相談	概算見積書、基本図面	応募書類の作成
3. 詳細設計	機器・部材確定、実施設計図作成、詳細見積書作成、制御・運転方法設計	詳細見積書、実施設計図	交付申請
4. 発注・施工	（交付決定後）機器発注、施工、検査	検査合格	交付決定日以降
5. 完了報告	検査合格、完了実績報告書提出。その後、支払完了後に支払証明書類を提出	完了実績報告書、支払証憑	補助金交付

問 5-2-a. 補助金を活用する場合の太陽光発電設備の一般的な導入プロセスは、各段階でどのように進みますか（事前検討・基本設計）。

補助金を活用する場合の太陽光発電設備の導入プロセスのうち、事前検討段階では導入目的の明確化・設置環境の調査・関連法令の確認などを行い、基本設計段階ではシステム設計・発電シミュレーション・概算見積書の作成・系統連系の事前相談を行います。

1. 事前検討段階

太陽光発電設備の導入を検討する最初のステップです。導入目的の明確化や設置環境の確認など、計画の基礎となる情報を収集します。

- ✧ 導入目的の明確化
- ✧ 日照条件などの設置環境の調査
- ✧ 設置条件の事前調査
- ✧ 関連法令の確認
- ✧ 活用可能な補助金の調査

この段階で施工業者（EPC 事業者：設計・調達・建設を請け負う事業者）を選定し、その提案を基に計画を具体化していくことが一般的です。

2. 基本設計段階

事前検討した内容に基づき、太陽光発電システムの基本的な設計を行う段階です。

- ✧ 太陽光発電設備のシステム設計の具体的な検討
  - ➢ 反射光による周辺環境への影響の考慮
    - □ 例：反射光の予測計算、反射防止膜付きモジュールの採用など
  - ➢ 太陽電池モジュールの設置による意匠性の検討
    - □ 例：周囲の景観との調和、色彩の検討など
  - ➢ 設置場所の特性の考慮
    - □ 屋根設置、地上設置（野立て）、カーポート設置、路面設置、壁面設置、水上設置など
  - ➢ 太陽電池モジュールの重量に対する建物構造の検討
  - ➢ 風圧荷重、積雪荷重、地震荷重などの外力に対する安全性の検討
  - ➢ 太陽電池モジュールの直並列数の検討
    - □ 直列接続：パワーコンディショナーの入力電圧範囲に収まるようにする必要があります。
    - □ 並列接続：パワーコンディショナーの入力電流容量を考慮する必要があります。
  - ➢ 日影の影響の検討
    - □ 冬至の日は一年を通して太陽の高度が最も低くなるため、この日を基準に計算すると、影の影響を最小限に抑えることができます。
  - ➢ 配線や配管ルートの計画
  - ➢ キュービクル（高圧受電設備）の新規設置または改修の検討
  - ➢ パワーコンディショナー、蓄電池、変圧器などの設置場所の選定
    - □ 重量、メンテナンス、熱、騒音などを考慮する必要があります。
  - ➢ 既存の建築設備との干渉の有無の確認
- ✧ 太陽光発電設備の発電シミュレーション
- ✧ 機器の設置予定場所の強度計算および検討
- ✧ 基本的な図面の作成（単線結線図、レイアウト図）
- ✧ 大まかな工程表の作成
- ✧ 概算見積書の作成
- ✧ 一般送配電事業者との系統連系の事前相談
  - ➢ 系統への接続の可否や条件の確認

□ OVGR（地絡過電圧継電器）および EVT（接地形計器用変圧器）の設置を求められることがあるため、事前に十分に確認する必要があります。特に特別高圧受電施設の場合は注意が必要です。

問 5-2-b. 補助金を活用する場合の太陽光発電設備の一般的な導入プロセスは、各段階でどのように進みますか（詳細設計）。

詳細設計段階では、基本設計に基づき機器・部材の確定・実施設計図の作成・詳細見積書の作成・制御および運転方法の詳細設計を行います。交付決定通知書の受領後に発注契約が可能となります。

3. 詳細設計段階

基本設計に基づき、より詳細な設計を行う段階です。

- ✧ 太陽光発電設備の詳細設計
- ✧ 太陽光発電設備に必要な機器および部材の確定
- ✧ 基礎（架台）の選定および設計
- ✧ 実施設計図の作成（単線結線図、レイアウト図）
- ✧ 詳細な工程表の作成
- ✧ 詳細な見積書の作成
- ✧ 太陽光発電設備、蓄電池の制御および運転方法の詳細設計
- ✧ 保守管理および安全性の確認方法の詳細な検討
  - ➢ 例：定期点検の項目と頻度、故障時の対応手順、安全教育の実施計画など

詳細設計が完了し、機構からの交付決定通知書を受領した後、発注者と受注者の間で太陽光発電設備の発注に関する契約を行い、施工に向けて必要な機器や部材の発注が行えるようになります。

OVGR・EVT・ZPD などの保護装置に関する用語の解説は、KY 1.5 節 を参照してください。

太陽光発電設備の設計・施工・維持管理に関する参考情報は、QA 13.1 節 を参照してください。

問 5-3. 太陽電池モジュールを設置する場合、追加荷重や構造安全性の確認のポイントは何ですか。

太陽電池モジュールを屋根に設置する場合、設備（架台、基礎、その他これらに類する部材を含む）の固定荷重・地震荷重・風圧荷重・積雪荷重などの各種荷重および外力に対して、対象となる建築物が安全に耐え得る構造耐力を有している必要があります。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の「積載荷重」は、人や家具などの重さを指します。一方で、太陽電池モジュール、架台、基礎などの常時設置される設備は「固定荷重」として扱う必要があります。

詳細な提出書類や記入要領は、BS 6.3.4 項 「D2-3 設備設置に伴う追加荷重」および BS 6.3.5 項 「D2-4 設備設置に伴う構造安全性」を参照してください。

【参考情報】

「建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」（令和 5 年、国土交通省　住宅局）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001593803.pdf

※建築物の屋上に当該建築物に電気を供給するために設置する太陽電池発電設備については、「建築設備」に該当し、設置後の建築物は建築基準関係規定に適合する必要があります。

「建築物に求められる構造耐力」（消防庁）

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento149_10_sanko1-3.pdf

※建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力などに対して安全な構造である必要があります。

※太陽光パネルは工作物ではなく建築設備として扱われるため、太陽電池モジュールや架台などの重量は固定荷重として構造計算に反映してください。

問 5-4. 積雪地域で申請する場合、注意すべき点は何ですか。

積雪地域（北海道、東北地方、北陸地方など）で太陽光発電設備を建物の屋根に設置する場合は、積雪荷重を考慮した安全確認が必要です。

構造上の安全確認

当該地域の垂直積雪量に基づく積雪荷重と、太陽光発電設備の重量を合わせた総重量に対して、建物が十分に耐えられるか確認してください。

架台設置の検討

屋根設置の場合でも、積雪時に太陽電池モジュールが雪に埋もれないよう、架台（傾斜をつけるための台など）の設置が必要となる場合があります。

架台を設置する場合は、架台を含めた総重量を踏まえ、設置場所における追加的に許容される固定荷重を確認してください。

問 5-5. 太陽光発電設備の固定方法に関する注意点は何ですか。

太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、変圧器、キュービクル、架台などは、地震や強風、積雪に耐えられるよう、基礎や建物に堅固に固定する必要があります。

固定方法の基準

固定方法は、JIS 規格（『JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法』）などに適合することが原則です。

強度計算書において、固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重などを適切に算定してください。

アンカーボルト固定の原則

パワーコンディショナーや変圧器などの機器は、原則としてアンカーボルトで床または地面に固定してください。

屋根の防水層への影響などでアンカーボルトでの固定が困難な場合は、壁面への固定など、強度が確

保できる適切な代替措置を講じてください。

想定される規模の自然災害により破損・脱落するような簡易な固定方法は認められません。

※公募要領での固定要件の位置づけは、KY 5.5 節 j 項を参照してください。

※申請様式における固定方法の記入は、BS 6.3 節 「D2・D2-1・D2-2・D2-3・D2-4 導入機器の仕様、通信システム、固定方法、追加荷重、構造安全性」を参照してください。

【参考情報】

『JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法』（日本産業規格　※旧：日本工業規格）

※太陽光パネル（太陽電池アレイ）を支える架台などの支持物が安全に耐えられる強度（許容応力度）を持っているかを計算し、確認するためのルールを定めた規格です。自重による「固定荷重」に加え、自然環境から受ける「風圧荷重」「積雪荷重」「地震荷重」という 4 つの力の求め方がまとめられています。

「フレキシブル太陽電池を利用した太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2026 年版」（2026 年、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構ほか）

https://www.nedo.go.jp/content/100895022.pdf

※ペロブスカイト太陽電池をはじめとしたフレキシブル太陽電池の構造設計（荷重・耐力設計や接地方法など）について解説されています。

「建物設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン　～構造、電気安全に関する事項～ 2025 年版」（2025 年、国立研究開発法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構ほか）

https://www.nedo.go.jp/content/800023917.pdf

※建物設置型の太陽光発電システムの土台となる基礎・架台の構造設計に加え、電気設備の設計・施工の基準について詳細に解説されています。

「地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025 年版」（2025 年、国立研究開発法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構ほか）

https://www.nedo.go.jp/content/800023895.pdf

※地上設置型の太陽光発電システムの土台となる基礎・架台の構造設計に加え、電気設備の設計・施工の基準について詳細に解説されています。

問 5-6. ペロブスカイト太陽電池を補助対象として申請できますか。

いいえ、ストレージパリティ事業では申請できません。

ペロブスカイト太陽電池 (perovskite solar cell: PSC) を導入する場合は、環境省補助金「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」にご応募ください。

ペロブスカイト太陽電池とは

✧ 次世代の技術として期待される、軽量・柔軟・高効率な太陽電池です。

✧ 従来のシリコン太陽電池では設置が難しかった屋根や壁面にも設置できる可能性があります。

問 5-7. ●太陽光発電設備の法定耐用年数の考え方は何ですか。

本補助事業における太陽光発電設備の法定耐用年数は、一律で「17 年」として扱います。

これは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の以下の区分に基づ

くものです。

- ✧ 別表第二 機械及び装置の耐用年数表
- ✧ 31 電気業用設備
- ✧ その他の設備 主として金属製のもの

補助事業者は、この法定耐用年数の期間（処分制限期間）中、補助対象設備を補助事業の目的に沿って適切に使用・管理する義務を負います。

※法定耐用年数の一覧については、KY 7.3 節 を参照してください。

税務申告上の取り扱い

補助金の申請上は一律 17 年ですが、税務申告上の減価償却においては、実態に応じて業種ごとの法定耐用年数を適用できる場合があります。

- ✧ 業種別の耐用年数が認められる可能性があるケース
  - ➢ 自己所有モデルまたはリースモデルで導入する場合
  - ➢ 自社の工場構内で使用する自家発電設備として位置づけられる場合
  - ➢ 発電した電気をもっぱら自社製品の製造に使用する場合
- ✧ 常に 17 年となるケース
  - ➢ オンサイト PPA モデルの場合（PPA 事業者が電気業として需要家に売電を行うため）

税務上の耐用年数については、社内の経理担当や税理士、所轄の税務署にご確認ください。

【参考情報】

「質疑応答事例　風力・太陽光発電システムの耐用年数について」（国税庁）

https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/05/12.htm

問 5-8. ●本補助事業で申請する太陽光発電設備の導入量はどの程度とするのが妥当ですか。

本補助事業における太陽光発電設備の導入量は、「平常時の自家消費」と「非常時（停電時）の電力供給」の両立を前提に決定してください。

具体的には、以下の 2 つの要件を満たす規模とする必要があります。

- ✧ 平常時：対象施設で発電電力を自家消費できること。
- ✧ 非常時：対象施設で必要な最低限の電力を、導入する太陽光発電設備または蓄電池（定置用または車載型）により供給できること。

※自家消費率（50%以上）の要件については、KY 5.4 節 b 項を参照してください。

※導入量算出表（様式 B2）の作成方法は、BS 4.5 節 「B2 導入量算出表（Excel）」を参照してください。

導入量決定のポイント

- ✧ 自家消費の原則
  - ➢ 対象施設の直近 1 年間の消費電力量の実績値に基づき、多くを余すことなく自家消費できる規模としてください。
  - ➢ 余剰売電を主たる目的とした、自家消費量を上回る規模の設備導入は認められません。
- ✧ 将来予測に基づく過大設備の禁止
  - ➢ 将来的な消費電力の増加（工場の増設予定など）を見込んで、現時点の消費電力を大幅に上回る規模の設備を申請することは認められません。見込み通りに消費電力が増加しなかった場合、過大な設備となるリスクがあるためです。

余剰電力への対策

以下の時間帯や時期は余剰電力が発生しやすいため、蓄電池を活用して自家消費率の向上に努めてください。

- ✧ 昼の 12 時前後（発電量がピークに達する一方で、昼休みのため消費電力が減少する時間帯）
- ✧ 土日祝日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始などの休業日（消費電力が少ない時期）

余剰電力が多いと見込まれる場合は、それに見合った容量の蓄電池を導入するか、太陽光発電設備の導入量を抑制するなどの調整を行ってください。

問 5-8-a. 平日と休日の消費電力量の差が大きい施設の場合、太陽光発電設備の導入量はどの程度とするのが妥当ですか。

土日が休みの工場やオフィスビルなど、平日と休日の消費電力量の差が大きい施設では、以下の考え方に基づいて導入量を検討することを推奨します。

推奨される導入量の考え方

平日の消費電力量を基準に太陽光発電設備の導入量を決定し、休日の余剰電力は蓄電池で吸収する設計が望ましいです。

- ✧ 太陽光発電設備の規模
  - ➢ 平日は年間を通して余剰電力がほとんど発生せず、発電した電力を自家消費できる規模としてください。
  - ➢ 目安：平日における余剰電力が年間発電量の 5%未満　※補助事業の要件ではありません。
- ✧ 蓄電池の容量
  - ➢ 休日に発生する余剰電力に見合った規模の蓄電池を検討してください。
  - ➢ 目安：休日の余剰電力量の 50%以上を蓄電できる容量　※補助事業の要件ではありません。

注意点

- ✧ 休日の消費電力量に合わせて設備を小さくしすぎると、CO_2削減効果が限定的になります。
- ✧ 逆に、平日の消費電力量に合わせて設備を大きくしすぎると、休日に大量の余剰電力が発生し、自家消費率の要件（50%以上）を満たせなくなるおそれがあります。
- ✧ 蓄電池を活用することで、休日の余剰電力を平日に持ち越して使用するなど、自家消費率を向上させることが可能です。

問 5-8-b. 倉庫に太陽光発電設備を設置する場合、どのような点を考慮する必要がありますか。

倉庫の種類（常温か冷凍冷蔵か）によって消費電力の傾向が大きく異なるため、それぞれの特徴を踏まえて導入量を検討してください。

常温倉庫の場合

常温倉庫では、一般的に空調設備の消費電力が大きな割合を占めます。そのため、以下の点に注意が必要です。

- ✧ 季節変動：空調設備の使用頻度が少ない春季（3 月～5 月頃）および秋季（9 月～11 月頃）は、施設全体の消費電力が大幅に減少します。
- ✧ 余剰電力の発生：上記の時期は太陽光発電設備の発電電力に余剰が発生しやすくなるため、蓄電池の活用や導入量の調整が必要です。

冷凍冷蔵倉庫の場合

冷凍冷蔵倉庫は、保管物品を一定の低温に保つために冷却設備が 24 時間稼働しています。

- ✧ 安定した需要：年間を通して比較的安定した消費電力があります。
- ✧ 導入の適合性：常温倉庫と比較して余剰電力が発生しにくく、自家消費を目的とした太陽光発電設備の導入に適しています。

問 5-8-c. 太陽光発電設備で過積載率を 100%以上にするメリットは何ですか。

太陽光発電設備で過積載率を 100%以上とすることで、設備の稼働率（設備利用率）と経済的メリットの向上が期待できます。

太陽光パネルの公称最大出力は、JIS 規格（放射照度 1,000W/m²・モジュール温度 25℃）の理想的な条件で測定された値です。実際の稼働条件では、パネル表面温度の上昇、日射量の不足、汚れなどの影響により出力が低下します。過積載とすることにより、この低下分を補い、パワーコンディショナーの稼働率を高めることができます。

パワーコンディショナーの容量を超えて発電することはできませんが、日射量が少ない朝夕や曇天時でも、過積載によって一定の電力を確保しやすくなり、年間を通じた発電量の増加が見込めます。

過積載率の定義

過積載率 (%) = 太陽電池モジュールの JIS またはこれと同等の国際規格に基づく公称最大出力 (kW) ÷ パワーコンディショナーの定格出力（ただし、設定により出力を抑制する場合は、その抑制された出力値） (kW) ×100

※過積載率の要件（100%以上など）については、KY 5.4 節 f 項を参照してください。

問 5-9. ●非常時（停電時）の電力供給要件を満たすには、どのような設備が必要ですか。

「非常時（停電時）に対象施設で必要な最低限の電力を供給できること」という要件を満たすためには、停電時に必要な最低限の電力をあらかじめ想定し、その電力をまかなえる設備を導入する必要があります。

停電時に必要な最低限の電力

停電時に最低限使用したい機器をリストアップし、各機器の消費電力と使用時間を確認した上で、必要電力を計算してください。

導入設備の種類

停電時に必要な最低限の電力を供給できることを前提として、以下のいずれかの設備の導入が必要です。

- ✧ 蓄電池のみ
- ✧ 自立運転機能付きのパワーコンディショナーを含む太陽光発電設備と蓄電池の組み合わせ

導入設備の考え方

- ✧ 出力の確認：停電時に必要な最低限の電力が、自立運転機能付きパワーコンディショナーの出力（自立運転時の出力）または蓄電池の出力の範囲内であることを製品の仕様書で確認してください。
- ✧ 夜間の電力使用：夜間の電力使用を想定する場合は、夜間に必要となる電力量をまかなえる容量の蓄電池を導入する必要があります。

※停電時の電力供給に関する基本要件は、KY 5.1.1 項 b 項を参照してください。

※申請書類への記載に関する留意事項は、QA 問 5-9-a を参照してください。

問 5-9-a. 非常時（停電時）の電力供給について、申請書類への記載内容に関する留意事項は何ですか。

申請書類には、停電時に必要な最低限の電力や、導入設備の自立運転時の出力を明確に記載してください。また、夜間にも電力を使用する場合は、SoC 下限時の蓄電池容量でまかなえることを示す必要があります。

留意事項

- ✧ 申請書類において、以下の点を明確に記載してください。

- ➢ 停電時に必要な最低限の電力
- ➢ 導入する設備の自立運転時の出力（パワーコンディショナー、蓄電池）
- ➢ 夜間の電力使用がある場合は、蓄電池のみでまかなえることを示す計算や説明
  - □ 例えば、停電時に最低限使用したい機器の消費電力と使用時間から必要な電力量を計算し、それが SoC 下限時の蓄電池容量の範囲内であることを示してください。
  - □ 太陽光発電設備が夜間は発電しないことを考慮し、夜間に必要な電力は蓄電池のみでまかなえることを示す必要があります。

✧ 蓄電池で停電時に必要な最低限の電力を供給できるシステムとする場合は、パワーコンディショナーはすべて自立運転機能のないタイプでも構いません。

✧ 自立運転機能付きのパワーコンディショナーについては、自立運転への切り替え方法（手動または自動）や切り替え時の注意点を、停電時に対象施設で実際に機器を操作する者が理解しておく必要があります。

✧ パワーコンディショナーの自立運転時の出力は単相、三相を問いません。

✧ 防水対策などについては、公募要領を参照してください。

※応募書類における説明資料の作成方法については、BS 4.11 節 「B2-6 停電時に使用する機器および非常用コンセントに関する説明資料」を参照してください。

【参考情報】

『太陽光発電の賢い使い方―停電・災害時の自立コンセントの活用―』（環境省）

https://www.env.go.jp/earth/info/pv_pamph/full.pdf

※非常用（自立運転）コンセントの使い方について解説されています。

「停電時の住宅用太陽光発電パネルの自立運転機能について」（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20200706.pdf

※自立運転機能の一般的な使用手順は以下のとおりです。 1. 自立運転用コンセントの位置を確認する。 2. 取扱説明書で「自立運転モード」への切り替え方法を確認する。 3. 安全のため、主電源ブレーカーと太陽光発電ブレーカーを両方ともオフにする。 4.「自立運転モード」に切り替える。 5. 自立運転用コンセントに必要な機器を接続して使用する。 6. 停電復旧後は、必ず元に戻す（自立モード解除 → 太陽光発電ブレーカーをオン → 主電源ブレーカーをオンの順に行う）。

問 5-10. 特定負荷や非常用コンセントは、太陽光発電設備と同じ建物に設置する必要がありますか。

特定負荷や非常用コンセントは、以下の条件をすべて満たす場合に限り、太陽光発電設備を設置する建物とは異なる建物に設置できます。

✧ 同一敷地内（オンサイト）の建物であること。

✧ 停電時に必要な最低限の電力を供給できること。

✧ 対象施設のレジリエンス強化につながることが応募書類で示されていること。

- ➢ 例えば、既設の非常用発電設備と組み合わせることで複数の建物に非常用電源を確保し、災害時の事業継続性を高めるといった内容が挙げられます。

※申請書類での示し方（非常用コンセントに関する説明資料、図面への記載など）は、BS 4.11 節「B2-6 停電時に使用する機器および非常用コンセントに関する説明資料」および BS 4.14 節 「B4 単線結線図、配置図」を参照してください。

問 5-11. RPR（逆電力継電器）などの逆潮流を防止する機器の設置は必須ですか。

原則として必須です（戸建て住宅を除く）。

本補助事業で導入する太陽光発電設備は、発電電力を系統に逆潮流させないことが要件となります。そのため、以下の対応が必要です。

- ✧ RPR（逆電力継電器）などの逆潮流防止装置を設置すること。
- ✧ 一般送配電事業者への系統連系契約の申し込みを「逆潮流なし（売電なし）」で行うこと。

RPR 設置が免除されるケース

以下のいずれかに該当する場合は、RPR を設置せずに申請することも可能です。

- ✧ 対象施設に RPR が設置済みの場合
- ✧ 特別高圧受電施設などで、契約電力に対して太陽光発電設備の出力が極めて小さく（概ね 5%以下）、一般送配電事業者から RPR の設置不要と認められた場合
  - ➢ いわゆる「みなし低圧連系」などが該当します。
  - ➢ 詳細については、所轄の一般送配電事業者に確認してください。
- ✧ 敷地内に火力発電所やバイオマス発電所などの自家用発電設備があり、他の工場などに発電電力を自己託送している場合

RPR 設置免除のための必要書類

RPR を設置しない場合は、以下の資料を応募書類に添付してください。

- ✧ 太陽光発電設備の発電電力が実質的に逆潮流しないことを示す技術的な説明資料（様式任意）
- ✧ （自己託送を行っている場合）以下の定量的データを含む説明資料
  - ➢ 対象施設の直近 1 年間の年間消費電力量
  - ➢ 外部から購入している年間電力量
  - ➢ 施設内の自家用発電設備の年間発電電力量
  - ➢ 本補助事業で導入する太陽光発電設備の稼働前後の自己託送電力量の変化（見込み）

問 5-12. 本補助事業で導入する太陽光発電設備で発電した電力を FIT（固定価格買取制度）や FIP（フィードインプレミアム）制度により売電することは認められますか。

いいえ、認められません。

本補助事業で導入する太陽光発電設備で発電した電力（余剰電力を含む）を、以下の制度を利用して

売電することはできません。

- ✧ FIT（固定価格買取制度 / Feed-in Tariff）
- ✧ FIP（フィードインプレミアム / Feed-in Premium）

制度の概要

- ✧ FIT 制度：電力会社が一定期間、固定価格で電気を買い取る制度
- ✧ FIP 制度：市場価格に一定のプレミアム（補助額）を上乗せして電気を買い取る制度

【参考情報】

「調達価格等算定委員会「令和 8 年度以降の調達価格等に関する意見」について」（2026 年、経済産業省）

「再生可能エネルギーの FIT 制度・FIP 制度における 2026 年度以降の買取価格等と 2026 年度の賦課金単価を設定します」（2026 年、経済産業省）

※2027 年度以降は、事業用太陽光発電（地上設置）は FIT/FIP 制度における支援の対象外となります。一方で、事業用太陽光発電（屋根設置）は支援が継続されます。

問 5-13. 太陽光発電設備で発電した電力のうち、余剰分を売電することは認められますか。

原則として、認められません。

ストレージパリティ事業は対象施設での自家消費を目的とした太陽光発電設備の導入を支援するものです。そのため、全量売電はもちろん、余剰売電についても以下の方法は認められません。

- ✧ FIT 制度による売電
- ✧ FIP 制度による売電
- ✧ 電気事業者との個別契約（相対契約）による売電

例外：戸建て住宅の場合

戸建て住宅に限り、以下の条件をすべて満たす場合は余剰電力の売電（逆潮流）を認めます。

- ✧ FIT 制度および FIP 制度の適用を受けないこと。
- ✧ 電気事業者との個別契約（相対契約）であること。

※売電禁止の原則については、KY 5.4 節 c 項・d 項も参照してください。

問 5-14. 太陽光発電設備の発電電力を自己託送することは認められますか。

いいえ、認められません。

本補助事業は対象施設での自家消費を目的としているため、一般送配電事業者の送配電ネットワークを介して他の場所へ送電する「自己託送」は認められません。これは余剰電力についても同様です。

なお、自己託送に関する用語の解説は、KY 1.5.1 項 を参照してください。

【参考情報】

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/339AC0000000170

※第 2 条第 1 項第 5 号ロ（接続供給）では、発電用の電気工作物の発電に係る電気を受電した者が、受電場所以外の場所において、当該発電を行う者などの需要に応ずるための電気を供給する行為を定義しています。

問 5-15. ●太陽光発電設備や蓄電池の系統連系について、一連の流れはどのようなものですか。

太陽光発電設備や蓄電池を電力系統に接続するには、一般送配電事業者との「系統連系契約」が必要です。

系統連系は、以下の 2 種類に大別できます。

- ✧ 逆潮流あり：発電した電気を電力系統に流す（売電など）
- ✧ 逆潮流なし：自家消費のみに利用する（ストレージパリティ事業の原則）

太陽光発電設備や蓄電池の導入にあたっては、系統連系手続きの流れを踏まえて見積書を取得し、応募書類を作成してください。円滑に手続きを進めるため、応募前に要件や手続きの詳細をできる限り確認しておくことが重要です。系統連系手続きの進捗は、完了実績報告の提出時期に影響するため、工程表に適宜反映し、適切に管理してください。

なお、系統連系に関する用語の詳細な解説は KY 1.5.2 項、RPR 設置要件の詳細は QA 問 5-11 を参照してください。

系統連系開始までの一般的な流れ：逆潮流なし、高圧または特別高圧の場合

- ✧ 事前相談の申し込み（任意）
  - ➢ 系統連系の制約などについて簡易的な検討を依頼できます。
  - ➢ 必須ではありませんが、事前の相談を推奨します。回答まで通常 1 か月程度かかります。
- ✧ 接続検討の申し込み
  - ➢ 太陽光発電設備などを電力系統に接続することによる影響について、一般送配電事業者が技術的な検討を行います。
  - ➢ 検討料が必要です。
  - ➢ 高圧連系で一定の条件を満たす場合は省略できることがあります。特別高圧は必須です。
- ✧ 接続検討の回答
  - ➢ 連系可否、必要な対策、運用上の制約などが回答されます。
  - ➢ この時点では系統連系は確約されません。
- ✧ 系統連系契約の申し込み（必須）
  - ➢ 正式に契約を申し込みます。接続検討を省略した場合は、この段階で技術検討が行われます。
  - ➢ 保証料が必要となる場合があります（逆潮流防止対策が適切であれば免除される場合あり）。
  - ➢ 技術検討の結果によっては、RPR（逆電力継電器）や OVGR（地絡過電圧継電器）などの

保護装置の設置や、出力抑制などの対策を求められることがあります。

- 回答まで通常 2〜3 か月程度かかります。

✧ 系統連系の承諾

- 一般送配電事業者から系統連系契約書が送付されます。これが系統連系の承諾通知となります。
- 系統連系契約書の名称例は QA 問 5-15-a を参照してください。
- 名称だけでなく、契約番号・契約日・対象設備が確認できる書面を提出書類として管理してください。

✧ 系統連系の開始

- 系統連系の承諾後、必要な工事などを経て系統に接続し、発電が可能になります。

問 5-15-a. 系統連系契約書の名称の例には、どのようなものがありますか。

系統連系契約書の名称は一般送配電事業者ごとに異なります。本問は QA 問 5-15 の補足です。

✧ 系統連系契約書の名称の例：

✧ 「配電線連系協定書」（北海道電力ネットワーク株式会社）

✧ 「系統連系承諾書」「系統連系確認書」（東北電力ネットワーク株式会社）

✧ 高圧：「系統連系契約のご案内」「電力貯蔵用電池設備の系統連系契約のご案内」、特別高圧：「系統連系契約書」（東京電力パワーグリッド株式会社）

✧ 「ご契約内容のお知らせ」（中部電力パワーグリッド株式会社）

✧ 「連系に関する契約書」（北陸電力送配電株式会社）

✧ 「『系統連系申込み』に対する回答について」「発電設備系統連系サービス契約のお知らせ」（関西電力送配電株式会社）

✧ 「発電設備系統連系承諾書」「系統連系およびアンシラリーサービス契約承諾書」（中国電力ネットワーク株式会社）

✧ 「系統連系に係る契約のご案内」「発電設備の電力系統連系に係る覚書」（四国電力送配電株式会社）

✧ 「発電設備系統連系サービス契約書」（九州電力送配電株式会社）

問 5-16. 太陽光発電設備の試運転について、留意すべき点は何ですか。

太陽光発電設備を安全かつ適切に運用するため、試運転に関して以下の点に留意してください。

※太陽光発電設備の品質・施工などに関する要件は、KY 5.5 節 も参照してください。

試運転の主な目的

- ✧ 機器の初期不良の発見
- ✧ 各保護装置の動作確認
- ✧ 発電量や電圧などの性能確認
- ✧ 周辺環境への影響確認（騒音、振動など）

試運転中の安全管理の徹底

試運転中は機器の不具合や予期せぬ事態が発生する可能性があります。

感電や火災などの事故を防止するため、安全管理を徹底してください。発電設備の周囲への関係者以外の立ち入り禁止や、保護具の着用といった対策を講じ、事故防止に最大限の注意を払ってください。

使用前自己確認について

10kW 以上の太陽光発電設備については、使用を開始する前に「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づき、使用前自己確認を行わなければなりません。これは設置者が自ら技術基準への適合性を確認する手続きであり、一般的には試運転時に実施します。

系統連系前の試運転における一般送配電事業者のルール

一般送配電事業者は電力系統の安定運用を確保するため、系統連系前の試運転に関して、事前連絡や発電出力の制限などのルールを定めています。

これらのルールは事業者ごとに異なるため、試運転開始前に必ず接続予定先の一般送配電事業者に連絡し、詳細を確認してください。事前の確認を怠ると、系統への悪影響や予期せぬトラブルにつながるおそれがあります。

問 5-17. ●改正電気事業法による使用前自己確認などの新たな義務には、どのようなものがありますか。

改正電気事業法で確認すべき主な義務は、保安規程の届出、基礎情報の届出、使用前自己確認結果の届出です。「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条では、事業用電気工作物の設置者に対し、使用開始前に事業用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安規程を定め、経済産業大臣に届け出なければならない旨が規定されています。

2023 年 3 月 20 日に施行された改正電気事業法により、10kW 以上の太陽光発電設備に対する保安規制が強化されました。特に出力 10kW 以上 50kW 未満および 50kW 以上 500kW 未満の設備について、新たな義務が追加されています。

10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備

これまで一部の保安規制（事前規制）の対象外でしたが、今回の改正により「小規模事業用電気工作物」として位置づけられ、新たに以下の義務が課されることとなりました。

✧ 技術基準への適合維持（定期的な点検など）

✧ 基礎情報の届出（所有者情報、設置場所、出力、保安体制など）

✧ 使用前自己確認結果の届出（使用開始前に行う必要あり）

50kW 以上 500kW 未満の太陽光発電設備

従来からの「事業用電気工作物」としての規制に加え、新たに以下の義務が追加されました。

✧ 使用前自己確認結果の届出（使用開始前に行う必要あり）

問 5-17-a. 使用前自己確認などの届出に関する注意事項と参考情報は何ですか。

本補助事業の実施にあたっては、電気事業法および関連法令に基づき、保安規程の届出や使用前自己確認の結果届出などの各種手続きを適切に行う必要があります。届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合は、罰則が科される可能性があります。

使用前自己確認の対象範囲や提出書類は、出力規模や設備構成によって異なります。以下の内容を確認し、応募書類と矛盾がないように整理してください。

【参考情報】

関連する法令・制度は以下のとおりです。

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条（保安規程の届出義務）では、事業用電気工作物の設置者は保安規程を定め、使用開始前に届け出なければならないと定めています。同法第 51 条の 2（使用前自己確認）では、公共の安全確保上重要な事業用電気工作物について、使用開始前に技術基準への適合を自ら確認し、結果を届け出なければならないと定めています。

使用前自己確認の主な確認項目は、設計荷重、支持物構造、部材強度、使用材料、接合部構造、基礎及びアンカー強度、土砂の流出及び崩壊の防止に係る確認などです。なお、使用前自己確認に法令上の資格は必須ではありませんが、電気工事士など電気の知識を有する者が実施することが推奨されています。

届出の添付書類は、別紙様式のほか、①地形図、②平面図及び断面図、③発電方式に関する説明書、④支持物の構造図及び強度計算書（指定地域の場合）です。

出力規模別の手続きとしては、2,000kW 以上は使用前自主検査＋使用前安全管理審査、50kW 以上 2,000kW 未満は使用前自己確認＋結果届出（保安規程届出などを含む）、10kW 以上 50kW 未満は使用前自己確認＋結果届出＋基礎情報届出、10kW 未満は法令上の義務なし（自主確認を推奨）となります。

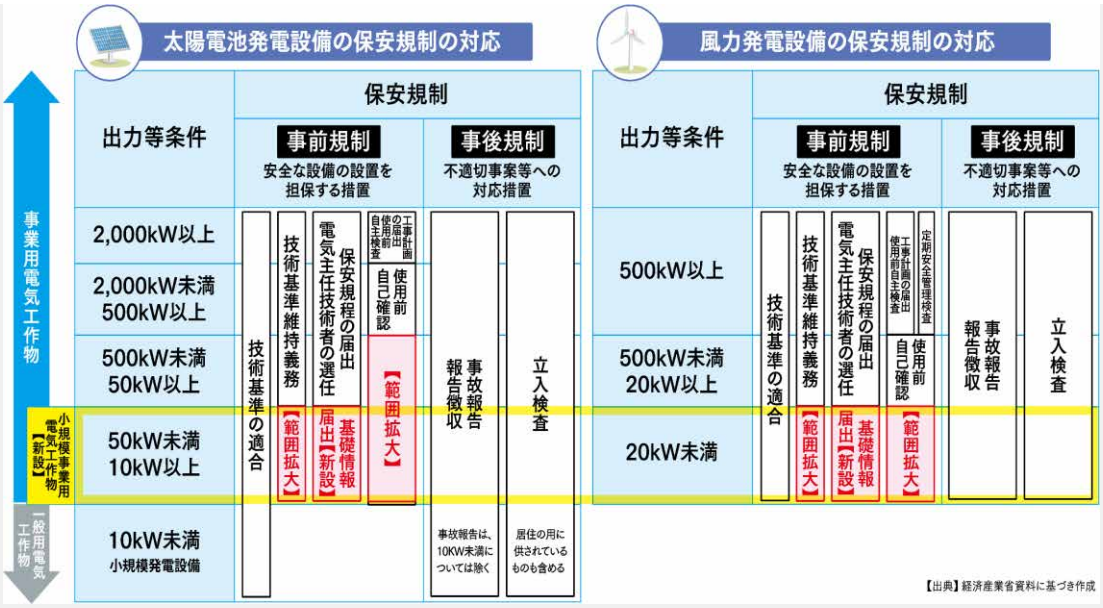

※電気事業法改正による保安規制の変更 ── 出力規模別の手続きフロー（出典：経済産業省）

詳細な参考情報は、QA 13.1 節 を参照してください。

問 5-18. FIT・FIP 制度の認定（「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第 9 条第 4 項）の概要は何ですか。

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 4 項の認定とは、FIT（固定価格買取制度）または FIP（フィードインプレミアム）制度の認定を指します。

本補助事業との関係

本補助事業では、FIT または FIP 認定を受けている（または受ける予定の）設備は、補助対象外となります。本補助金は、自家消費を目的とした太陽光発電設備の導入を支援する制度であるためです。

認定の有無や手続き状況は、応募時点の最新情報を確認し、記載してください。

【参考情報】

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/423AC0000000108

※「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第 9 条第 4 項各号は、再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件を定めています。要点としては、事業内容が再生可能エネルギー電気の利用促進に資する基準に適合すること（第 1 号）、事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること（第 2 号）、設備が安定的かつ効率的に発電可能であるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること（第 3 号）、および申請者が同法や電気事業法への違反などの欠格事由に該当しないこと（第 4 号）が挙げられます。

問 5-19.「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」および「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」の遵守事項には、どのようなものがありますか（合意形成など）。

本補助事業の実施においては、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という）に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」および「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項に準拠する必要があります。

ただし、再エネ特措法第 9 条第 4 項の認定（FIT または FIP）を受けた者は本補助金の対象外となるため、FIT・FIP 制度にのみ関係する事項については遵守事項から除外されます。

具体的な遵守事項は以下のとおりです。

- ✧ 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
  - ➢ 太陽電池モジュールの反射光による周辺施設への影響について事前に十分に確認し、周辺施設の所有者などとトラブルにならないよう注意してください。
- ✧ 関係法令および条例の規定に従い、土地開発などの設計、施工を行うこと。
- ✧ 防災、環境保全、景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うように努めること。
- ✧ 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会または事前周知措置（以下「説明会等」という）を実施すること。説明会等の実施のタイミングは、本補助金への応募、採択および交付決定との前後関係を問わず、工事の着工までに実施すること。
  - ➢ 説明会等の実施に関する資料は、採択後の交付申請時および完了実績報告時に提出が必要です。
- ✧ 「一の場所」において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
  - ➢ 詳細については、本 Q&A 集の同一受電の施設の申請やオンサイトの定義に関する項目を参照してください。
- ✧ 20kW 以上の太陽光発電設備の場合は、発電設備を囲う安全フェンスを設置するとともに、外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。10kW 以上の太陽光発電設備の場合は、発電設備を囲う安全フェンスを設置すること（標識の掲示は省略可）。
  - ➢ ただし、安全フェンスの設置が困難な場合（屋根置きや屋上置きなど）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合には、安全フェンスの設置を省略できます。塀つきの庭に設置する場合や、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合などを想定しています。
  - ➢ 営農型の太陽光発電設備、駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート）、窓や壁などと一体となった太陽光発電設備で、安全フェンスの設置により事業運営などに支障が生じると判断される場合も、安全フェンスの設置を省略できます。
  - ➢ 標識には、「補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号」「保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号」「運転開始年月日」「本補助金により設置した旨」を記載してください。
  - ➢ 安全フェンスの設置にかかる経費を本補助事業の工事費に含める場合は、見積書にその経費を計上し、経費内訳表では補助対象外経費としてください。

問 5-19-a.「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」および「説明会及び事前周知措置実施ガイドラ

イン」の遵守事項には、どのようなものがありますか（電気事業法関連など）。

具体的な遵守事項は以下のとおりです。

- ✧ 「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理および保存すること。
- ✧ 設備の設置後、適切な保守点検および維持管理を実施すること。
- ✧ 接続契約を締結している一般送配電事業者または特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- ✧ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- ✧ 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む）の規定を遵守すること。
- ✧ 10kW以上の太陽光発電設備の場合は、補助対象設備の解体・撤去などにかかる廃棄などの費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に解体・撤去などの必要経費を算定し、積立計画を策定して適切に積み立てるなどした上で、事業終了時には適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- ✧ 10kW以上の太陽光発電設備の場合は、災害などによる撤去および処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険などに加入するように努めること。

ガイドラインの記載内容のうち、ストレージパリティ事業の審査で特に確認する項目

ガイドラインについては、「説明会等の実施」と「安全フェンス・標識の設置」の項目に特に注意してください。

ストレージパリティ事業の交付申請書および完了実績報告書の審査で、これらの点を満たす事業内容になっているかを確認します。

詳細な参考情報は、QA 13.1 節 を参照してください。

問 5-20. 地域住民などへの説明会等の実施が必要なのは、どのようなケースですか。

屋根設置型の太陽光発電設備については説明会の実施は努力義務ですが、地上設置型（野立て）については需要地の周囲に住宅などがない場合を除き、原則として説明会などの実施が必要です。採択後の交付申請書および完了実績報告書で実施に関する資料を提出する必要があります。

説明会の実施方法と提出資料の詳細は QA 問 5-20-a を参照してください。

屋根設置型の太陽光発電設備

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」では屋根設置型の太陽光発電設備について、地域住民などへの説明会等の実施は努力義務である旨が規定されています。

景観への影響、反射光の影響、騒音の影響など、周辺環境への影響が想定される場合は、地域住民などへの十分な説明を行うことが望ましいです。

地上設置型（野立て）の太陽光発電設備

以下のいずれかに該当する場合を除き、原則として説明会等の実施が必須となります。

- ✧ 需要地の周囲に住宅などがない場合
- ✧ 需要地が所在する地方公共団体の判断または規定により、説明会等の実施が不要とされる場合

問 5-20-a. 説明会等はどのように実施すればよいですか。また、提出資料の要件は何ですか。

説明会等は、地方公共団体との協議内容と説明会実施記録を提出書類で確認できる形で行う必要があります。本問は QA 問 5-20 の補足です。

説明会等を実施する場合

- ✧ 説明会等を実施する場合は、地方公共団体の求めに応じて実施してください。
  - ➢ 例：地方公共団体が 30m 以内の住居に対する説明会の開催を求めている場合は、その範囲で実施
- ✧ 採択後の交付申請書および完了実績報告書において、地方公共団体に照会・申請した内容、および地方公共団体の回答・規定が確認できる書類の提出が必要です。

提出書類の要件の詳細については、BS 4.4.2 項 「実施・提出要件」を参照してください。

【参考情報】

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2026 年 4 月改訂、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

※説明会等の実施が必要な再エネ発電事業の範囲

住宅用太陽光（10kW 未満）、屋根設置太陽光（努力義務）、再エネ海域利用法適用事業を除き、原則として「説明会」または「事前周知措置」の実施が必要です。特定エリア（認定申請要件許認可の対象エリア、土砂災害警戒区域など）に設置する場合や、高圧（50kW 以上 2,000kW 未満）・特別高圧（2,000kW 以上）の電源は「説明会」の開催が必須となります。一方、特定エリア外の低圧（10kW 以上 50kW 未満）の場合は「事前周知措置」で足ります。

※周辺地域の住民の範囲

敷地境界線からの水平距離は低圧 100m、高圧・特別高圧 300m、環境アセスメント対象 1km です。隣接する土地・建物の所有者にも説明が必要であり、設置場所が属する市町村に事前相談を行い、市町村の意見により範囲を追加する場合があります。

※実施したことを証する資料

実施した措置に応じて、以下の資料の提出が必要です（いずれも住民範囲が確認できる地図や、市町村への事前相談書面・回答書面を含みます）。

説明会の場合：開催案内書面、配布資料、出席者名簿、議事録、質問募集フォームの質問・回答、説明会概要報告書

事前周知措置の場合：事前周知に用いた配布資料（またはウェブ画面など）、配布範囲がわかる地図、事前周知措置概要報告書

問 5-21. ◎IoT 製品のセキュリティ対策について、どのような要件がありますか。

本補助事業では、IP 通信機能を有する機器のうち、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」(JC-STAR) の取得対象となる機器については、JC-STAR 適合ラベル取得製品（★1 以上）を原則として使用する必要があります。

この要件の目的、対象機器、申請後の変更、提出書類への記載方法について、以下の各問で補足します。

対象となる機器

本補助事業では、JC-STAR の取得対象となる機器は、以下のうち、IP 通信機能を有する機器を想定しています。

- ✧ 太陽光発電用パワーコンディショナ (PCS)
- ✧ 定置用蓄電池（PCS 部分を含む）
- ✧ EMS（エネルギーマネジメントシステム）
- ✧ 制御装置
- ✧ その他、IP 通信機能を有する補助対象設備

本要件は、本補助金を利用して新規に導入する機器に原則として適用されます。

対象とならない機器

IP 通信機能を有さない機器は、JC-STAR の取得対象とならないため、本要件の対象外です。

また、監視カメラのようにデータ通信を行うものの、太陽光発電設備・蓄電池システムと直接連携しない機器は、本要件の対象外です。

確認方法

JC-STAR 適合ラベル取得製品リストで、対象製品が JC-STAR 適合ラベル取得製品であるか確認してください。

- ✧ JC-STAR 適合ラベル取得製品リスト：https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html

JC-STAR 適合ラベル取得製品を使用できない場合

以下のいずれかに該当し、その根拠を示すことができる場合に限り、未取得製品の使用が認められます。

- ✧ 製品の不在：検討している出力・容量・仕様に適合するラベル取得製品が市場に存在することが確認できない。
- ✧ 動作保証の欠如：ラベル取得製品は存在するが、メーカーが動作・性能を保証する機器構成（組み合わせ）が実現できない。

- ✧ 施工・設置不可：ラベル取得製品は存在するが、現場の特殊な設置条件や施工条件に合致しない。
- ✧ 入手困難：ラベル取得製品は存在するが、事業完了期限までの調達が見込めない（または入手が困難である）。

申請後に変更が生じた場合

採択や交付決定後であっても、上記の例外事由（在庫不足や仕様不適合など）が発生した場合は、機器の変更が認められます。判明した時点で機構に報告した上で、完了実績報告書において、変更に至った理由を客観的な情報を踏まえて説明してください。

具体的な提出書類の説明

具体的な提出書類の説明については、BS 6.3.1 項 「D2 導入機器の仕様書（Excel）」および BS 6.3.2 項 「D2-1 通信システム構成図（PowerPoint）」を参照してください。

参照先

制度上の要件は KY 5.1.1 項 を参照してください。

提出書類上の確認方法は、BS 6.3.1 項 「D2 導入機器の仕様書（Excel）」および BS 6.3.2 項 「D2-1 通信システム構成図（PowerPoint）」を参照してください。

要件の目的は QA 問 5-21-a を、既設設備の扱いは QA 問 5-21-b を、対象となる通信範囲は QA 問 5-21-c をそれぞれ参照してください。

【参考情報】

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

https://www.ipa.go.jp/

JC-STAR 適合ラベル取得製品リスト

https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html

問 5-21-a. なぜ太陽光発電設備や蓄電池に JC-STAR 適合ラベル取得製品の使用が求められるのですか。

近年、太陽光発電の監視装置などの脆弱性が悪用され、サイバー攻撃の対象となるなどのリスクが顕在化しています。本補助事業の目的であるカーボンニュートラルを達成するためには、電力の安定供給が不可欠であり、その前提として情報セキュリティの確保が不可欠です。

そのため、令和7年度補正予算からは、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が運用する JC-STAR（★1 以上）の適合ラベルを取得した製品の使用を原則としています。

問 5-21-b. JC-STAR 適合ラベル取得製品は、具体的にどの機器が対象となりますか。既存設備も対象ですか。

本補助金を利用して新規に導入する機器のうち、IP 通信機能を有し、JC-STAR の取得対象となる機器が対象です。IP 通信を利用したネットワークの代表例は、インターネット（パブリック）や社内 LAN（プライベート）です。

太陽光発電用パワーコンディショナー (PCS)、定置用蓄電池（PCS 部分を含む）、EMS、制御装置などのうち、IP 通信機能を有し、JC-STAR の取得対象となる機器が該当します。

既設設備に接続して使用する場合でも、既設設備の更新自体は本補助事業の要件ではありません。既設の EMS を継続して使用する場合、当該 EMS の入れ替え自体は本補助事業の要件ではありませんが、システム全体のセキュリティ向上の観点から、認証製品への切り替えやソフトウェアのアップデートを推奨します。

同一システム内で既設の EMS などに接続する場合は、様式 D2 で既存機器のメーカー名や型番を確認できるようにしてください。

問 5-21-c. JC-STAR 適合ラベル取得製品の対象は、インターネットで通信を行う機器だけですか。

いいえ、JC-STAR 適合ラベル取得製品の対象は、インターネット（パブリック）で通信を行う機器だけではありません。

社内 LAN（プライベート）などのクローズドネットワークでのみ IP 通信を行う機器も対象に含まれます。

なお、IP 通信機能がなく、RS-485 などでシリアル通信を行う機器はラベル取得の対象外です。

本問は QA 問 5-21 の補足です。

6. 設備要件②：定置用・車載型蓄電池および充放電設備

関連する公募要領の参照先：KY 6 章

問 6-1. 本補助金で申請できる定置用蓄電池の種類に制限はありますか。

いいえ、公募要領に記載された補助金の要件を満たすものであれば、本補助金で申請できる定置用蓄電池の種類に特段の制限はありません。

定置用蓄電池の要件は KY 6.1 節・KY 6.2 節 を参照してください。本問では、申請可能な蓄電池の種類を解説します。

申請可能な主な蓄電池

- ✧ リチウムイオン電池
- ✧ 鉛蓄電池
- ✧ レドックスフロー電池
- ✧ NAS 電池（ナトリウム硫黄電池）

補助対象外となるもの

- ✧ 実証段階の製品（製品として市場に流通していないもの）
- ✧ キャパシタ（蓄電器）などの蓄電池以外の製品
  - ➢ 例：電気二重層コンデンサー、リチウムイオンキャパシタなど

問 6-2. リユースの定置用蓄電池も補助対象になりますか。

はい、公募要領に記載された補助金の要件を満たすリユースの定置用蓄電池は補助対象となります。

リユース品の要件は KY 6.2 節 の f 項を参照してください。本問では、応募時に必要な書類と補助金基準額の算定方法を解説します。

応募書類で提出が必要な書類

- ✧ 製品の安全性や性能が確認できる書類
  - ➢ 例：リユース品としての性能評価書、劣化状況を示すデータ、保証書など

補助金基準額の算定方法

- ✧ リユース品であっても、補助金基準額は新品の定置用蓄電池と同じ方法で算定します。
- ✧ 算定には、以下の 2 つの情報が必要です。
  - ➢ 定置用蓄電池の蓄電池容量 (kWh)（蓄電池セルまたは蓄電池モジュールの合計容量）
  - ➢ 定置用蓄電池の補助対象経費（税抜・工事費込み）（円）

注意点

- ✧ リユース品は新品と比較して寿命が短い可能性があることや、保証内容が限定的な場合があることに留意してください。
- ✧ 提出書類の名称や記載内容は、最新の応募様式に合わせて確認してください。

問 6-3. 蓄電池の (Ah) と (kWh) という単位はそれぞれ何を表しますか。また、どのように換算できますか。

Ah（アンペアアワー）は 1 時間あたりに流すことのできる電流量を表す単位であり、kWh（キロワットアワー）は蓄えられている電気のエネルギー量を表す単位です。Ah を kWh に換算するには、電池の電圧（V）をかけて 1,000 で割ります（kWh = Ah × V ÷ 1,000）。蓄電池容量の計算式は KY 6.1 節 の a 項を参照してください。本問では、Ah から kWh への換算方法を解説します。

単位の解説

- ✧ Ah（アンペアアワー）：一定の電流を 1 時間流し続けた時の容量（電流量＝電流×時間）を表す単位です。
  - ➢ 1Ah は、1 アンペアの電流を 1 時間流し続けることができる電流量です。
- ✧ kWh（キロワットアワー）：電池に蓄えられている電気のエネルギー量（電力量＝電力×時間）を表す単位です。
  - ➢ 1kWh は、1 キロワットの電力を 1 時間使用したときの電力量です。

換算方法（Ah→kWh）

Ah を kWh に換算するには、電池の電圧 (V) をかけます。

- ✧ 計算式：kWh = (Ah × 電圧 (V)) ÷ 1,000

（計算例）

定格容量 4,800Ah、公称電圧 3.7V のリチウムイオン電池の場合：

4,800Ah × 3.7V ÷ 1,000 = 17.76kWh

※ リチウムイオン電池の場合、定格容量 4,800Ah はおおむね 15〜18kWh 程度の蓄電池容量に相当します（製品の公称電圧により異なります）。

SII 登録基準の変更について

一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) の「蓄電システム登録済製品」の登録基準は、令和 6 年度から変更されています。

- ✧ 令和 5 年度まで：定格容量 4,800Ah・セル未満の製品
- ✧ 令和 6 年度以降：蓄電池容量 20kWh 以下の製品

本補助金で申請する際は、メーカーの仕様書や SII のウェブサイトなどに記載されている蓄電池容量

(kWh) を確認してください。

【参考情報】

「蓄電システム登録済製品一覧」（一般社団法人環境共創イニシアチブ）

https://zehweb.jp/registration/battery/

問 6-4. 家庭用の定置用蓄電池を複数台設置した場合、業務・産業用の定置用蓄電池と見なされますか。

いいえ、見なされません。定置用蓄電池の区分（業務・産業用／家庭用）は、設置する合計容量ではなく、製品単体（パッケージ型番ごと）の蓄電池容量で判断します。

定置用蓄電池の区分（業務・産業用／家庭用）と補助金基準額は KY 6.3 節 を参照してください。本問では、家庭用蓄電池を複数台設置した場合の区分判定を解説します。

区分の判断基準

- ✧ 業務・産業用：製品単体の蓄電池容量が 20kWh 超
- ✧ 家庭用：製品単体の蓄電池容量が 20kWh 以下

具体例

蓄電池容量 10kWh の家庭用蓄電池を 3 台設置する場合（合計 30kWh）：

- ✧ 製品単体の容量 (10kWh) が 20kWh 以下であるため、「家庭用」の区分となります。
- ✧ 合計容量が 20kWh を超えても、「業務・産業用」にはなりません。

補足事項

- ✧ 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) の「蓄電システム登録済製品一覧」に登録されている製品は、原則として家庭用と見なします。
- ✧ 「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）や火災予防条例上の規制（届出など）については、製品単体の容量ではなく、設置する合計容量や設置状況を踏まえて判断される場合があります。所轄の消防署に確認してください。

問 6-5. ●業務・産業用の定置用蓄電池には、家庭用と同様または特有の補助金上の要件はありますか。

はい、業務・産業用の定置用蓄電池には、所轄の消防署への設置の届出が必要という家庭用にはない要件があります。

定置用蓄電池の要件・区分は KY 6.1 節・KY 6.2 節・KY 6.3 節 を参照してください。本問では、業務・産業用の蓄電池に関する要件を解説します。

業務・産業用の定置用蓄電池は、以下の要件を満たす必要があります。

- ✧ 日本国内で出荷実績があり、市場で流通している製品であること。
  - ➢ 例：過去 1 年間に 1 台以上の出荷実績など

- ➢ 出荷実績について疑義がある場合は、蓄電池メーカーなどに対象製品の販売実績、販売開始時期などを問い合わせて確認してください。

✧ 所轄の消防署への設置の届出が受理される製品であること。

- ➢ 所轄の消防署に事前に確認し、設置の届出に関する手続きを適切に行ってください。

✧ 消防機関の検査がある場合、検査に合格する製品であること。

- ➢ 「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）や地方公共団体の火災予防条例などにより、蓄電池の設置に際して、消防機関の検査を受ける必要があることがあります。

→ 届出基準（単位・基準値）の改正背景は QA 問 6-5-a を参照してください。

消防署への届出基準は、蓄電池の容量や設置場所などによって、地方公共団体（主に市町村単位）で定められている火災予防条例により異なります。

需要地が所在する地方公共団体、または管轄の消防署のウェブサイトで火災予防条例を確認するか、管轄の消防署に直接問い合わせの上、必要な手続きを確認してください。

例えば東京消防庁管内では、リチウムイオン蓄電池で蓄電池容量が 20kWh を超える場合、火災予防条例で定める届出が必要です。

問 6-5-a. 蓄電池の届出基準の改正内容は何ですか。

令和 5 年の対象火気省令の一部改正および消防庁告示の制定により、蓄電池設備に関する国の安全基準単位が「アンペアアワー・セル」から「キロワット時 (kWh)」に見直されました。これを受け、各市町村の「火災予防条例」が順次改正されており、JIS 規格などの出火防止措置を満たしたリチウムイオン蓄電池の場合、消防署への届出基準が従来の約 17.76kWh 相当（4,800Ah・セル）以上から実質的に「20kWh 超」へと引き上げられました。また同条例により、20kWh 超の設備であっても適切な外部延焼防止措置が講じられている場合は、建築物などからの離隔距離に関する基準の一部緩和が認められています。

詳細な改正内容や背景は、QA 13.1 節 を参照してください。

なお、単位（Ah・kWh）の考え方は QA 問 6-3 を参照してください。

問 6-6. 家庭用の定置用蓄電池を複数台接続して使用する場合、火災の発生のおそれのある設備として地方公共団体が制定する火災予防条例による規制の対象となりますか。

規制の対象となるかは、需要地が所在する地方公共団体が制定する火災予防条例によります。例えば東京消防庁の場合は、蓄電池容量が 20kWh を超える定置用蓄電池は火災予防条例により、火災の発生のおそれのある設備として規制の対象となります。

なお、本問は火災予防条例上の規制の説明であり、補助金上の業務・産業用／家庭用の区分判定とは観点が異なります。

→ 届出基準（単位・基準値）の改正背景は QA 問 6-5-a を参照してください。

家庭用の定置用蓄電池の考え方

家庭用の定置用蓄電池を複数台接続して設置する場合、以下の条件を満たすときは、原則として「箱（筐体）」ごとの判断となります。

- ✧ 蓄電池および関連機器が 1 つの箱に収納されていること。
- ✧ 延焼防止措置が講じられているなど、火災予防上の安全性を有すること。

つまり、1 つの箱の容量が基準値（例：20kWh）以下であれば、複数台設置して合計容量が基準値を超えても、届出などの規制対象外となる場合があります。

注意事項

- ✧ 具体的な規制の内容については、需要地が所在する地域の消防署に確認が必要です。
- ✧ 消防署によって、蓄電池容量の合計値の算出方法や安全性の確認方法などで判断基準が異なる場合があります。

詳細な参考情報は、QA 13.1 節 を参照してください。

問 6-7. 可搬式の蓄電池は補助対象になりますか。

原則として、補助対象外です。本補助金は定置用蓄電池を補助対象としており、可搬式（持ち運び可能）の蓄電池は原則として補助対象外となります。

定置用蓄電池の固定に関する要件は KY 6.2 節 の e 項を参照してください。本問では、可搬式蓄電池が補助対象となる条件を解説します。

補助対象となる条件

ただし、可搬式の蓄電池であっても、以下の条件をすべて満たす場合は、定置用蓄電池とみなして補助対象として申請できます。

- ✧ 固定して使用すること：アンカーボルトなどで対象施設に固定し、容易に移動できない状態で使用すること。
  - ➢ 固定方法の考え方は QA 問 6-8 も参照してください。
- ✧ 用途の明確化：定置用蓄電池として使用することを応募書類で明確に示すこと。
- ✧ 固定方法の説明：固定方法の詳細を応募書類に添付する書類で示すこと。
  - ➢ 例：固定方法を示す図面、使用するアンカーボルトの仕様書など
- ✧ 固定方法の説明では、取り外しが容易でないことが分かる情報を明記してください。

問 6-8. 変圧器、キュービクル、定置用蓄電池などの固定方法は耐震クラス S を満たす必要がありますか。

いいえ、耐震クラス S を満たす必要はありません。

変圧器、キュービクルなどの固定の要件は KY 5.5 節 の j 項、定置用蓄電池の固定の要件は KY 6.2 節の e 項を参照してください。本問では、固定方法と耐震クラスの考え方を解説します。

固定方法の基準

定置用蓄電池、キュービクル、変圧器などの固定方法は、原則として以下の基準を満たす必要があります。

- ✧ 固定方法は『建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版』（一般財団法人日本建築センター）などに示された基準に適合させてください。
  - ➢ 例：設備機器の耐震支持、アンカーボルトの許容耐力と選定など
- ✧ 耐震クラス B 以上としてください。

注意事項

- ✧ 応募書類では、BS 6.3.3 項 「D2-2 設備の固定方法」で求める資料により、固定方法を示してください。
- ✧ 想定される規模の地震、台風または積雪により破損し、使用不能となるような固定方法は認められません。
- ✧ 定置用蓄電池、キュービクル、変圧器などは、原則としてアンカーボルトで床または地面に固定して設置してください。
- ✧ アンカーボルトでの固定が困難な場合（屋根に穴を開けられないなど）は、壁面への固定など、適切な代替措置を講じてください。自重による設置にはしないでください。

耐震クラスの考え方

- ✧ 耐震クラス A は耐震クラス B の 1.5 倍、耐震クラス S は耐震クラス B の 2 倍の安全率を持たせています。
- ✧ 耐震クラス B は一般的な建築物や設備機器に適用される基本的な耐震性能レベルです。
- ✧ 耐震クラスと気象庁震度階級（震度0・1・2・3・4・5弱・5強・6弱・6強・7までの10段階）は直接には対応していません。

問 6-9. ●定置用蓄電池の導入量はどの程度が妥当ですか。また、導入する太陽光発電設備の規模と連動させる必要がありますか。

定置用蓄電池の導入量は、導入する太陽光発電設備の規模と完全に連動させる必要はありません。ただし、以下の要件をともに満たす容量である必要があります。

定置用蓄電池の平常時の充放電要件は KY 6.2 節 の b 項、停電時の電力供給要件は KY 5.1.1 項 の b 項を参照してください。本問では、導入量の目安の考え方を解説します。

- ✧ 平常時：太陽光発電設備の発電電力で充電できること。

- 平常時に太陽光発電設備で発電した電力を蓄電し、充放電を繰り返してください（例：1 日 1 サイクル）。前日の夜間などに放電した分の電力量を、翌日の日中に太陽光発電設備の発電電力で充電できる蓄電池容量としてください。
- 定置用蓄電池に充電可能な太陽光発電設備の年間推定発電量を 365 日で除した値（1 日あたりの平均発電量）が、定置用蓄電池の充電に必要な電力量（前日の夜間の放電量など）以上となるように計画してください。

✧ 非常時（停電時）：対象施設において停電時に必要な最低限の電力を供給できること。

- 応募書類の様式（Excel ファイル）に停電時に最低限使用する機器の種類、数量、消費電力、使用時間、設定する SoC 下限（SoC: state of charge / 充電状態）を入力することで、必要な蓄電池容量を算定できます。入力方法は BS 4.5 節 「B2 導入量算出表（Excel）」を参照してください。その際、実際に想定される停電時の状況に基づき、最低限必要な機器とその稼働時間を慎重に検討してください。

太陽光発電設備との関係

✧ すべての太陽光発電設備の発電量を定置用蓄電池に充電できるようにする必要はありません。

✧ 定置用蓄電池への充電が可能な太陽光発電設備の発電量で、前述の定置用蓄電池の導入量の考え方で示した充電量を確保できる計画であれば問題ありません。

✧ 定置用蓄電池に充電できない太陽光発電設備の発電量を蓄電池の導入量の算定に含めることはできません。

推奨事項

以下のような施設については、容量の大きな定置用蓄電池の導入を積極的に検討してください。

✧ 夜間の消費電力が大きい施設

- 例：24 時間稼働の工場、データセンターなど

✧ 太陽光発電の発電量に対して消費電力量が少なく（余剰電力量が多く）、特定の時間帯や時期に電力消費が集中する施設

- 例：常温倉庫、オフィスビルなど

✧ BCP 対策を強化したい施設

- 例：病院、福祉施設、防災拠点、工場など

問 6-9-a. 対象施設の消費電力が高い水準で安定しており、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を対象施設でほぼ完全に自家消費できる場合でも、蓄電池の導入は必須ですか。

はい、必須です。本補助事業では蓄電池の新規導入が要件となっているため、以下の場合でも新規に蓄電池を導入する必要があります。

定置用蓄電池の導入量の基本的な考え方は、QA 問 6-9 を参照してください。蓄電池の併設に関する要

件は KY 5.1.1 項 の a 項を参照してください。本問では、余剰電力が少ない施設における蓄電池導入の要否を説明します。

- ✧ 対象施設の消費電力が高い水準で安定している
- ✧ 太陽光発電設備の発電電力をほぼ完全に自家消費できる
- ✧ 太陽光発電に余剰電力がほとんど発生しない

蓄電池の活用方法

このような場合の蓄電池は、主に以下の用途での活用を想定しています。

- ✧ 平常時のピークカット
- ✧ 非常時（停電時）のレジリエンス強化

導入容量の設定では、平常時の運用に加えて非常時に確保したい負荷を整理してください。

問 6-9-b. 商用系統の電力や既設の太陽光発電設備など、本補助事業で導入する太陽光発電設備以外の電力で定置用蓄電池を充電することは可能ですか。

はい、可能です。本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を蓄電できるシステムであることを条件に、以下の電力源からの充電を認めます。

定置用蓄電池の導入量の基本的な考え方は、QA 問 6-9 を参照してください。定置用蓄電池の充放電要件は KY 6.2 節 の b 項を参照してください。本問では、充電元として認められる電力源と容量制限を説明します。

充電の可否

- ✧ 商用系統の電力
- ✧ 既設の太陽光発電設備などの発電電力

定置用蓄電池の使用上の留意点

本補助事業で導入する定置用蓄電池は、以下の点に留意して使用してください。

- ✧ 日々の充放電量が一定以上となるよう、充放電の設定やシステムを工夫すること。
  - ➢ 例：蓄電池容量の 50%以上を毎日充放電する
- ✧ 曇天やメンテナンスなどで太陽光発電設備の発電電力が不足する場合は、商用系統からの充電も行い、蓄電池を最大限活用すること。

申請可能な蓄電池容量の制限

本補助事業で導入する定置用蓄電池の蓄電池容量は、既設の太陽光発電設備および本補助事業で新規に導入する太陽光発電設備のうち、定置用蓄電池に充電可能な系統の太陽電池出力で充電できる量を上限とします。

応募書類において、定置用蓄電池に充電可能な系統の太陽電池出力で充電できる量を確認できる資料を提出してください。提出された資料で、太陽電池出力で充電できる蓄電池容量であることが確認できない場合は、不採択となります。

年間を通して商用系統または太陽光発電以外の自家用発電設備からの充電に大部分を依存する蓄電池は、過大な設備と判断され、認められません。

- ✧ 例：蓄電池容量 (kWh) ÷ 太陽電池出力 (kW) の比率が 1 を超え、かつ、蓄電池の年間充電量のうち、商用系統からの充電量が 50%を超える場合

問 6-10. ●蓄電池の残量設定はどのように行えばよいですか。

蓄電池の残量設定は、平常時に充放電を繰り返し、非常時（停電時）に対象施設で必要な最低限の電力を供給できる設定にしてください。

定置用蓄電池の平常時の充放電要件は KY 6.2 節 の b 項を参照してください。本問では、SoC（充電状態）の設定方法を解説します。

応募書類の様式（Excel ファイル。入力方法は BS 4.5 節 「B2 導入量算出表（Excel）」の「B2 蓄」を参照）に実際に設定する SoC の下限値を記入し、本補助金の要件を満たす設定であることを示してください。

補足説明

- ✧ 蓄電池の残量を表す SoC（state of charge / 充電状態）：
  - ➢ 0%：完全放電
  - ➢ 100%：満充電
- ✧ SoC 下限まで放電した場合、満充電時と SoC 下限値との差を充電すると、満充電の状態に戻ります。例えば SoC 下限を 20%に設定した場合、80%分の容量を充電すると満充電の状態に戻ります。
- ✧ SoC 下限を 0%に設定すると、放電し切ったときに停電が発生した場合、蓄電池から対象施設に電力を供給できないため、0%に設定することは認められません。
- ✧ SoC 下限を 100%に設定すると、常に満充電の状態となり、平常時に充放電を繰り返さないことになるため、100%に設定することは認められません。
- ✧ 蓄電池の劣化を抑え、長寿命化を図るためには、過放電や過充電をできる限り避ける、高温環境での使用を避けるといった運用をすることが重要です。

問 6-11. ハイブリッド車 (HV) を車載型蓄電池として申請できますか。

いいえ、申請できません。

本補助金における車載型蓄電池は、外部電源から充電できる機能（プラグイン充電）を有し、かつ車両の蓄電池から車外へ電力を供給できる機能（車外の電気機器への給電、または V2H 機器を介した住宅

などへの給電）を有する電気自動車 (EV) またはプラグインハイブリッド自動車 (PHV) に限られます。

なお、車載型蓄電池の要件については、KY 6.4.1 項 を参照してください。

補助対象とならない車両

- ✧ ハイブリッド車 (HV)：外部電源から充電できる機能を持たないため、対象外です。

問 6-12. 放電機能のない充電設備を充放電設備として申請できますか。

いいえ、申請できません。

本補助金における「充放電設備 (V2H)」とは、以下の両方の機能を備えた設備を指します。

- ✧ 充電機能：太陽光発電設備の電力や商用電力を電気自動車 (EV・PHV) へ充電する機能
- ✧ 放電機能：EV・PHV に蓄えられた電力を対象施設へ放電（給電）する機能

放電機能のない単なる充電設備は、本補助金の対象外となります。

なお、充放電設備の要件については、KY 6.4.1 項 を参照してください。

問 6-13. 充放電設備の導入のみで、本補助金を申請できますか。

いいえ、充放電設備のみでの申請はできません。

本補助金では、以下の 3 点をセットで導入することが基本的な要件となります。

- ✧ 太陽光発電設備
- ✧ 車載型蓄電池 (EV・PHV)
- ✧ 充放電設備 (V2H)

充放電設備は、太陽光発電設備で発電した電力を車載型蓄電池に充電し、必要に応じて施設へ放電するための付帯設備として位置づけられています。

- ✧ 設備の組み合わせ要件については、QA 問 4-1 を参照してください。
- ✧ 車載型蓄電池と充放電設備のセット導入の要件については、KY 6.4.1 項 を参照してください。

充放電設備を補助対象外として導入する場合

経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV 補助金」という）の対象外機器を導入する場合などで、充放電設備を補助対象外経費として計上する場合であっても、上記のセット導入の要件は変わりません。また、公募要領に記載された補助事業の実施期限までに設置を完了させる必要があります。

問 6-14. 電気自動車 (EV) をリースで導入する場合、どのような点に注意する必要がありますか。

電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド自動車 (PHV) をリースで導入する場合は、以下の点にご注意ください。

- ✧ リース事業者の参画 EV・PHV の所有者となるリース事業者を補助事業者（代表申請者または共同申請者）に含めて申請する必要があります。所有者を含まない申請は認められません。
- ✧ 補助金の還元 リース契約において、EV・PHV にかかる補助金額の 5 分の 4 以上が需要家に還元されるよう設定する必要があります。 応募書類には、リース契約の内容を示す書類（様式任意）を添付し、還元額および還元方法を明示してください。審査において、還元要件を満たしているかを確認します。

なお、車載型蓄電池・充放電設備の要件については、KY 6.4.1 項 を参照してください。リース事業者の参画の要件については、KY 4.4 節 および KY 4.5 節 を参照してください。

7. 補助対象経費・補助金額

関連する公募要領の参照先：KY 7 章

問 7-1. ●本補助事業における補助対象経費の基本的な考え方は何ですか。

本補助事業における補助対象経費は、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素 (CO_2) の排出削減に直接貢献する設備の導入に要する経費であり、かつ、当該設備の適切な稼働に必要不可欠な最小限の経費に限られます。

本 Q&A 集で「補助対象外」と明記されている経費を除き、補助事業の実施に真に必要な経費は、原則として補助対象経費として認められます。

補助対象経費の範囲の考え方については KY 7.1 節 を参照してください。

判断の基本軸

- ✧ 補助対象設備の導入と直接関係があるか
  - ➢ 太陽光発電設備や蓄電池の導入・接続・稼働に直接必要な費用であることが前提です。
- ✧ CO_2削減効果に結び付くか
  - ➢ 導入後の自家消費電力量や運用に寄与しない費用は、補助対象外となる場合があります。
- ✧ 必要最小限の範囲か
  - ➢ 同等機能を満たす範囲を超えた過大な仕様や将来更新分の計上は認められません。

申請時の確認ポイント

- ✧ C2（経費内訳）と C3（見積書）で、費目・数量・単価・金額が一致していることを確認してください。
- ✧ 補助対象外経費が混在しうる項目（建築・外構・保守費など）は、区分根拠を明示してください。
- ✧ 個別経費の判定に迷う場合は、QA 問 7-2 の具体例を参照して整理してください。

問 7-2. ◎本補助事業における補助対象外経費の具体例は何ですか。

本補助事業では、以下の経費は補助対象外となります。補助対象経費の範囲の考え方については KY 7.1 節 を参照してください。

主な補助対象外経費

表：補助対象外経費リスト

区分	具体例	備考
交付決定日より前の経費	在庫品、事前調査費	交付決定日より前に発生した経費
申請手続き費用	補助金コンサルタント委託料	補助対象設備の導入に直接関係がない
各種申請・許認可費用	系統連系申込費用、建築確認申請費用、消防届出費用	補助対象設備の導入に直接関係がない
維持管理費	点検費用、修理費用、清掃費用、消耗品交換費用	ランニングコスト
保証料・通信料	メーカー保証費用、データ通信回線使用料	サービス費用
予備品・更新費用	予備機器、将来の交換費用	必要最低限の設備ではない
普及啓発用の設備	大型表示モニター	太陽光発電設備の稼働に必須の設備でない
売電関連費用	売電用メーター、工事費負担金	売電はストレージパリティ事業の目的外
安全対策設備	安全フェンス、監視カメラ	CO_2削減効果に直接寄与しない
浸水対策費用	高床台・盛り土・排水設備	建築・土木工事に該当する
建物・外構工事	建築費、カーポート支柱・基礎	設備ではなく建築物
防水工事（過大分）	架台基礎から 50cm 超の範囲	太陽光発電設備の設置に直接必要な範囲外
無関係な費用	事務所改修、従業員研修	補助事業と直接関係がない

問 7-2-a. 補助対象外経費の詳細な内容と具体例には、どのようなものがありますか（交付決定日より前に発生した経費など）。

交付決定日より前に発生した経費や補助金の申請手続きに関する費用は、補助対象外です。

本問は QA 問 7-2 の補足です。

経費別の詳細な解説

- ✧ 交付決定日より前に発生した経費
  - ➢ 補助事業者が既に所有している在庫品（代表申請者・共同申請者を問いません）
  - ➢ 事前調査費（例：応募前に行った地盤調査の費用）
    - □ 交付決定日は、機構から送付される交付決定通知書に記載されています。
    - □ 発注・契約・納品・着工・支払いのいずれか一つでも交付決定日より前に行われた経費は、補助対象外となります（QA 問 2-1 参照）。
- ✧ 補助金の申請手続きに関する費用
  - ➢ 補助金コンサルタントへの委託料など
- ✧ 各種申請・許認可・届出に関する費用
  - ➢ 一般送配電事業者への接続検討および系統連系契約の申し込みにかかる費用（検討料・保証料）
    - □ 発電設備を電力系統に接続するための技術的審査や承認に関する費用（連系容量検討、技術仕様確認、保護装置の審査など）は補助対象外であるため、本補助金の応募前から系統連系契約のための手続きを開始しても問題ありません。
  - ➢ 経済産業省（産業保安監督部）への申請にかかる費用
    - □ 「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく保安規程の届出など、安全性確保に関する手続き費用です。
  - ➢ 所轄の消防署への申請費用
    - □ 「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく防火対象物使用開始届出書や消防用設備等設置届出書など、防火安全対策に関する手続き費用です。
  - ➢ 建築確認申請費用、開発許可申請費用など、各種許認可の取得にかかる費用
- ✧ 設備の維持管理費
  - ➢ 設備の点検、修理、清掃などの保守管理費、稼働に必要なランニングコスト、消耗品の交換費用、稼働後のソフトウェア更新費用など
- ✧ 定期的な消耗品
  - ➢ 消火器など
- ✧ 保証料
  - ➢ パワーコンディショナーや蓄電池などのメーカー・販売店による延長保証費用（例：10 年保証の費用）

✧ 通信料

➢ データ計測や遠隔監視のための通信回線使用料

□ 区分して除外（原則）：本事業では、機器本体の購入費用のみが補助対象となります。見積書においては「保証料」や「通信料」を明確に区分し、補助対象経費から除外してください。

□ 区分が困難な場合（例外）：メーカーや代理店の販売形態により、保証料や通信料を区分した見積書の取得が困難な場合に限り、例外的にこれらを含めて補助対象経費として計上することを認めます。ただし、審査過程で機構から経費の切り分け（内訳の提示など）を求められた場合は、速やかに対応してください。

問 7-2-b. 補助対象外経費の詳細な内容と具体例には、どのようなものがありますか（予備品・更新費用など）。

予備品・将来の更新費用・普及啓発用の大型モニター・売電関連費用・安全対策設備・浸水対策費用は、補助対象外です。

本問は QA 問 7-2 の補足です。

経費別の詳細な解説

✧ 予備品・更新費用

➢ 予備の機器、将来的な機器の更新・交換・リプレース費用

□ 見積書に数年後の機器交換費用が含まれている場合、その費用は補助対象外となります。

✧ 普及啓発用の設備

➢ 発電量や CO_2削減量を一般向けに表示する大型モニター（玄関・受付付近などに設置されるもの）およびその設置工事費など

□ 太陽光発電設備の発電電力などを詳細に計測・記録するデータ計測用の小型モニターやケーブルなどは、自家消費電力量（CO_2削減量）の把握に必要なため、補助対象経費となります。

✧ 売電関連費用

➢ 売電用メーターの設置費用、一般送配電事業者から請求される工事費負担金など、売電を行うために必要な費用

□ 本補助金では、戸建て住宅を除き、太陽光発電設備の発電電力の余剰売電は認められません。

□ 戸建て住宅の場合は売電が可能ですが、上記の費用は補助対象外となります。

✧ 安全対策設備

- 安全フェンス（太陽光発電設備や蓄電池の周囲に常設する防護柵）の費用
- 監視カメラ、センサー、警告表示など

✧ 浸水対策費用

- 浸水被害対策として、設備を浸水深以上に設置するためのかさ上げ台・基礎、盛り土、排水設備などの費用

問 7-2-c. 補助対象外経費の詳細な内容と具体例には、どのようなものがありますか（建物・外構工事、防水工事など）。

建物・外構工事費や、防水工事における架台の基礎から 50cm を超える範囲の費用は、補助対象外です。

本問は QA 問 7-2 の補足です。

✧ 建物・外構工事費

- 建物の建築や外構の費用、カーポートの支柱や基礎部分の費用
  - □ 本補助金は「設備」に対する補助金であり、建築物・倉庫・カーポート自体は設備とは見なされません。したがって、これらを建築するための費用は補助対象外となります。
  - □ 設備の設置に伴う建築物の躯体工事も補助対象外です。
  - □ カーポートに太陽光発電設備を設置する場合の補助対象経費と補助対象外経費の区分については、下図を参照してください。カーポートの支柱や基礎部分は補助対象外となります。

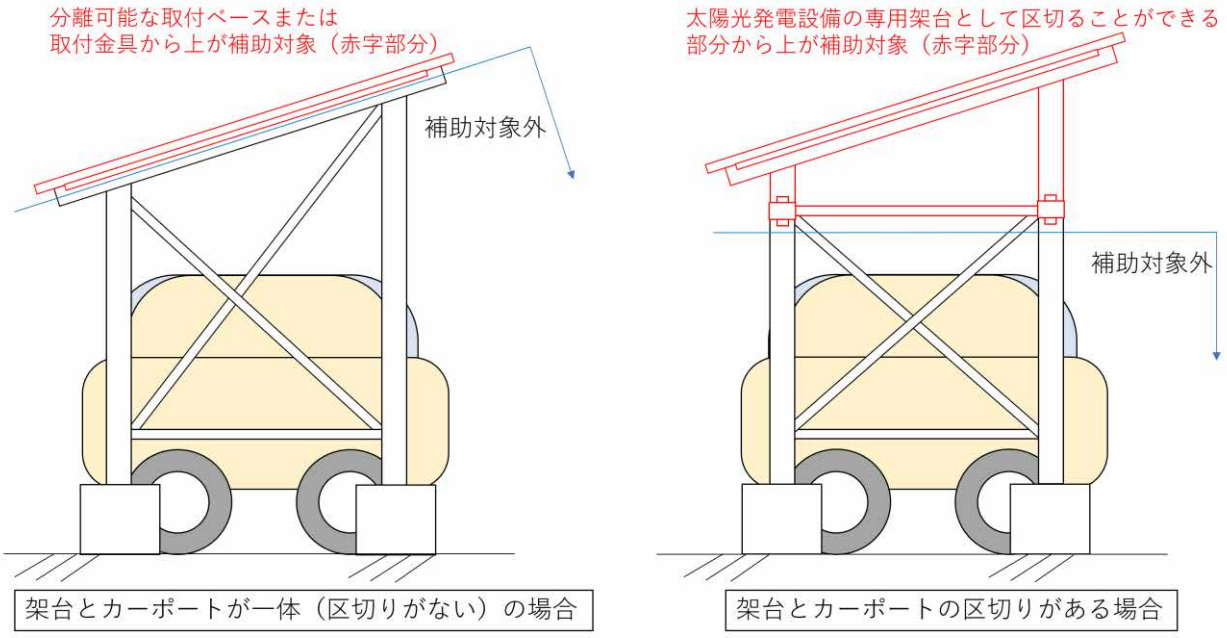

図 7-1：カーポートに太陽光発電設備を設置する場合の補助対象経費と補助対象外経費の区分

✧ 屋根や壁の補強工事など

✧ 防水工事の過大な費用

➢ 太陽光発電設備を設置する際の防水工事において、架台の基礎から 50cm を超える範囲の費用

□ 防水工事については、設備の設置に直接必要な範囲として、架台の基礎から最大 50cm まで（下図の斜線部分）を補助対象経費として計上してください。

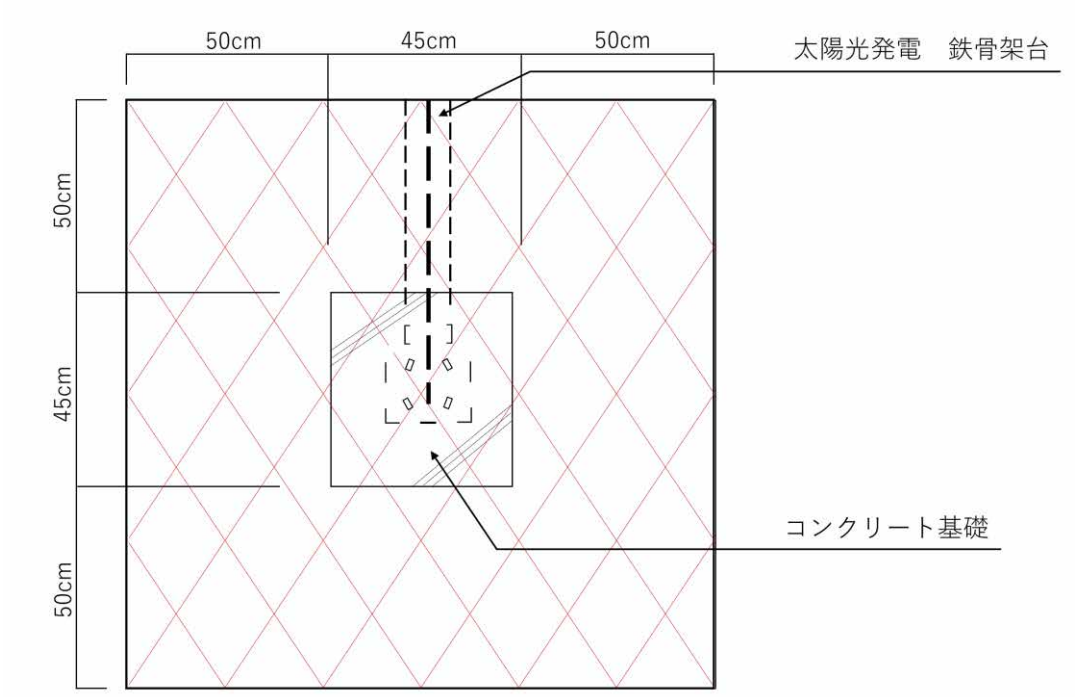

図 7-2：防水工事の補助対象範囲 ── 架台の基礎から最大 50cm まで（斜線部分）が補助対象

【参考情報】

『公共建築数量積算基準』（令和 5 年 3 月改定、国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_a_suuryou_sekisan_kijyun.htm

※根切りにおける作業上のゆとり幅は、0.5m を標準とすることが示されています（土間などの例外あり）。

問 7-2-d. 補助対象外経費の詳細な内容と具体例には、どのようなものがありますか（補助事業と直接的な関係のない機器費、工事費など）。

補助事業と直接的な関係のない機器費・工事費、土地の造成費用・購入費用・賃借料、未確立な技術の導入費用、振込手数料・収入印紙・登記費用などは、補助対象外です。

本問は QA 問 7-2 の補足です。

経費別の詳細な解説

✧ 補助事業と直接的な関係のない機器費、工事費など

➢ 補助事業と直接的な関係のない場所の照明設備、空調設備などの機器費や工事費

- 事務所の改修費用、従業員の研修費用など
- 補助事業と直接関係のない工事で発生した残土の処理費用（処分費・運搬費）
- 補助対象設備を設置しない建物の解体工事、補助対象とならない設備の撤去工事など

✧ 土地の造成費用

- 工事前の土地の整地に関する草刈り、砂利敷設、盛り土、土壌改良などの費用
  - □ これらは土地の資産価値を向上させる性質を持ち、将来的に他の用途にも使用可能な基礎的整備であるため、補助対象経費としては認められません。
  - □ 太陽光発電設備を設置するために最低限必要な整地作業の費用は、補助対象経費となります。

✧ 土地に関する費用

- 土地の購入費用、賃借料、固定資産税など

✧ 未確立な技術

- 実証段階・研究開発段階のもの
- 市場での取引実績がない製品

✧ 手数料、税金など

- 販売事業者や施工業者などへの振込手数料
- 契約書に貼付する収入印紙
- 登記費用
  - □ 未登記の建物での応募は、原則として認められません。未登記建物の代替書類については BS 3.9 節 「A2-3 登記事項証明書（建物・土地）」を参照してください。

問 7-2-e. 補助対象外経費の詳細な内容と具体例には、どのようなものがありますか（租税公課など）。

固定資産税などの租税公課、補助事業と関係のない団体の会費、事故や災害の処理費用、保険料、広告宣伝費、補助対象外経費に対応する按分された間接工事費および測量及び試験費は、補助対象外です。

本問は QA 問 7-2 の補足です。

経費別の詳細な解説

✧ 租税公課

- 固定資産税、都市計画税、事業所税、不動産取得税など、補助対象設備に課される税金

✧ 補助事業に関係のない団体の会費

✧ 事故・災害処理費用

- 補助事業の実施中に発生した事故や災害の処理に要する経費

- 工事中の事故による損害賠償費用
- 自然災害による設備の修理費用

✧ 保険料

- 火災保険、地震保険、第三者賠償責任保険などの保険料

✧ 広告宣伝費

- 補助事業の成果を広めるための費用

✧ 按分される間接工事費

- 間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）のうち、補助対象外経費となる直接工事費（材料費、労務費、直接経費）に対応する経費
  - □ 間接工事費は、原則として直接工事費の「補助対象経費」と「補助対象外経費」の比率で按分してください。
  - □ 例：直接工事費の比率が 9:1（補助対象：補助対象外）で、間接工事費が 1,000 万円の場合、900 万円を補助対象、100 万円を補助対象外として計上します。

✧ 按分される測量及び試験費

- 測量及び試験費のうち、補助対象外経費となる直接工事費（材料費、労務費、直接経費）に対応する経費
  - □ 例：交付決定日以降に追加で地盤調査が必要になった場合の費用
  - □ 間接工事費と同様に、直接工事費の比率で按分してください。

✧ その他、機構が補助対象外と判断した経費

問 7-3. 太陽光発電設備の使用前自己確認の費用は補助対象経費として計上する必要がありますか。

はい、補助対象経費として計上する必要があります。太陽光発電設備の使用前自己確認の費用は、補助対象経費として計上してください。

使用前自己確認とは

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づき、設備の設置者が工事完了後に行う、感電や火災などの事故防止と安全性確保のための確認作業です。

費用の取り扱い

✧ 補助対象となる費用

- 技術的な確認作業の費用（検査費用など）

✧ 補助対象外となる費用

- 経済産業省（産業保安監督部）への届出に関する事務手続き費用

明確に区分できない外部委託費用の取り扱い

使用前自己確認を外部に委託し、補助対象費用と対象外費用を明確に区分できない場合は、委託費用の全額を補助対象経費として計上してください。

主な確認項目（太陽光発電設備）

- ✧ 電気関係：保護装置の動作、配線・電気設備の検査、開閉器・表示装置の確認
- ✧ 構造関係：支持物の強度、架台の強度、設置場所の安全性

問 7-4. 太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーの機器費用のみを補助対象経費とし、工事費を補助対象外経費とすることは認められますか。

いいえ、認められません。

補助事業の実施に必要な以下の費用は、すべて補助対象経費として計上してください。

- ✧ 主要な機器や材料の購入費用
- ✧ 設置工事や電線接続工事などの費用

機器費用のみの計上が認められない理由

- ✧ 費用効率性の意図的な改変の禁止
  - ➢ 太陽光発電設備における費用効率性の要件（40,000 円/t-CO_2以下、KY 5.5 節 の h 項参照）をクリアする目的で、意図的に工事費を補助対象外とすることは、不当な操作と見なされ、不採択となります。
- ✧ 事業の目的
  - ➢ 本補助事業は、機器の購入だけでなく、設置工事を含めた発電設備の導入全体を支援する制度です。

問 7-5. 太陽電池モジュール（太陽光パネル）、パワーコンディショナー、定置用蓄電池などについて、中古、新古、使用済みの製品、実証段階のものを補助対象として申請できますか。

いいえ、申請できません。本補助金では、以下の製品は補助対象外となります。

補助対象外となる製品

- ✧ 中古品
- ✧ 新古品
- ✧ 使用済みの製品
- ✧ 実証段階・研究開発段階のもの

補助対象となる製品の要件

本補助金で補助対象として導入する製品は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ✧ 新品であること。
- ✧ 一般的に販売されている製品であること。
- ✧ 市場での取引実績があること。

※KY 5.1.1 項・KY 5.5 節・KY 6.2 節 参照

問 7-6. 自営線の設置費用を補助対象経費として計上する必要がありますか。

はい、補助対象経費として計上する必要があります。本補助事業の実施において自営線の設置が必要な場合は、その費用は補助対象経費として計上してください。

自営線とは

一般送配電事業者以外の者が発電設備から需要地まで電力を供給するために自ら敷設する専用の電線です。

補助対象となる費用

- ✧ 自営線の資材費（電線、支持物など）
- ✧ 自営線の設置工事費（配線工事、支持物設置工事など）
- ✧ 付帯設備の設置費用（開閉器、変圧器、保護装置など）

応募時の必要書類

自営線の必要性を示すため、以下の資料を添付してください。

- ✧ 自営線の設置場所を示す図面
- ✧ 自営線の必要性を示す説明資料（一般送配電事業者の送電網を利用できない理由など）

問 7-7. 設計費を補助対象経費として計上する必要がありますか。

交付決定日以降に発生した設計費は補助対象経費として計上する必要があります。交付決定日より前に発生した設計費は補助対象外です。なお、原則として基本設計が完了した状態での応募が前提となります。

補助対象となる設計費

- ✧ 交付決定日以降に発生した基本設計費および詳細設計費
  - ➢ これらは補助対象経費として計上してください。

補助対象外となる設計費

- ✧ 交付決定日より前に発生したすべての設計費（応募前の設計費を含む）

- これらは補助対象外経費となります。原則として、応募書類の経費内訳表への記載は不要です（交付決定日に関する原則は KY 2.2.1 項 参照）。

基本設計の完了について

原則として、基本設計が完了した状態でストレージパリティ事業に応募してください。

基本設計が未完了の場合、システム構成や費用が確定せず、事業内容の実現性が低いと判断され、不採択となる可能性があります。

問 7-8. ●本補助事業における利益排除の考え方は何ですか。自社製品を補助対象経費として計上することはできますか。

はい、原価のみであれば計上できます。

補助金は主に国民の税金を原資とする公的な資金であるため、補助対象経費に補助事業者自身の利益を含めることは認められません（利益排除）。これは補助事業者自身の利益に対して補助金が加算されることを防ぐための措置です。

利益排除の原則については KY 7.2.1 項 を参照してください。

利益排除の対象

以下のうち、「補助事業者（代表申請者または共同申請者）自身」からの調達においてのみ、利益排除を行う必要があります。

- 補助事業者（代表申請者または共同申請者）自身
- 100%同一の資本に属するグループ企業
- 補助事業者の関係会社

自社製品・自社施工の場合の対応

自社製品や自社施工を補助対象経費として計上する場合は、以下の書類を提出し、原価のみを計上してください（利益分は除外または補助対象外経費として計上）。

- 物品（自社製品）の場合
  - 原価証明書（製造原価報告書、原価計算表など）
  - ※製造原価の算出が困難な場合は、根拠資料に基づく合理的な説明が必要です。
- 役務・工事（自社施工）の場合
  - 社内規程に基づく労務単価表
  - 人工数の積算書（工程表と整合し、本事業に従事した時間のみを計上）
  - 金額の集計表

自社施工費用における利益排除の制限

複数の申請を行う場合、自社施工分の経費合計が、社員への給与・賞与や社会保険料などの総額を上回らないようにしてください。上回る場合は利益が含まれていると見なされ、認められません。

問 7-9. 補助対象設備の発注時に補助対象外経費を含めた契約はできますか。

はい、可能です。ただし、以下の点に注意して経費を明確に区分してください。また、請求額についても明確に区分し、補助対象経費分の契約額と請求額が明示的に一致している必要があります（第三者には理解が困難なロジックにしないこと）。

見積書の作成

見積書の内訳において、「補助対象経費」と「補助対象外経費」を明確に区分してください。

間接工事費などの按分

間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）や測量及び試験費などが区分されていない場合は、直接工事費（材料費、労務費、直接経費）の比率で按分します。

- ✧ 按分計算の例
  - ➢ 直接工事費の構成：補助対象 800 万円、補助対象外 200 万円（比率 8:2）
  - ➢ 間接工事費の総額：100 万円
  - ➢ 按分結果：
    - □ 補助対象分：80 万円（100 万円 × 8/10）
    - □ 補助対象外分：20 万円（100 万円 × 2/10）

経費内訳表の入力

応募書類（Excel ファイル）の「経費内訳表」では、各費目について「補助対象」または「補助対象外」を選択してください。直接工事費の比率に基づき、間接工事費などが自動的に按分計算されます（入力方法の詳細は BS 5.4 節 「C2 経費内訳表（Excel）」参照）。

問 7-10. 販売事業者や施工業者などへの支払いはどのような方法で行う必要がありますか。

支払いは原則として銀行振込で行う必要があります。銀行振込以外の方法を希望する場合は、事前に機構へ相談してください。

原則：銀行振込

支払いは原則として銀行振込で行ってください。

- ✧ 完了実績報告書において、支払いの事実を客観的に証明する書類（銀行振込明細書、取引明細書、通帳の写しなど）の提出が必要です。

例外：その他の方法

現金支払いなど、銀行振込以外の方法による支払いを希望する場合は、事前に機構へ相談してください。

問 7-11. 補助事業で購入した機器などの消費税は、どのように取り扱われますか。

補助金の交付額は、原則として消費税抜きの金額で算出されます。これは補助事業者が消費税の仕入税額控除を受ける場合、消費税分まで補助すると重複支援となるためです。

消費税の取り扱いの原則については KY 7.2.2 項 を、応募書類の記入方法については BS 5.9 節 「C4 消費税仕入税額控除チェックリスト」をそれぞれ参照してください。

消費税仕入税額控除の扱い

- ✧ 課税事業者
  - ➢ 補助事業にかかる消費税は仕入税額控除の対象となるため、補助対象経費は「税抜き」で計上します。
- ✧ 免税事業者・簡易課税制度適用者
  - ➢ 仕入税額控除ができないため、消費税相当額を含めた「税込み」額で補助金を受け取ることができます。
  - ➢ 応募書類のチェック欄で免税事業者・簡易課税制度適用者であることを示す項目を選択してください。その場合、機構から客観的に確認できる根拠書類の追加提出を個別に求めます。

「税込み」額で補助金を受け取った場合：交付後の変更

補助金額の確定後に、修正申告などで仕入税額控除を適用した場合は、速やかに機構へ報告し、消費税相当分の補助金を返還する必要があります。なお、消費税抜きで交付決定されている場合は返還不要です。

問 7-11-a. 課税事業者の判定方法は何ですか。また、消費税取り扱い時の注意事項は何ですか。

課税事業者の判定は基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超えるかどうかで行います。本問は QA 問 7-11 の補足です。課税区分の判定と届出状況により、補助対象経費の取り扱いが変わるため、事前確認が必要です。

課税事業者の判定と選択

- ✧ 課税事業者の判定基準
  - ➢ 基準期間（原則として前々年度）の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者は、課税事業者となります。
  - ➢ 課税売上高が 1,000 万円以下でも、事前に届け出ることで課税事業者を選択できる場合が

あります。

専門家などへの事前確認のお願い

消費税の取り扱いは個別の取引や事業者の状況により異なります。不明な点は必ず税理士や所轄の税務署にご確認ください。

【参考情報】

「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱について」（令和 6 年改正、環境省）

https://www.env.go.jp/content/000194953.pdf

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/363AC0000000108

「消費税のあらまし」（令和 7 年 6 月、国税庁）

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/pdf/001_r07.pdf

※「消費税法」（昭和 63 年法律第 108 号。補助対象経費に含まれる消費税相当額を申請できるかどうかの判断根拠となる法令）の関連条項は以下のとおりです。

第 5 条（納税義務者）では、事業者は国内で行った課税資産の譲渡等について消費税を納める義務があると定めています。

第 9 条（小規模事業者の免除）では、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除く）は納税義務を免除すると定めています。

第 37 条（簡易課税制度）では、基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の課税期間について、届出書を提出した場合、仕入税額控除を簡易計算で行えると定めています。

第 60 条（国・地方公共団体の特例）では、特定収入（補助金など）がある場合に仕入税額控除の計算方法に特例があり、一般会計に係る事業は課税標準額に対する消費税額と同額を控除可能と定めています。

8. 応募方法

関連する公募要領の参照先：KY 8 章

問 8-1. G ビズ ID にはどのような種類がありますか。

G ビズ ID には、プライム・メンバー・エントリーの 3 種類があります。G ビズ ID は、デジタル庁が提供する事業者向け共通認証システムであり、補助金の電子申請システム「J グランツ」の利用に必要です。

本補助金で利用可能な G ビズ ID は、以下の 2 種類です。なお、G ビズ ID エントリーでは応募できません。

G ビズ ID の種類と応募可否

表：G ビズ ID 種類別の応募可否

種類	対象者	本補助金への応募
G ビズ ID プライム	法人代表者・個人事業主	可
G ビズ ID メンバー	従業員（プライム取得者に発行してもらう）	可
G ビズ ID エントリー	その他	不可

※G ビズ ID プライムの取得期間の目安：オンライン申請（マイナンバーカードあり）は最短即日、書類郵送申請は 1～2 週間程度。

G ビズ ID 取得フロー

- ✧ Q1. 法人代表者または個人事業主ですか？
  - ➢ はい：G ビズ ID プライムを取得してください。
  - ➢ いいえ：Q2 へ進んでください。
- ✧ Q2. 所属組織に G ビズ ID プライム取得者がいますか？
  - ➢ いる：G ビズ ID メンバーを発行してもらってください。
  - ➢ いない：代表者に G ビズ ID プライムの取得を依頼してください。

G ビズ ID の概要は KY 8.2.1 項 を参照してください。

問 8-2. ●施工業者やコンサルタントなどに申請手続きのサポートを依頼する場合、どのように申請を行えばいいですか。

申請手続きのサポートを依頼することは可能です。ただし、自己所有モデルでは、設備を実際に使用

し代金を支払う需要家を代表申請者とする必要があります。

自己所有モデルにおける申請主体

- ✧ 自己所有モデルにおける申請主体（代表申請者）は、導入する設備を実際に使用し、代金を支払う需要家です。
- ✧ 施工業者やコンサルタントなどが需要家に代わって補助事業者となり、補助金を申請すること（いわゆる代理申請、代行申請）は認められません。
- ✧ 補助金の交付を受ける権利と、返還などの義務は、あくまで補助事業者である需要家が負います。

申請手続きのサポートを依頼する場合

補助事業者は事業内容を十分に理解し、責任を持って取り組む必要があります。外部の業者に申請手続きのサポートを依頼する場合でも、補助事業者は主体的に関与し、内容を把握してください。

サポートを依頼する場合は、以下の対応が必要です。

- ✧ 応募書類の様式に、サポート事業者の名称、担当者名、連絡先などを正確に記入してください。
- ✧ サポート事業者が補助事業者から必要書類（電気料金の請求書、定款、財務諸表など）の提供を受け、申請手続きのサポートを行っていることを確認できる書類（契約書、承諾書、確認書など）を添付してください。
  - ➢ 様式は問いません。また、金額部分は黒塗りして構いません。
  - ➢ これらの書類には、サポートの内容・責任範囲などを明記することを推奨します。

これらの内容が確認できない場合、実施体制が不明確と判断され、不採択となることがあります。

機構への連絡手順

採択後、施工業者やコンサルタントなどが補助事業者に代わって機構に連絡する場合は、以下の手順で行ってください。

- ✧ 件名または本文に必須事項を記載する
  - ➢ 代表申請者の名称
  - ➢ 施設の名称（需要家の法人名および建物の名称）
  - ➢ 識別番号（例：SP7S-〇-〇-〇〇〇）
    - □ 識別番号は、採択通知などの右上に記載されています。
- ✧ 補助事業者を CC に入れる
  - ➢ 代表申請者の担当者（主担当）、責任者などのメールアドレスを必ず CC に含めてください。
  - ➢ これにより、機構からの回答内容を補助事業者も把握できます。

補助事業者（代表申請者）は、サポート事業者による問い合わせ内容および機構からの回答を必ず把握し、認識の齟齬がないようにしてください。

問 8-3. 応募書類の様式で押印が必要な書類はありますか。

本補助金の応募書類（様式）において、「本件責任者および担当者の氏名、連絡先など」の欄に記入する場合、押印は不要です。

詳細については、BS 1.4.2 項 「押印不要の様式一覧」を参照してください。

問 8-4. 応募書類の提出後に代表者が変更となる予定の場合、応募書類をどのように作成する必要がありますか。

応募書類は提出時点で有効な登記事項証明書に基づき、その時点での代表者名で作成する必要があります。応募書類の審査期間中の変更は原則として受け付けていないため、採択後の交付申請書で修正してください。

代表者が変更となった場合は、変更後の登記事項証明書を添えて速やかに機構にメールで報告してください。

問 8-5. 補助事業の実施体制表に複数の事業者が含まれる場合の注意点は何ですか。

実施体制表に代表申請者以外の共同申請者や共同事業者（需要家）が含まれる場合は、すべての事業者について必要な提出書類を確認してください。提出漏れがある場合は不採択となる可能性がありますのでご注意ください。

提出書類の詳細については、BS 3.15 節 「A3-1 定款」～BS 3.18 節 「A4 暴力団排除に関する誓約書（Word）」を参照してください。

問 8-6. 同一受電の施設はどのように申請する必要がありますか。また、複数の施設を申請する場合はどのように行えばいいですか。

同一受電（電力の引込線が 1 つ）の施設は原則として 1 件の申請とする必要があります。施設の名称や所在地が異なる離れた複数の施設は、原則として施設ごとに申請が必要です。

同一受電の施設の申請

同一受電（電力の引込線が 1 つ）の施設については、以下の点に注意してください。

- ✧ 原則として、1 件の申請としてください。
- ✧ 同一受電の施設を分割して複数の申請とすることは、原則として認められません。
- ✧ 本補助金の上限額は申請単位で設定されます。したがって、上限額を回避する目的で、同一敷地内、同一計画、同一業者などにおいて、実質的に一体の案件を形式的に分割して複数の申請を行うことは違反行為と見なされ、不採択となります。

複数の施設の申請

複数の施設を申請する場合は、以下の点に注意してください。

- ✧ 施設の名称や所在地（都道府県、市区町村など）が異なる、離れた場所にある施設については、原則として施設ごとに申請してください。
- ✧ 申請ごとに採択の可否を判断します。
- ✧ 離れた場所にある複数の需要地をまとめて 1 件の申請とした場合は、原則として不採択となります。

【参考情報】

「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（2026 年 4 月改訂、資源エネルギー庁　再生可能エネルギー推進室）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/nintei_seti.pdf

※再生可能エネルギー発電設備の設置場所が同種の設備と接する場合（地権者が同一の一団の土地にある場合を含む）、発電事業者または登記簿上の地権者が同一であれば、原則として分割案件と判断され、不認定となる可能性があります。

同一敷地内の別受電施設については QA 問 8-7、申請単位の判断フローについては QA 問 8-8 を参照してください。

問 8-7. 同一敷地内に別受電の施設がある場合、どのように申請を行えばいいですか。

同一敷地内に電力の引込線が複数あり、かつ以下の条件をすべて満たす場合は、原則として電力契約ごとに分けて申請する必要があります。

申請の条件

- ✧ 電力会社と電力契約を施設ごとに締結していること。
- ✧ それぞれの建物に太陽光発電設備を設置すること。

分けて申請する理由

- ✧ 個別に申請することで、以下の数値の根拠が明確になります。
  - ➢ 対象施設の直近 1 年間の年間消費電力量
  - ➢ 太陽光発電の自家消費電力量（見込み）
- ✧ 別受電の施設をまとめて申請すると数値の根拠が不明瞭となりやすく、審査の結果、不採択となる可能性があります。
- ✧ 電力の融通ができないエリアについて、複数の施設の消費電力量を合算して自家消費電力量を推定することは適切ではありません。

【参考情報】

「太陽電池発電設備の電気事業法上の取扱い（電気保安）について」（2022 年 12 月、経済産業省　産業保安グループ　電力安全課）

同一受電施設の基本ルールについては QA 問 8-6、申請単位の判断フローについては QA 問 8-8 を参照してください。

問 8-8. 申請単位（1 件の申請とするか、複数の申請とするか）は、どのように判断すればよいですか。

申請単位は、原則として需要地（電力の需要場所）ごとに判断します。申請単位を判断するためのフローは以下のとおりです。

申請単位の判断フロー

- ✧ 複数の太陽光発電設備を導入しますか？
  - ➢ いいえ → 1 件の申請
  - ➢ はい → 次へ
- ✧ 同じ敷地内にありますか？
  - ➢ いいえ（離れた場所）→ 施設ごとに別々の申請
  - ➢ はい → 次へ
- ✧ 電力の引込線（受電点）は同じですか？
  - ➢ はい（同一受電）→ 1 件の申請
  - ➢ いいえ（別受電）→ 次へ
- ✧ 別受電の施設ごとに設備を設置しますか？
  - ➢ はい → 電力契約ごとに分けて申請
  - ➢ いいえ → 1 件の申請

表：申請単位の判断基準

状況	申請方法	理由
同一受電の施設（引込線が 1 つ）	1 件の申請	電力契約が 1 つのため
同一敷地内の別受電の施設（別の建物で、施設ごとに設備を設置する）	原則として電力契約ごとに申請	消費電力量の根拠を明確にするため
同一敷地内の別受電の施設（設備を施設ごとに設置しない）	1 件の申請	補助対象設備の設置は 1 施設のみのため
離れた場所の複数施設	施設ごとに申請	各施設が異なる「一の場所」に該当するため

判断のポイント

- ✧ 申請単位は、原則として需要地（電力の需要場所）ごとです。
- ✧ 同一受電を分割して複数件で申請することは原則として認められません。
- ✧ 各ケースの詳細は QA 問 8-6・QA 問 8-7 を参照してください。

9. 審査・評価

関連する公募要領の参照先：KY 9 章

問 9-1. ◎応募書類を作成する際にどのような点に注意する必要がありますか。

応募書類の作成にあたっては、公募要領と Q&A 集（QA については特に◎または●が付されたもの）を熟読し、内容を十分に理解する必要があります。

- ✧ 公募要領（特に KY 9 章 「審査・評価」および KY 9.1 節 「過去の公募における主な不備の内容と対策」）
  - ➢ 審査基準における基礎項目・加点項目・優先採択項目について解説しています。いずれも審査の合否を左右する重要な事項です。
- ✧ 本 Q&A 集（特に◎または●が付されたもの）
  - ➢ 制度の根幹に関わる重要な注意点や、補助事業を実施する上で重要性が高い事項について解説しています。

これらの資料には、審査における重要なポイントおよび応募書類作成時の必須確認事項が記載されています。

過去の申請でよく見られた不備（計算ミス、必要書類の不足、記載内容の矛盾など）があると、不採択となる可能性がありますので十分にご注意ください。

問 9-2. ◎公募要領に記載された本補助金の要件を満たす内容で応募した場合、採択されますか。

公募要領に記載された要件を満たすことは、採択されるための必須条件ですが、採択を保証するものではありません。

応募書類の審査では、審査基準に基づき、事業の実現可能性、CO_2排出削減効果、費用効率性などを総合的に評価し、予算の範囲内で採択案件を決定します。

不採択となる主な要因については、KY 9.1.1 項 「過去の公募における主な不備の内容と対策一覧」を参照してください。

審査・採択傾向を把握する際は、まず KY 9.1.1 項 の一覧を確認した上で、費用効率性の具体的な NG 例は QA 問 9-4 を、申請区分による有利不利の考え方は QA 問 9-4-a を確認してください。

問 9-3. 本補助金の採択は先着順ですか。

本補助金の採択は先着順ではありません。公募期間内に提出されたすべての応募書類について、公平に審査を行います。

具体的な審査手順は以下のとおりです。

- ✧ 外部の有識者などで構成される審査委員会を開催し、審査基準に基づき審査（選考）を行います。

✧ 審査結果を踏まえて、環境省との間で採択協議を行い、採択する事業を決定します。

✧ 採択結果を機構のウェブサイトに掲載した上で、採択または不採択の結果を個別に通知します。

問 9-4. 費用効率性の NG 例には、どのようなものがありますか。

費用効率性（円/t-CO_2）が 40,000 円を超える主な NG 例を以下に示します。

表：費用効率性 NG 例

NG 例	問題点	改善策
太陽光発電設備の単価が高い	市場価格（50,000 円/kW）より著しく高い	複数業者から見積もりを取得
蓄電池容量が過大	太陽電池出力に対して蓄電池容量が大きすぎる	適正な容量比（蓄電池容量÷太陽電池出力）に設定
CO_2削減量が過小評価	発電シミュレーションの前提が不合理	適正な発電量シミュレーションを実施
補助対象外経費が含まれている	建築工事や保証料などが含まれている	補助対象経費のみを計上
自家消費率が低い	逆潮流を前提とした設計	自家消費中心に設計を見直す

費用効率性の計算式

費用効率性（円/t-CO_2）＝ 太陽光のみの補助対象経費（円）÷ CO_2削減量（t-CO_2）

CO_2削減量（t-CO_2）＝ 年間推定発電量（kWh/年）× 0.000434（t-CO_2/kWh）（問 9-9 の代替値参照）

問 9-4-a. 本補助事業の申請区分の中で、特に採択されやすい区分はありますか。

本補助事業の申請区分はすべて同一の審査基準で公平な評価を行うため、特定の申請区分が特に採択されやすいということはありません。

審査においては、公募要領に記載されている各申請区分の特性を踏まえつつ、提出された応募書類の内容を総合的に評価し、採択を決定します。特に事業計画の妥当性、実現可能性、費用効率性が重要な

評価項目となります。

過去の採択実績については、機構のウェブサイトをご確認ください。

なお、応募件数や個別の採択結果に関する詳細な情報は公開しておりません。

詳細な参考情報は、QA 13.1 節 を参照してください。

問 9-5. ●応募書類の不備や不足は、どのように審査結果に影響しますか。

応募書類に不備や不足があり、必要な情報が確認できないため審査を行えない項目が発生した場合は、原則として不採択となります。軽微な不備であっても、審査に大きな影響を与える可能性がありますので、十分にご注意ください。

重大な不備となる項目、申請区分別のよくある不備の内容と対策については、KY 9.1.1 項 「過去の公募における主な不備の内容と対策一覧」を参照してください。

問 9-6. 補助事業の応募の件数や金額などは公表されますか。

本補助事業について、以下の情報は公表しない予定です。

- ✧ 応募の件数および金額
- ✧ 採択の件数および金額
- ✧ 不採択の件数および金額
- ✧ 採択率
- ✧ その他、採択・不採択に関する内容

また、個別の問い合わせには回答いたしかねます。

なお、採択事業者については、機構のウェブサイトで補助事業者（代表申請者）の名称、需要地が所在する都道府県名などを公表します。

問 9-7. 過去に国の補助金で太陽光発電設備を導入した施設について、再度申請した場合、審査において不利になりますか。

本補助金においては、公募要領および Q&A 集に記載された要件をすべて満たす申請であれば、過去に国の補助金の交付を受けた実績が審査において不利な要因となることはありません。

ただし、以下の点にご注意ください。

- ✧ 過去に太陽光発電設備のみを導入した施設で、今回、蓄電池のみを申請する場合は、本補助金の対象とならず、不採択となります。
  - ➢ 本補助金の申請においては、太陽光発電設備と蓄電池を併せて新規導入することが要件となります（KY 5.1.1 項 a「蓄電池の併設」）。

問 9-8. 応募書類の審査において、蓄電池容量はどのように評価されますか。

応募書類の審査では、KY 9.3 節 に示す加点項目として、新規に導入する太陽光発電設備の規模と蓄電池容量の比率に基づき評価を行います。

評価方法

- ✧ 評価指標：蓄電池容量 (kWh) ÷ 太陽電池出力 (kW)
- ✧ 評価基準：算出された比率が大きいほど、高い評価となります。

以下に具体例を示します。

評価例：太陽電池出力 300kW の太陽光発電設備の場合

ケース 1：蓄電池容量 30kWh（比率：0.1）

ケース 2：蓄電池容量 150kWh（比率：0.5）

ケース 3：蓄電池容量 300kWh（比率：1.0）

→ 比率の大きいケース 3、ケース 2、ケース 1 の順に高い評価となります。

評価例：太陽電池出力 60kW の太陽光発電設備の場合

ケース 1：家庭用蓄電池（10kWh×3 台、合計 30kWh）（比率：0.5）

ケース 2：業務・産業用蓄電池（30kWh×1 台）（比率：0.5）

→ 両ケースとも比率が 0.5 で同じであるため、評価は同等となります。

問 9-9. ●本補助事業による CO_2（二酸化炭素）削減量の目標値はどのように算出すればいいですか。

CO_2削減量は KY 9.3 節 の加点評価で重要な指標であり、以下の計算式で算出します。

算定時の注意点は QA 問 9-9-a を、費用効率性の計算例は QA 問 9-9-b をそれぞれ参照してください。

CO_2削減量の目標値の算出方法

本補助事業による CO_2削減量の目標値は、以下の計算式で算出してください。

- ✧ CO_2削減量（t-CO_2/年） = 自家消費電力量（見込み）（kWh/年） × 排出係数（t-CO_2/kWh）
- ✧ 自家消費電力量（見込み）：導入する太陽光発電システムで発電し、事業所内で消費することで削減が見込まれる商用電力の量
- ✧ 排出係数：電力会社から購入する電力 1kWh あたりで排出される CO_2の量（応募書類の様式に記載された代替値を使用）

費用効率性の計算（シート B5：自動計算）

応募様式の Excel ファイル（シート B5「CO_2削減効果計算表」）では、費用効率性が自動計算されます。

✧ 費用効率性（円/t-CO_2）＝ 太陽光発電設備の補助対象経費（円）÷（年間 CO_2削減量（t-CO_2/年）× 法定耐用年数（17 年））

この値が 40,000 円/t-CO_2以下であることが要件です。

表：シート B5 の計算項目（自動計算）

No.	項目	計算式・参照元	単位
1	太陽光発電設備の法定耐用年数	B2 太より参照	年（17 年）
2	補助対象経費の合計（税抜）	C1 より参照	円
2 太	太陽光発電設備の補助対象経費（税抜）	C1 より参照	円
3	基準年度の年間 CO_2排出量	年間消費電力量×排出係数÷1,000	t-CO_2/年
4	設備導入後の年間 CO_2排出量	計算値	t-CO_2/年
5	法定耐用年数における平均の年間 CO_2削減量★	自家消費電力量×排出係数÷1,000×安全率	t-CO_2/年
6	法定耐用年数における平均の年間 CO_2削減率	計算値	%
7	法定耐用年数における累計の CO_2削減量	No.5×17 年	t-CO_2
8	法定耐用年数における平均の費用効率性	No.2÷No.7	円/t-CO_2
8 太	法定耐用年数における平均の費用効率性（太陽光発電設備のみ）	No.2 太÷No.7	円/t-CO_2
9	太陽光発電設備の費用効率性判定	No.8 太が上限以下か判定	ー

表：シート B5 で使用される定数

項目	値	備考
商用電力の排出係数（代替値）	0.434 kg-CO_2/kWh	令和 7 年度提出用の代替値

項目	値	備考
安全率	0.9	CO_2削減量の見込みに適用
費用効率性の上限	40,000 円/t-CO_2	この値以下であることが要件

問 9-9-a. 自家消費電力量の算定時に注意すべき点は何ですか。

余剰電力量は CO_2削減量の目標値に含めることができないため、自家消費電力量（見込み）を正確に算定することが重要です。過去の電力消費データと発電シミュレーションを 1 時間ごとに比較することで、高い精度で算定できます。

余剰電力が発生しやすい時期の注意点と算定データの補足は QA 問 9-9-c を参照してください。

目標値の算出における重要な注意点

- ✧ 太陽光発電システムで発電した電力のうち、自家消費されない余剰電力量は、本補助事業における CO_2削減量の目標値に含めることはできません。CO_2削減量の目標値は自家消費電力量（見込み）に基づいて算出してください。

正確な自家消費電力量を見込むために

正確な自家消費電力量を見込むためには、以下のデータを比較・分析してください。

- ✧ 過去の電力消費データ：需要地における直近 1 年間の 30 分ごとの電力消費量データ（デマンドデータ）を取得し、詳細な電力消費の傾向を把握する。
- ✧ 発電シミュレーション：設置予定の太陽光発電システムの年間推定発電量について、経年劣化率（例：年間 0.5%）を考慮したシミュレーションを行う。

上記のデータを比較することで、高い精度で自家消費電力量（見込み）を算出できます。

自家消費電力量（見込み）の算定手順例：

- ✧ データの準備と変換
  - ➢ 需要地における直近 1 年間の 30 分ごとの電力消費量データを 1 時間単位に変換したデータ（A）を作成します。
- ✧ 比較と算定
  - ➢ A と発電シミュレーションの年間推定発電量（B）のデータを 1 時間ごとに比較します。
  - ➢ 各時間において、A の値が B の値より大きい場合は B の値を、A の値が B の値以下の場合は A の値を、その時間の自家消費電力量とします。
  - ➢ 1 年分の自家消費電力量を合計します。

✧ 太陽光発電システムが負荷追従機能を有する場合は、負荷追従によるタイムラグは無視できる程度の誤差と考えられます。

問 9-9-b. 費用効率性の計算例はどのようなものですか。

以下は応募様式の計算式に基づく費用効率性の計算例です。本問は QA 問 9-9 の補足です。

費用効率性の計算例

表：費用効率性の計算例（太陽光発電設備 100kW、自家消費電力量 100,000kWh/年の場合）

項目	計算式	結果
太陽光発電設備の補助対象経費（税抜）	1,500 万円（仮定）	1,500 万円
年間 CO_2削減量	100,000kWh×0.434kg-CO_2/kWh÷1,000×0.9	39.06 t-CO_2/年
累計 CO_2削減量（17 年間）	39.06×17	664.02 t-CO_2
費用効率性（太陽光のみ）	1,500 万円 ÷ 664.02 t-CO_2	約 22,590 円/t-CO_2
判定	22,590 ≦ 40,000	要件を満たす

✧ ※ 0.9 は安全率です。太陽光発電設備は気象状況の影響を受けやすく発電量が変動するため、CO_2削減量の目標値の算定においては、安全率を乗じています。

✧ 費用効率性が 40,000 円/t-CO_2を超える場合は要件不適合となり、不採択となります。

✧ 費用効率性を改善するには、補助対象経費を削減するか、自家消費電力量（CO_2削減量）を増やす必要があります。

問 9-9-c. 余剰電力が発生しやすい時期はいつですか。また、算定データに関する注意点は何ですか。

余剰電力が発生しやすい時期の見込み違いは、CO_2削減量の過大計上につながるため注意してください。本問は QA 問 9-9-a の補足です。

余剰電力が発生しやすい時期と注意点

以下の期間は一般的に事業所の電力消費が減少し、太陽光発電システムの発電電力が消費電力を上回って余剰電力が発生しやすくなるため、自家消費電力量（見込み）を算出する際は特に注意が必要です。

- ✧ 休日：土曜日、日曜日、祝日
- ✧ 長期休暇：ゴールデンウィーク、お盆休み、年末年始
- ✧ 工場などにおいて生産活動が停止する期間：定期メンテナンス期間など

太陽光発電システムの発電電力が事業所内の消費電力を上回ると、以下のような事象が発生する可能性があります。これらの事象は太陽光発電システムの効率的な運用を妨げる要因となるため、目標値を算出する際に注意してください。

- ✧ 逆潮流制御：余剰電力を電力系統へ逆流させることを防ぐため、RPR（逆電力継電器）が作動し、発電が抑制される場合があります。
- ✧ パワーコンディショナーの抑制または停止：RPR が逆潮流を検知すると、データ収集装置などを経由してパワーコンディショナーに信号が送られ、発電が抑制または停止することがあります。
- ✧ 発電ロス：パワーコンディショナーの停止により、本来発電できるはずの電力が失われ、発電ロスが発生します。

自家消費電力量の算定データに関する注意

- ✧ 1 年間の電力消費量を 30 分ごとに記録した場合のデータ数は、2 回/時間×24 時間/日×365 日＝17,520 個となります。
- ✧ 応募書類の審査において、自家消費電力量（見込み）の算出根拠となるデータや計算過程を確認します。
- ✧ 自家消費を目的とした太陽光発電システムの導入は、電力会社からの購入電力量を削減し、電気料金の削減につながります。ただし、事業所全体のエネルギー消費量を減らすものではなく、省エネルギー効果はありません。

【参考情報】

「算定方法・排出係数一覧」（環境省）

https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html

「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」（令和 8 年 3 月改訂、環境省　地球環境局）

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

問 9-10. ●太陽光発電設備の発電量の計測に関する要件は何ですか。

太陽光発電設備の発電量を正確に計測・記録することは、KY 5.5 節 の要件を満たし、補助事業の成果を適切に評価し、CO_2削減目標の達成状況を確認するために不可欠です。

計測データの記録・保存方法の詳細は QA 問 9-10-a を参照してください。

太陽光発電設備の発電量の計測の要件

- ✧ 本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電量を正確に計測・記録できること。
  - ➢ 原則として、新規に電力量計を導入する必要があります。

- ✧ 需要家に有償で電力を供給するオンサイト PPA モデルの場合は、電力量計に「計量法」（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検定証印または基準適合証印が付されており、かつ有効期間内のものであること。
- ✧ 計測したデータを電子的に記録・保存できること。

不適切な事例

- ✧ 計測機器を導入せず、過去の電気使用量との比較により CO_2削減量を推定する方法
  - ➢ 施設の電気使用量は毎年一定とは限りません。
  - ➢ 天候や季節による発電量の変化を反映できず、実際の発電量を把握できないため、データの信頼性が低いです。
- ✧ パワーコンディショナーの表示画面を目視で確認し、手書きで記録する方法
  - ➢ データが電子的に記録・保存されず、データの信頼性が確保できません。
  - ➢ 記録ミス、記録忘れのリスクが高いです。
  - ➢ 長期的なデータ分析が困難です。
- ✧ オンサイト PPA モデルにおいて、検定などに合格していない計測機器で計測した電力量に基づき、需要家に有償で電力を供給すること。
  - ➢ 「計量法」違反となるためです。

問 9-10-a. 計測データはどのように記録・保存すればよいですか。

記録方式ごとのメリットと留意点を理解し、継続的にデータを保全してください。本問は QA 問 9-10 の補足です。

計測データの記録・保存方法

- ✧ 太陽光発電設備の効率的な運用と維持管理には、正確なデータの記録・保存が不可欠です。発電量や設備状態を継続的にモニタリングすることで、性能評価や早期の問題発見が可能となります。
- ✧ 計測データの記録・保存方法はクラウドサーバーへの自動送信や SD カードへの記録が一般的です。
- ✧ クラウドサーバーによる保存
  - ➢ メリット
    - □ リアルタイムデータによるモニタリングが可能
    - □ 遠隔地からのアクセスが可能
    - □ 自動バックアップ機能
    - □ データ分析・可視化機能があることが多い

□ 異常の自動検知が可能

➢ 留意点

□ 通信費用が発生する

□ インターネット環境が必要

✧ SD カードによるローカル保存

➢ メリット

□ インターネット環境が不要

□ 導入コストが比較的低い

□ データの持ち運びが容易

➢ 留意点

□ 定期的なバックアップが必要

□ データの破損や紛失のリスクがある

✧ 通信機能の有無は本補助金の要件ではありませんが、遠隔監視機能があると運用が容易になります。

✧ 計測データは事業完了後の翌年度から 3 年間の事業報告書の作成に必要です。

✧ 記録頻度については、本補助事業上は 30 分または 1 時間間隔であれば問題ありません。

✧ 計測データの定期的なバックアップを推奨します。

【参考情報】

「電気の計量制度について」（経済産業省　資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/faq/001.html

※計量法における特定計量器の扱いは以下のとおりです。特定計量器とは、取引や証明に使用される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するために基準を定める必要があるもの（最大需要電力計、電力量計、無効電力量計など）のことです。特定計量器を用いて取引や証明を行う場合、計量法第 16 条に基づき、検定証印または基準適合証印が付され、かつ有効期間内であるものを使用する必要があります。なお、設置例としては、一般家庭では単独計器、大規模施設では変成器付計器が設置されることが一般的です。

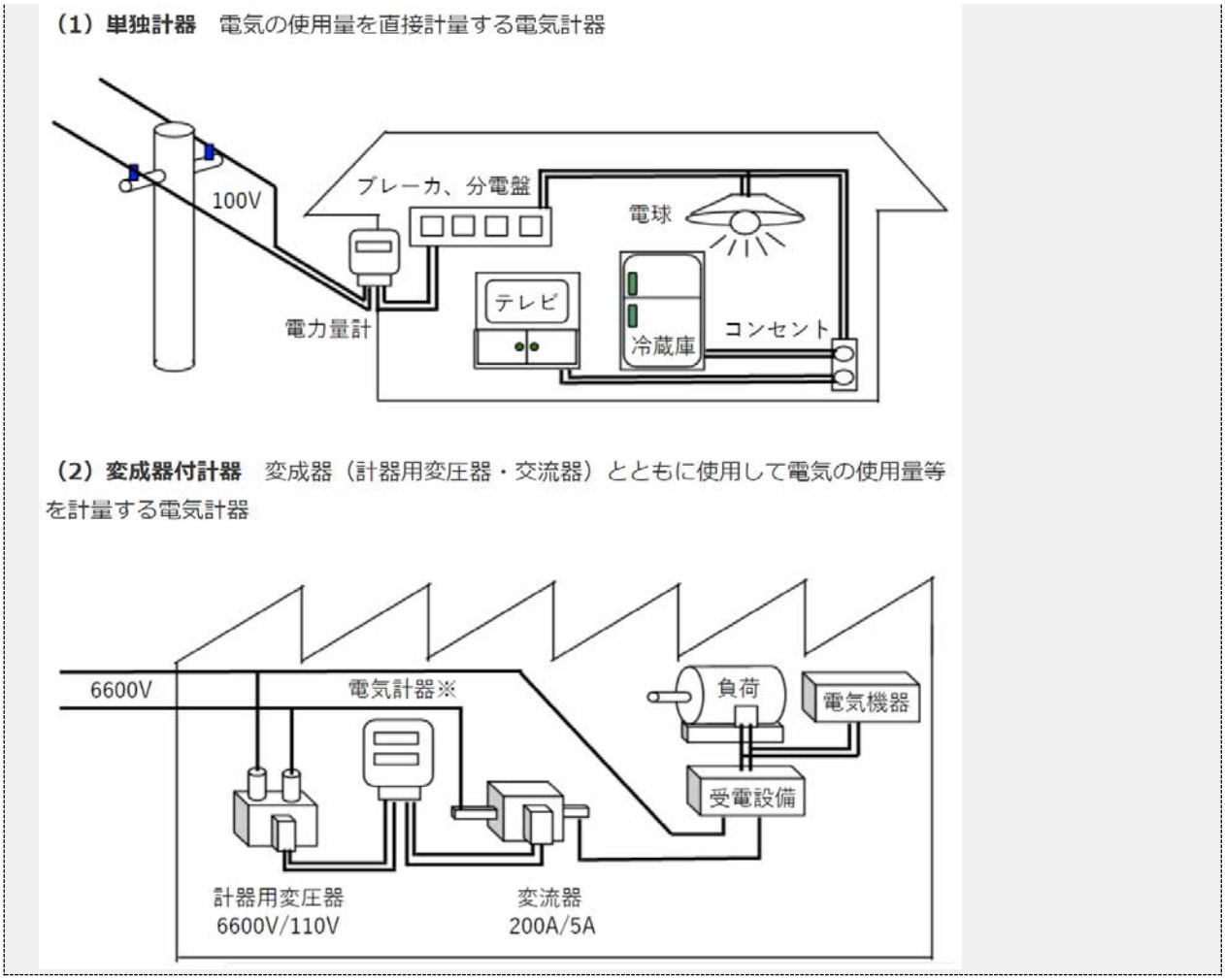

問 9-11. 再エネ促進区域とは具体的にどのような制度ですか。また、本補助事業との関連性は何ですか。

再エネ促進区域とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体（都道府県・市町村）が地域で再生可能エネルギーの導入を進めるために定める区域です。本補助事業において評価（加点など）を受けるためには、公募締切日までに公表済みであることと、導入する太陽光発電設備が促進策の対象に含まれていることが必要です。併せて、地方公共団体への確認を行い、その結果を示せることが必要です。

提出書類は BS 6.10 節 「D8 再エネ促進区域（Excel）」を参照してください。評価対象外ケースの詳細は QA 問 9-11-a を確認してください。

本補助事業における評価要件

本補助事業において、再エネ促進区域に該当する事業として評価（加点など）を受けるためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ✧ 公表済みであること
  - ➢ 公募締切日までに、地方公共団体のウェブサイトなどで再エネ促進区域が正式に公表されていること。

- ✧ 促進策の対象であること
  - ➢ 導入する太陽光発電設備が当該区域における促進策の対象に含まれていることが明記されていること。
- ✧ 地方公共団体の確認を受けていること
  - ➢ 当該地方公共団体に確認し、その結果を示す資料を提出できること。

問 9-11-a. 再エネ促進区域に関する評価対象外となるのはどのような場合ですか。

提出書類の詳細は BS 6.10 節 「D8 再エネ促進区域（Excel）」を参照してください。本問では評価対象外となるケースを説明します。本問は QA 問 9-11 の補足です。

評価対象外となるケース

- ✧ 公募締切日時点で検討中または未公表の場合
- ✧ 需要地が再エネ促進区域外にある場合
- ✧ 区域内であっても、太陽光発電設備が促進策の対象外である場合
- ✧ 当該地方公共団体の確認を受けていない場合

再エネ促進区域は、国の脱炭素先行地域および重点対策加速化事業、あるいは、地方公共団体の取り組みであるゼロカーボンシティとは法的根拠や目的が異なる制度であることに注意してください。

地方公共団体実行計画（区域施策編）の概要

- ✧ 地方公共団体実行計画（区域施策編）とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、地方公共団体が策定する、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制などのための総合的かつ計画的な施策に関する計画のことです。
- ✧ 地方公共団体実行計画（区域施策編）は、各市町村のウェブサイトで公表されています。
- ✧ 不明な点がある場合は、当該市町村にお問い合わせください。

【参考情報】

「地域脱炭素化促進事業　策定・設定状況」（環境省）

https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/sakutei/map.html#map_sokushin

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000117

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」（令和 4 年、環境省）

https://www.env.go.jp/content/900518816.pdf

※再エネ促進区域は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 5 項に基づく制度です。市町村は実行計画（区域施策編）において、①地域脱炭素化促進事業の目標、②対象区域（促進区域）、③促進施設の種類・規模、④脱炭素化の取組、⑤環境保全・持続的発展の取組の 5 項目を定めるよう努めるものとされています。令和 4 年 4 月の制度施行以降、促進区域を設定する市町村が増加しています。

10. 補助事業の流れ

関連する公募要領の参照先：KY 10 章

問 10-1. ◎本補助金の公募要領および Q&A 集において、「応募」「交付申請」「申請」といった言葉はどのような使い分けがされていますか。

これらの言葉の原則的な使い分けは、以下のとおりです。

応募・応募書類

- ✧ 「応募」：本補助金の公募に申し込む行為全般を指します。
  - ➢ 例：応募方法、応募書類、応募に必要な書類
- ✧ 「応募書類」または「応募に必要な書類」：応募の際に提出が必要な書類を指します。
  - ➢ 例：応募書類の提出、応募書類の受理、応募書類の審査、応募書類の審査期間、応募書類の内容

交付申請・交付申請書

- ✧ 「交付申請」：採択後に補助金の交付決定を受けるために行う、交付規程に基づく正式な申請手続きを指します。
  - ➢ 例：交付申請書
- ✧ 「交付申請書」：採択後の交付申請の際に提出が必要な書類を指します。申請手続きを円滑に進めるため、交付申請書の様式は「応募書類」と共通のものとしています。そのため、単に「交付申請書」と記載している場合は、「応募書類」としても提出が必要な書類を指しているとお考えください。「応募書類」としては提出が不要な書類の場合は、「採択後の交付申請書」という表現を用いている場合があります。
  - ➢ 例：交付申請書の提出、交付申請書の受理、交付申請書の審査、交付申請書の審査期間、交付申請書の内容

申請

- ✧ 「申請」：補助金を得るための手続き全般を指す言葉であり、「応募」と「交付申請」の両方の意味合いで使用しています。採択前の場合は「応募」、採択後の場合は「交付申請」と適宜読み替えてください。

問 10-2. 交付規程第 7 条（交付の決定）ではどのようなことが定められていますか。

交付規程第 7 条（交付の決定）は、補助金の交付が正式に決定される手続きについて定めたものです。

第 1 項：交付決定日

- ✧ 交付決定通知書（交付規程　様式第3、補助金の交付が決定したことを知らせる書類）に記載さ

れた日付が交付決定日となります。

✧ 補助事業は交付決定日以降に開始できます。

第 2 項：交付決定までの期間

✧ 交付申請書の受付から交付決定通知書の通知までの標準処理期間は 30 日です。これはあくまで目安であり、申請内容や審査状況によって変動する場合があります。

✧ 以下の場合は、交付決定までの期間が 30 日を超えることがあります。

➢ 交付申請書の内容に不明な点があり、機構から確認の連絡が必要な場合（例：様式に記入された数値の根拠資料の再提出を求める場合など）

➢ 交付申請書に不備があり、申請者による修正が必要な場合

交付申請書作成の注意点

審査を円滑に進めるため、以下の点に注意して交付申請書を作成してください。

✧ 機構の審査担当者が申請内容の根拠を理解できるよう、どの資料のどの部分に該当する情報が記載されているかを明記した上で、根拠資料で確認できる情報を様式に正確に記入すること。

✧ 根拠資料の該当箇所にマーカーを塗る、赤枠で囲うなどの措置を講じること。

✧ 不備がないように、様式に記入する内容を十分に確認すること。

問 10-3. ◎交付決定後に変更点が生じた場合、どのような報告義務がありますか。

交付決定後の変更については、原則として機構への事前報告が必要です。

本問では、報告が必要な変更の具体例と変更報告の要否一覧を説明します。機構への具体的な報告手順は QA 問 10-3-a を参照してください。

報告が必要な変更の例

✧ 採択後の交付申請書に添付した採用見積と異なる内容での発注（発注前の報告が必要。変更後の見積書を提出すること）

✧ 補助事業を進める中で生じた採択後の交付申請書の内容との相違（変更内容が確定した時点で報告が必要。変更内容が確認できる見積書を提出すること）

✧ 補助事業者・需要家の法人名、代表者、責任者、担当者などの変更

自己判断により変更後の内容で補助事業を進めることは、絶対にしないでください。補助事業の目的や補助金の要件に反する変更は認められません。

変更報告の要否一覧

変更項目	報告要否	備考
補助事業者（代表申請者および共同申請者）の名称・住所変更	必須	様式第 9 の提出が必要
補助対象設備の型番変更	必須	機器の仕様を変更する場合は、変更前に報告が必要
設置場所の変更	必須	補助事業の目的や効果に影響がないこと
日付を更新した同一内容の見積書の取得	不要	発注内容に変更がないため
主担当・副担当の変更	必須	補助事業の途中で連絡が取れなくなることがないようにすること

- ✧ 交付決定日以降に同一内容で改めて見積書を取得したことによって生じた差額については、変更交付申請書または計画変更承認申請書を提出する必要はありません。
- ✧ 交付決定日から完了実績報告書の提出までに、採択後の交付申請書に記載した補助事業者（代表申請者および共同申請者）や需要家（共同事業者）の法人名、代表者、責任者、主担当、副担当などに変更が発生した場合は、その時点で速やかに機構にご報告ください。
  - ➢ 補助事業者（代表申請者および共同申請者）の名称または住所に変更が生じたときは、交付規程　様式第 9 を遅滞なく機構に提出する必要があります。

翌年度以降に変更点が生じた場合

- ✧ 補助対象設備の法定耐用年数（太陽光発電設備：17 年）の間に完了実績報告書の内容に変更が生じた場合は、原則として上記と同様の報告を機構に行ってください。

交付決定後の変更報告に関する原則と基本的な考え方は、KY 10.2.2 項 を参照してください。

問 10-3-a. 変更点が生じた場合、機構へはどのように報告すればよいですか。

変更点が生じた場合は、機構の事業第二課のメールアドレス宛てに、代表申請者の名称・施設の名称・識別番号・変更前後の内容と変更理由を記載したメールを、代表申請者の担当者・責任者を CC に含めて送付してください。

機構への報告方法

機構に報告する際は、以下の手順で行ってください。

- ✧ メールの作成：一般財団法人環境イノベーション情報機構 事業部 事業第二課 (supply@eic.or.jp)

宛てにメールを作成してください。

- ➢ 代表申請者の担当者/主担当および責任者のメールアドレスを差出人または CC に必ず含めてください。

✧ 件名・本文の記載：どの申請なのか分かるよう、以下の情報を件名または本文に必ず記載してください。

- ➢ 代表申請者の名称
- ➢ 施設の名称（需要家の法人名および建物の名称）
- ➢ 識別番号（例：SP7S-〇-〇-〇〇〇）
- ➢ 識別番号は、採択通知、交付決定通知書、または交付額確定通知書の PDF ファイルの右上に記載しています。

✧ 変更内容の明記：変更前と変更後の内容を対比する形で変更点を分かりやすく示し、変更理由を第三者にも分かるように記載してください。

✧ 変更点および変更理由は、メール本文に記載しても、Excel ファイルなど（様式任意）に記載しても構いません。

✧ 「変更前」の内容とは、以下の時点の内容を指します。

- ➢ 交付決定日から完了実績報告書の提出までの間：採択後の交付申請書の内容
- ➢ 翌年度以降：完了実績報告書の内容

問 10-3-b. 交付規程第 8 条第 3 号に規定された計画変更承認申請書（様式第 5）は、どのような場合に提出が必要ですか。

本問では、計画変更承認申請書（交付規程　様式第 5）の提出が必要な場合について説明します。

提出が必要な場合

以下のいずれかに該当する場合は、計画変更承認申請書（様式第 5）の提出が必要です。

✧ 経費配分の変更：交付規程の別表第 2 の第 1 欄（区分）に示す補助事業に要する経費（工事費、設備費、業務費、事務費）の各配分額のいずれか低い額の 15%を超える変更をする場合

- ➢ 例：工事費 100 万円、設備費 500 万円の場合、低い方の工事費 100 万円の 15%（15 万円）を超える変更となる場合

✧ 軽微とは言えない変更：補助事業の目的や効果に影響を与える変更をする場合

提出が不要な場合

以下の変更については、計画変更承認申請書の提出は不要です。

✧ 別表第 2 の第 2 欄の費目（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）の内訳の変更

- ✧ 別表第2の第3欄の細分（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の変更
  - ➢ 例：本工事費の中で、材料費と労務費の配分を変更する場合など

軽微な変更の定義

「軽微な変更」とは、以下のすべてに該当する場合を指します。

- ✧ 補助事業の目的（CO_2排出削減）に特段影響がない場合
- ✧ 補助事業者の自由な創意により、より効果的に補助事業の目的の達成に資するものと機構が考える場合

変更発生時の事前相談

- ✧ 変更の大小や軽微であるか否かにかかわらず、変更点が生じる場合は必ず事前に機構へ相談してください。変更報告の具体的な手順は QA 問 10-3 を参照してください。

交付決定後の変更報告の基本的な考え方は、QA 問 10-3 を参照してください。

問 10-4. 交付規程第 14 条（交付決定の取消など）ではどのようなことが定められていますか。

交付規程第 14 条（交付決定の取消など）は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付された補助金の返還を求める場合について定めた重要な条項です。

第 1 項：交付決定の取消

機構は以下のような重大な場合には、交付決定を取り消すことがあります。交付決定が取り消されると、補助金を受け取ることができなくなります。

- ✧ 完了実績報告書など、提出が必要な書類が期限までに提出されない場合
  - ➢ 例：正当な理由なく遅延した場合や、機構からの催促に応じない場合など
- ✧ 補助事業の実施状況が交付決定の内容から著しく逸脱している場合（実施内容の著しい変更）
  - ➢ 例：機構の事前の承認なく、補助事業の実施内容が交付決定の内容と著しく異なる計画変更をした場合など
- ✧ 虚偽の申請や報告があった場合
  - ➢ 例：申請や報告の内容に意図的な虚偽があった場合（例：補助対象設備の導入が完了していないにもかかわらず、虚偽の完了実績報告を行った場合）など

第 2 項：補助金の返還

- ✧ 交付決定を取り消し、既に交付（支払い）済みの補助金がある場合は、その全額を一括で返還する必要があり、機構は期限を定めて補助金の返還を命じます。返還命令書には返還すべき補助金の額と返還期限が明記されます。

第 3 項：延滞金

- ✧ 指定した期限までに補助金の返還がない場合は、延滞金が発生します。延滞金は返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて計算されます。
- ✧ 延滞金は返還すべき補助金の額（未納付額）に一定の利率を乗じて計算されます。この利率は法令に基づいて定められています。

期限厳守と適正な執行のお願い

- ✧ 提出が必要な書類は記載内容に誤りがないかを十分に確認した上で、定められた期限までに必ず提出してください。
  - ➢ 提出期限に遅れた場合は、交付決定の取消の対象となる可能性があります。
- ✧ 交付決定の取消は補助事業者にとって大きな不利益となります。
  - ➢ 交付決定の取消が発生することのないよう、交付規程および機構の指示に従い、補助事業の適正な執行に努めてください。

問 10-5. 交付規程第 11 条（実績報告書）ではどのようなことが定められていますか。

交付規程第 11 条では、完了実績報告書の提出期限、取得財産等管理台帳の添付、年度終了実績報告書の取り扱い、消費税等仕入控除税額について規定しています。

報告書の提出は補助金の交付を受ける上で非常に重要な手続きとなりますので、内容を十分にご理解ください。

第 1 項：完了実績報告書の提出

完了実績報告書（様式第 12）は、以下のいずれか早い日までに機構に提出する必要があります。期限を過ぎた場合、補助金が交付されない可能性がありますので、十分にご注意ください（KY 2.2 節 参照）。

- ✧ 補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日
- ✧ 当該年度の 2 月 10 日

なお、本補助事業では、審査期間を確保するため、補助対象設備の検査合格後 30 日以内または 2027 年 2 月 10 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を先行して提出する必要があります。支払いが完了した後は、支払証明書を追加で提出してください。

提出期限の近くは事務処理が集中するため、早めの提出のご協力をお願いします。

完了実績報告書の提出期限の例

- ✧ 例 1：検査合格日 2026 年 11 月 10 日・支払完了日 2026 年 12 月 25 日 → 2026 年 12 月 10 日までに完了実績報告書を先行して提出し、支払い完了後に支払証明書を追加提出
- ✧ 例 2：検査合格日 2027 年 1 月 20 日・支払完了日 2027 年 1 月 29 日 → 2027 年 2 月 10 日までに支払証明書を含めて完了実績報告書を提出

提出期限の厳守

期限までに完了実績報告書または追加書類が提出されない場合は、原則として補助金を交付することができません。

提出が遅れる可能性がある場合は、事前に機構までご相談ください。ただし、遅延が認められるのは、やむを得ない理由がある場合に限られます。

第 2 項：年度終了実績報告書

- ✧ 年度内（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）に完了実績報告書を提出した場合は、年度終了実績報告書（様式第 13）の提出は不要です。
- ✧ 年度内に完了実績報告書を提出することができず、事前に機構へ連絡し、所定の遅延手続き（遅延報告書などの提出）を適正に行い、承認された場合は、年度終了実績報告書の提出が必要です。

年度終了実績報告書の提出について

年度終了実績報告書は、翌年度の 4 月 1 日から 4 月 10 日までに提出する必要があります。年度終了実績報告書には、補助事業の進捗状況などを具体的に記載してください。

年度終了実績報告書を提出した場合でも、完了実績報告書の提出義務がなくなるわけではありません。補助金の交付を受けるためには、完了実績報告書の提出が必須となります。

完了実績報告書の提出手続きと注意

- ✧ 完了実績報告書の様式は、交付決定を行った事業者に入手方法を案内します。
- ✧ ご不明な点や不安な点がある場合は、お早めに機構までお問い合わせください。
- ✧ 完了実績報告書の提出が遅れると、補助金の交付が遅れるだけでなく、交付決定が取り消される可能性もあります。くれぐれもご注意ください。

問 10-6. 完了実績報告書の提出後、どのような手続きを経て、補助金が交付（入金）されますか。

補助金の交付（入金）までには、以下の手続きが必要です。

1. 完了実績報告書の提出・審査

- ✧ 機構は補助事業者（代表申請者および共同申請者）から提出された完了実績報告書（交付規程様式第 12）の記載内容および添付書類を詳細に審査します。提出書類に不備や不足がある場合は、機構から修正や追加提出の依頼がありますので、速やかに対応してください。
- ✧ 機構は必要と判断した場合、補助事業の実施状況などを確認するため、現地調査（電話、メールなどによる聞き取り調査を含む）を行います。現地調査の際はご協力をお願いします。
- ✧ 提出された完了実績報告書が当初の補助金の交付決定内容（事業計画の変更承認を受けている場合は、変更後の内容）および付した条件に適合すると認められる場合、機構は交付すべき補

助金の額を確定し、補助事業者（代表申請者）に対し、交付額確定通知書（交付規程　様式第 14）を送付します。

- 交付額確定通知書に確定した補助金額を記載します。

2. 補助金の交付

- 補助事業者（代表申請者）は交付額確定通知書の受領後、内容を確認し、精算払請求書（交付規程　様式第 15）を速やかに機構に提出してください。
  - 精算払請求書には、補助金の振込先口座情報などを正確に記載する必要があります。
- 機構は補助事業者から適正な精算払請求書を受領した後、補助事業者（代表申請者）の指定口座に補助金を交付（入金）します。補助金の交付時期については、機構の事務処理状況などにより前後する場合があります。

補助金交付時期と精算払請求の注意

- 機構に提出された完了実績報告書の内容に不備がある場合などには、補助金の交付までに時間を要することがあります。
- 完了実績報告書の審査期間や補助金の交付時期に関する個別のお問い合わせには、原則としてお答えできません。
- 補助金の交付後も一定期間、事業の実施状況に関する報告や関係書類の保管義務がありますので、ご注意ください。
- 精算払請求書の名称について、「清算払」と誤記をしないようご注意ください。

問 10-7. 補助金の振込先は代表申請者になりますか。

補助金の振込先は代表申請者となります。

振込先の指定

- 補助金の振込先口座は交付決定を受けた代表申請者の名義の口座のみとなります。代表申請者以外の口座への振込はできません。
- 共同申請者や共同事業者（需要家）、その他第三者への振込は一切できません。

複数の事業者による実施の場合

補助事業を複数の事業者で連携して実施する場合（共同申請を行う場合）は、以下の点に特に注意してください。

- 補助金の振込を希望する事業者を応募時に必ず代表申請者として申請してください。
- 申請後に代表申請者を変更することは認められません。
- 共同申請を行う場合は、事前に十分な協議を行った上で、代表申請者を決定してください。

✧ 共同申請の場合、補助金は代表申請者に一括して振り込まれます。補助事業者間の資金分配については、当事者間で協議の上、適切に行ってください。

問 10-8. 補助事業の成果について、どのような公表や協力が求められますか。

補助事業の成果については、以下の公表および協力が求められます。本補助金は主に国民の税金を原資として交付されるものであるため、その成果を広く社会に還元することが期待されます。

事業者による公表

補助事業者（代表申請者、共同申請者）および共同事業者（需要家）は、本補助金を受けて太陽光発電設備などを導入した実績や、導入による CO_2削減量などの成果を、自社のウェブサイト、広報誌、報道発表資料などで積極的かつ継続的に公表してください。

単に導入した事実を掲載するだけでなく、導入によって得られた効果やメリットについても言及することが望ましいです。特に CO_2削減量は、可能な範囲で具体的な数値目標や実績値を示すようにしてください。

また、公表にあたっては、本補助金を受けて導入した旨を明記してください。

環境省および機構による公表

環境省および機構は本補助事業全体の成果を把握し、広く国民に情報提供するため、以下のような情報を個人情報や事業者の機密情報に配慮し匿名化した上で、それぞれのウェブサイト、広報資料、報告書などで公表することがあります。

✧ 太陽光発電設備の規模（kW 数などの数値）

✧ 蓄電池の規模（kWh 数などの数値）

✧ 需要地の所在地（都道府県、市区町村など）

✧ 事業の概要（業種、導入目的など）

✧ 補助金額

✧ CO_2削減効果（目標値、実績値）

効果検証への協力

本補助事業の効果を検証するため、補助事業者（代表申請者および共同申請者）は補助金の交付を受けた後、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む）および機構から指示があった場合、速やかに以下の情報を提供する義務があります。

✧ 取得財産等の稼働状況

➢ 発電量、稼働時間、故障状況など

✧ 取得財産等の管理状況

➢ 点検・保守の実施状況、費用など

- ✧ CO_2削減効果
  - ➢ 具体的な算定根拠や実績値を含む
- ✧ その他、補助事業の成果を検証するために必要な情報
  - ➢ 導入後の運用コスト、電力料金の削減効果、事業全体の収益性など

事業成果の公表への協力

- ✧ 事業者による成果の公表は義務ではありませんが、積極的にご協力をお願いします。
- ✧ 環境省および機構による公表にあたっては、事前に事業者に確認を行う場合があります。
- ✧ 効果検証への協力要請があった場合は、指定された期日までに正確な情報をご提供ください。
- ✧ 補助事業の成果に関する情報公開にご協力いただくことは、今後の政策立案にも役立ちます。

問 10-9. 交付規程第 16 条（事業報告書の提出）ではどのようなことが定められていますか。

交付規程第 16 条では、補助事業の完了後 3 年間にわたる事業報告書の提出義務について定めています。この報告は補助金の交付を受けた者の責務となりますので、必ず内容をご確認ください。

事業報告書の提出義務

- ✧ 補助事業者（代表申請者）は、補助事業の完了後、3 年間にわたり、毎年度、事業報告書を提出する義務があります。
- ✧ 事業報告書の提出を怠った場合、交付規程違反となり、補助金の返還を求められる可能性や今後の補助金申請において不利な扱いを受ける可能性があります。

事業報告書の提出方法、報告内容

- ✧ 事業報告書の提出時期が近づくと、例年、環境省の委託先の民間事業者から完了実績報告書に記載された代表申請者の担当者（主担当）に対して、メールにて提出の案内が送付されます。
- ✧ 具体的な提出方法（オンラインシステムでの入力、報告書のアップロードなど）や報告内容の詳細（報告書の様式、記入要領など）については、上記のメールまたは環境省の委託先の民間事業者が作成したウェブサイトに記載される見込みです。
- ✧ 報告にあたっては、完了実績報告書に記載した CO_2削減量の目標値と排出係数の情報が必要になります。
- ✧ その他、設備の稼働状況に関する情報（発電量、稼働時間など）やメンテナンス状況などについてもご報告いただく場合があります。

問 10-9-a. 事業報告書の提出時期と報告対象期間の考え方は何ですか。

報告回数や対象期間の区分を誤ると、追加説明や再提出が必要になる場合があります。本問は QA 問 10-9 の補足です。

事業報告の時期と報告対象期間

以下の例のとおり、事業報告は合計で 3 回必要です。報告期間にご注意ください。

（例）2026 年 12 月に補助事業が完了し、2027 年 1 月から補助対象設備が稼働した場合

- ✧ 第 1 回報告：2028 年 4 月（2027 年 4 月ではない）※完了翌々年の 4 月
  - ➢ 報告対象期間①：2027 年 1 月～2027 年 3 月（3 か月間）
  - ➢ 報告対象期間②：2027 年 4 月～2028 年 3 月（12 か月間）
    - □ 第 1 回報告では上記の①と②の期間について、それぞれ報告が必要です。
- ✧ 第 2 回報告：2029 年 4 月　※完了 3 年後の 4 月
  - ➢ 報告対象期間：2028 年 4 月～2029 年 3 月（12 か月間）
- ✧ 第 3 回報告：2030 年 4 月　※完了 4 年後の 4 月
  - ➢ 報告対象期間：2029 年 4 月～2030 年 3 月（12 か月間）

注意事項

- ✧ 上記の例の場合、第 1 回報告では、3 か月間の報告と 12 か月間の報告をそれぞれ行う必要があります。完了実績報告書に記載した年間 CO_2削減量の目標値との比較が適切にできなくなるため、15 か月分の実績をまとめて報告することは認められません。
- ✧ 年度をまたぐ遅延が発生した場合、例えば 2026 年度に完了する予定だった補助事業が遅延し、2027 年 5 月に完了した場合、第 1 回報告は翌々年度の 4 月、つまり 2029 年 4 月となります。
- ✧ 事業報告書の提出方法や報告内容について不明な点がある場合、メールを送信した環境省の委託先の民間事業者にお問い合わせください。
- ✧ 事業報告書の提出は補助金の交付を受けた事業者の重要な義務です。忘れずに報告するようお願いします。

11. 事後管理・その他

関連する公募要領の参照先：KY 11 章

問 11-1. 補助事業完了後に、太陽電池モジュール（太陽光パネル）やパワーコンディショナーを増設することはできますか。

本補助事業の完了後に、太陽電池モジュールやパワーコンディショナーを増設することは可能です。ただし、以下の 2 つの条件をすべて満たす必要があります。

- ✧ 本補助事業で導入した太陽光発電設備の発電電力量を増設後も個別に把握できること。
  - ➢ 既設設備（本補助事業分）と増設設備の発電量を区分して計測できる必要があります。
- ✧ 本補助事業で導入した設備による自家消費電力量が増設前と比較して著しく減少しないと見込まれること。
  - ➢ 売電を主目的とした増設でないことが、判断基準の一つとなります。

条件を満たさない増設を行った場合

上記の条件を満たさない増設を行った場合（発電量が個別に把握できなくなる場合や、自家消費電力量が著しく減少する場合など）は、補助金の一部または全部の返還を求められることがあります。

問 11-2. 補助対象設備を担保とした資金調達を行うことはできますか。

原則として、資金提供者が補助事業者（代表申請者または共同申請者）に含まれる場合は可能です。補助事業者に含まれない金融機関を相手方とする場合は認められません。

補助事業者に含まれない金融機関の場合

銀行、信用金庫、リース事業者などの金融機関が補助事業者に含まれない場合は、補助対象設備を担保とした資金調達を行うことはできません。

補助対象設備に抵当権などの担保権を設定することは、財産処分（担保提供）に該当し、原則として認められないためです。

補助事業者に含まれる金融機関の場合

資金提供を行う金融機関が補助事業者（代表申請者または共同申請者）に含まれる場合は、補助対象設備の所有権移転や担保設定を伴う資金調達が可能です。

ただし、資金調達を行う場合であっても、補助事業者は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）および交付規程を遵守し、補助事業の実施に対して責任を負う必要があります。

具体的には、以下の義務などが課されます。

- ✧ 補助金の目的外使用の禁止

- ✧ 補助金の返還義務が発生した場合の対応
- ✧ 補助事業に関する書類の整備・保管
- ✧ 会計検査院の実地検査への対応

具体的な資金調達の例としては、以下のようなケースが挙げられます。

- ✧ リースバック
  - ➢ リース事業者が補助事業者に含まれる場合、設備をリース事業者へ売却し、その後リースで借り受けるリースバックが可能です。
- ✧ プロジェクトファイナンス（SPC 活用）
  - ➢ SPC（特別目的会社）のすべての出資者を補助事業者として申請する場合に限り、SPC によるプロジェクトファイナンスが可能です。この場合、SPC 自体は公募要領の事業継続性要件（黒字決算など）を満たしていなくても構いません。

問 11-3. 補助金に関する不正行為にはどのような罰則が適用されますか。

補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、不正受給には 5 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金などの罰則が科されます。

法律の規定

補助金に関する不正行為には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 29 条から第 33 条において、以下の罰則が科されることが規定されています。

- ✧ 5 年以下の懲役もしくは 100 万円以下の罰金、またはその併科（重大な不正行為、第 29 条）
  - ➢ 例：補助金の不正受給を目的として、交付申請書または完了実績報告書に虚偽の内容を記載し、不正な手段により補助金を受給した場合
- ✧ 3 年以下の懲役もしくは 50 万円以下の罰金、またはその併科（補助金の目的外使用、第 30 条）
  - ➢ 本補助金は事業完了後の精算払となるため、本項目には該当しません。
- ✧ 3 万円以下の罰金（軽微な違反、第 31 条）
  - ➢ 例：正当な理由なく補助事業の成果の報告を拒んだ場合

交付決定から完了実績報告までの間、または、補助金交付後、補助対象設備の法定耐用年数の期間において、補助対象設備を補助事業の目的以外に使用した場合、補助金の交付決定の内容や条件に違反した場合、環境省または機構に虚偽の報告を行った場合は、交付決定が取り消しとなり、補助金の一部または全部の返還を求められることがあります（補助金返還に関する規定、第 18 条）。

罰則規定の趣旨

- ✧ これらの罰則規定は補助事業が適正に執行されるために設けられています。
- ✧ 実際の罰則の適用は、個々の事案の内容に応じて判断されます。

【参考情報】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/330AC0000000179

※主な規定内容は以下のとおりです。善管注意義務・用途外使用の禁止（第 11 条）では、補助事業者は法令や交付決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならないと定めています。交付決定の取消・返還（第 17 条・第 18 条）では、用途外使用や法令違反があった場合、各省各庁の長は交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることができると定めています。罰則（第 29 条～第 32 条）としては、不正受給には 5 年以下の拘禁刑もしくは 100 万円以下の罰金（または併科）、用途外使用には 3 年以下の拘禁刑もしくは 50 万円以下の罰金（または併科）、報告義務違反・虚偽報告・検査拒否などには 3 万円以下の罰金が定められています。

問 11-4. 本補助事業で創出される温室効果ガス (CO_2) 排出削減効果（環境価値）を J-クレジット制度に登録することは認められますか。

いいえ、認められません。

本補助金と J-クレジット制度はいずれも温室効果ガスの排出削減を促進するための制度であり、同一の排出削減量に対して両方の支援を受けることは、本補助金の趣旨や J-クレジット制度の原則に反するためです。そのため、本補助事業では、補助事業で導入した設備によって得られた環境価値を J-クレジット制度などで、カーボン・クレジットとして登録することを禁止しています（交付規程第 8 条第 1 項第 15 号）。これは補助金による支援と J-クレジット制度による収益の重複（二重取り）を防ぐための措置です。

登録禁止期間

- ✧ 補助事業者は補助事業により取得した設備について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数期間（太陽光発電設備の場合、法定耐用年数である 17 年間）を経過するまでの間、当該設備から創出される環境価値を J-クレジット制度に登録することはできません。

登録禁止の対象範囲と違反時の対応

- ✧ オンサイト PPA モデルやリースモデルにおいて、需要家に帰属する環境価値についても J-クレジット制度への登録は認められません。
- ✧ 登録禁止期間中に J-クレジット制度に登録した場合や環境価値を譲渡・販売した場合は、補助金の返還を求められる可能性があります。

問 11-5. 本補助事業で創出される環境価値をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。

本補助事業で創出される環境価値（CO_2削減量）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできません。

J-クレジット制度と同様に、補助金による支援とグリーン電力証書による収益が重複することを防ぐための措置です。

グリーン電力証書制度の概要

- ✧ グリーン電力証書制度は、再生可能エネルギーによる発電がもたらす環境価値を実際の電力供給と切り離して証書化し、その証書を取引可能にする制度です。
- ✧ この制度により、直接再生可能エネルギーを利用できない企業や個人でも、環境価値を購入することで環境への貢献を行うことができます。

問 11-6. RE100、再エネ 100 宣言 RE Action、SBT、TCFD、エコ・ファースト制度、デコ活とは、それぞれどのような取り組みですか。

脱炭素経営に関する各イニシアチブ（取り組み）の概要は以下のとおりです。

RE100

- ✧ Renewable Energy 100%（再生可能エネルギー100%）の略称です。
- ✧ 企業が自社の事業で使用する電力を 100%再生可能エネルギーで調達することを目指す国際的なイニシアチブです。

再エネ 100 宣言 RE Action

- ✧ 使用電力の 100%再生可能エネルギーへの転換を目指す日本国内の枠組みです。
- ✧ 企業、自治体、教育機関、医療機関など、規模や業種を問わず幅広い団体が参加可能なイニシアチブです。
  - ➢ 再エネ 100 宣言 RE Action は中小企業や自治体なども参加できますが、RE100 は年間消費電力量が 100GWh 以上（日本企業は 50GWh 以上）などの参加要件があります。

SBT

- ✧ Science Based Targets（科学的根拠に基づく目標）の略称です。
- ✧ 企業が設定する温室効果ガス削減目標が、パリ協定が求める水準（産業革命前からの気温上昇を 2℃より十分下方に抑え、1.5℃に抑える努力をする）と整合していることを国際的なイニシアチブである SBTi が認定する仕組みです。

TCFD

- ✧ Task Force on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）の略称です。
- ✧ G20 の要請を受けて金融安定理事会 (FSB) が設置したタスクフォースによる提言に基づく、企業などにおける気候変動関連の財務情報開示の枠組みです。
- ✧ 気候変動が事業に与える影響（リスクと機会）を分析し、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の 4 つの項目について開示を推奨しています。

エコ・ファースト制度

- ✧ 企業が環境大臣に対し、自らの環境保全に関する取り組みを約束する制度です。
- ✧ その取り組みが先進的、独自的で、かつ業界をリードする事業活動である場合に環境大臣が認定します。

デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

- ✧ 2050 年カーボンニュートラルおよび 2030 年度削減目標の実現を目指し、政府が主導する国民運動です。
- ✧ 国民・消費者の脱炭素型の行動変容とライフスタイル変革を促進する取り組みです。
- ✧ 企業だけでなく、あらゆる立場の人々が参加できる運動です。

※各イニシアチブの詳細は、それぞれの公式ウェブサイトをご参照ください。

問 11-6-a. RE100 などのイニシアチブとストレージパリティ事業との関連は何ですか。

各イニシアチブに取り組む企業は、以下のとおり本補助事業を活用・アピールできます。

各イニシアチブとストレージパリティ事業との関連性

- ✧ RE100 や再エネ 100 宣言 RE Action に参加する企業が事業で使用する再生可能エネルギー電力を調達する手段として、本補助事業を活用できます。
- ✧ SBT で野心的な排出削減目標を設定した企業がその目標達成に向けた具体的な施策として、本補助事業を活用できます。
- ✧ TCFD に基づく情報開示を行う企業が気候変動対策への取り組みを示す具体的な事例として、本補助事業による設備導入とその効果をアピールできます。
- ✧ エコ・ファースト企業が環境保全に関する先進的・独自的な取り組みの一環として、本補助事業を活用して太陽光発電設備などを導入できます。エコ・ファースト制度において、本補助事業の活用状況や導入効果をアピールすることも可能です。
- ✧ デコ活で提唱されているライフスタイル変革に貢献する製品やサービスを提供する企業が本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を利用して、より環境負荷の少ない製品の開発・導入を進めることができます。

詳細な参考情報は、QA 13.1 節 を参照してください。

問 11-7. 圧縮記帳などの税務上の特例の活用はできますか。

はい、本補助金を受領した場合は、税務上の特例である圧縮記帳などの適用を受けることができます。ただし、適用にあたっては一定の要件があるため、注意してください。

圧縮記帳などの概要

国庫補助金等で取得した固定資産については、以下の法律に基づき、一定の要件を満たす場合に限り

税務上の特例が設けられています。この特例を適用することで、補助金により得た利益に対する課税を一時的に繰り延べることができます。

- ✧ 「所得税法」第 42 条：国庫補助金等の総収入金額不算入
- ✧ 「法人税法」第 42 条：国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入

具体的には、本補助金を活用して太陽光発電設備などの固定資産を取得した場合、一定の要件の下で圧縮記帳を選択することで、導入年度の税務上の負担を軽減できる可能性があります。

確認先

圧縮記帳などの規定の適用を受けることを検討される場合は、税理士、公認会計士、所轄の税務署などに確認してください。

税務上の特例の対象範囲

- ✧ 固定資産の取得に充てるための補助金などは税務上の特例の対象となり得ます。例えば、太陽光発電設備の購入費用に充当される本補助金は、圧縮記帳の対象となる可能性があります。
- ✧ 経費補填の補助金などは、税務上の特例の対象となりません。例えば、設置後のメンテナンス費用や運営費用に充当される補助金がある場合、一般的に圧縮記帳の対象とはなりません。

関係法令や税務上の取扱いに関する参考情報は、QA 13.1 節 を参照してください。

問 11-8. 中小企業経営強化税制（即時償却を含む）の活用は認められますか。

本補助金の活用と、中小企業経営強化税制（即時償却を含む）の適用を併用することに制限はありません。

確認先

国の補助金と税制措置の併用に関する具体的な活用方法や適用要件については、以下の専門家などに確認してください。

- ✧ 税理士
- ✧ 公認会計士
- ✧ 所轄の税務署

中小企業経営強化税制の概要

- ✧ 中小企業経営強化税制は、中小企業者が一定の要件を満たす設備などを取得した場合に、特別償却または税額控除が認められる制度です。即時償却は特別償却の一つで、取得価額の全額をその事業年度に損金算入できる制度です。
- ✧ 本補助金の対象となる設備が中小企業経営強化税制の対象となる設備の種類や要件に合致するかどうかを確認する必要があります。
- ✧ 中小企業経営強化税制の適用を受けるためには、税務署への届出などの手続きが必要です。

- ✧ 本補助金と中小企業経営強化税制を併用する場合は、それぞれの制度の適用要件を満たす必要があります。
- ✧ 税制に関する判断は専門的な知識を要するため、必ず専門家に相談してください。

【参考情報】

「No.5434　中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」（国税庁）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm

※中小企業者等が、2027 年 3 月 31 日までに特定経営力向上設備等を取得した場合、機械装置等については即時償却（取得価額の全額償却）または税額控除（資本金 3,000 万円以下は 10%、3,000 万円超は 7%）を選択適用できる制度です。ただし、特定の建物および附属設備については特別償却（15%・25%）または税額控除（1%・2%）となります。

問 11-9. 交付された補助金は課税対象になりますか。

国の補助金は、一般的に受け取る側の法人または個人の事業所得として認識されるため、法人税または所得税の課税対象となる可能性があります。

一方、消費税については、国の補助金は対価性がない取引として扱われるため、原則として課税対象とはなりません（不課税取引）。

確認先

補助金の具体的な会計処理や税務上の取り扱い、課税対象となるか否かの判断については、以下の専門家などに確認してください。

- ✧ 税理士
- ✧ 公認会計士
- ✧ 所轄の税務署

補助金受領時の税務上の取扱い

- ✧ 法人税の原則：交付された補助金は事業年度の益金（収入）に算入されます。
- ✧ 所得税の原則：個人事業主が受け取った補助金は事業所得の収入として扱われます。
- ✧ 消費税の原則：補助金は事業者が事業として行う資産の譲渡や役務の提供の対価に該当しないため、不課税取引となります。
- ✧ 圧縮記帳との関連：圧縮記帳を適用した場合、一時的に課税を繰り延べることができます。

問 11-10. 車載型蓄電池を補助対象設備として申請する場合、エコカー減税の活用は認められますか。

本補助事業では、車載型蓄電池の申請においてエコカー減税を活用することに制限はありません。

本補助事業で導入する車載型蓄電池が搭載された車両を新たに購入する場合、その車両がエコカー減税の対象要件を満たしていれば、減税の適用を受けることが可能です。

確認先

制度を活用する場合、またはエコカー減税の適用要件や手続きについて不明な点がある場合は、以下の専門家などに確認してください。

- ✧ 税理士
- ✧ 公認会計士
- ✧ 所轄の税務署

エコカー減税の概要

- ✧ エコカー減税は、環境性能に優れた自動車の普及を促進するために設けられた税制優遇措置です。自動車重量税や環境性能割（旧：自動車取得税）が軽減されます。
- ✧ エコカー減税の対象となるのは、一定の燃費基準や排出ガス基準を満たす自動車です。車載型蓄電池単体ではエコカー減税の対象とはなりません。
- ✧ エコカー減税の適用を受けるためには、自動車の新規登録時などに所定の手続きが必要です。
- ✧ 補助金の申請とエコカー減税の適用はそれぞれ独立した制度であり、相互に影響を与えるものではありませんが、併用するためには両制度の要件を満たす必要があります。
- ✧ 税制に関する情報は変更される可能性があるため、最新の情報をご確認ください。
- ✧ ご自身の状況に合わせて、自動車販売店にも相談することをお勧めします。

問 11-11. CO_2削減量の実績値が目標値を下回る場合、どのような対応が必要ですか。

CO_2削減量の実績値が目標値を継続的に下回る場合は、設備の運用方法の見直し、保守点検の実施、運用体制の改善などの対応が必要です。

CO_2削減量の実績値が目標値を下回る場合の対応

太陽光発電設備などの稼働後、CO_2削減量の実績値が目標値（完了実績報告書に記載した値）を下回る状態が続く場合は、以下の対応を行ってください。

- ✧ 設備の運用方法の見直し：蓄電池の充放電設定の最適化、負荷調整など、設備の効率的な運用方法を改めて検討し、必要に応じて見直しを行ってください。
- ✧ 設備の保守点検の実施：定期的な清掃、点検、故障箇所の早期発見と修理など、設備の性能を維持するための保守点検を徹底してください。
- ✧ 運用体制の改善：設備の運転・管理を担当する人員の教育、連携体制の強化、記録管理の徹底など、組織的な運用体制の改善を図ってください。
- ✧ その他、必要な改善措置の実施：上記以外にも、CO_2削減量の増加に資する具体的な対策を検討し、実施してください。例えば、蓄電池の追加設置、エネルギーマネジメントシステム (EMS) の導入などが考えられます。

改善が見られない場合の措置

上記のような対応を行っても CO_2削減量の改善が見られない場合、機構および環境省は以下の措置をとることがあります。

- ✧ 改善計画書の提出要請：CO_2削減量の現状分析、目標達成に向けた具体的な改善策、実施時期、責任者などを明記した改善計画書の提出を求めることがあります。計画書には、未達の原因分析や実現性の高い具体的な対策を盛り込む必要があります。
- ✧ 現地調査の実施：設備の設置状況、運用状況、保守管理状況などを確認するため、機構の担当者が現地調査を実施することがあります。調査の際には、改善状況や課題についてのヒアリングを行いますのでご協力ください。
- ✧ 補助金の返還命令：目標値と実績値に大幅な乖離が見られる場合、改善の意思が見られない場合、または改善計画の実行が著しく遅延している場合などについては、交付規程に基づき、交付決定の取消と補助金の一部または全部の返還を命じることがあります。
  - ➢ これは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 11 条第 2 項に規定される間接補助事業者の善良な管理者の注意義務に基づくものです。同義務を怠ったことにより補助事業の目的を達成できない場合、法令違反となり、同法第 17 条第 2 項の規定により交付決定が取り消される場合があります。

CO_2削減量の目標値の算出方法は、QA 問 9-9 を参照してください。

【参考情報】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/330AC0000000179

※補助事業者等は、法令や交付決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければなりません（善管注意義務）。また、補助金を他の用途に使用してはなりません（第 11 条）。

補助金の他の用途への使用や法令違反があった場合、各省各庁の長は交付決定を取り消すことができます（第 17 条）。

問 11-12. 補助事業の実施に関する書類の保存期間は何年間ですか。

補助事業に関する書類（申請書類、機構からの通知文書、収支に関する帳簿など）は、以下のいずれか長い期間、保存する義務があります。

- ✧ 事業完了日（中止・廃止の承認日を含む）の属する年度の終了後 5 年間
- ✧ 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでの期間

例えば太陽光発電設備の法定耐用年数が 17 年の場合、補助事業の実施に関する書類を 17 年間保存する必要があります。

→ 法定耐用年数の詳細は QA 問 5-7 を参照してください。

問 11-13. 会計検査院による検査とは、どのようなものですか。

補助金の交付を受けた後、事業完了日の属する年度の終了後 5 年間（目安）は、会計検査院による実地検査（事務所や事業実施場所への訪問検査）の対象となることがあります。

日程の調整が困難な場合は、書面検査（完了実績報告書などを提出することによる書面の検査）となる場合があります。

補助事業者（代表申請者および共同申請者）は、この期間中に会計検査院から帳簿や証拠書類の提示を求められた際、いつでも閲覧できるように書類を保管しておく必要があります。

会計検査院から当機構に実地検査を実施する旨の連絡があった場合、機構から代表申請者に連絡しますので、適宜対応してください。

検査の対象となった場合

- ✧ 検査の対象となった場合は、補助事業者として誠実に対応してください。
- ✧ 検査の終了後、補助事業者は検査の概要を書面で機構に報告する義務があります。
- ✧ 検査の箇所は、検査対象の重要性・金額・過去の検査結果などを考慮して選定されます。
- ✧ 検査の結果、申請内容の誤りによる補助金の過大な交付や補助金の目的外使用などが判明し、補助金の返還命令などの指示があった場合は、従う必要があります。

【参考情報】

「会計検査院について」（会計検査院）

https://www.jbaudit.go.jp/jbaudit/position.html

※会計検査院は、国が補助金等の財政援助を与えているものの会計などの検査を行う憲法上の独立した機関です。

「会計検査に関する活動」（会計検査院）

https://www.jbaudit.go.jp/effort/operation/index.html

※会計検査院は、国から財政援助を受けて事業を実施している団体等についても、補助金などが適正に使われているかどうかを実地に検査しています（実地検査）。

「日本国憲法」（1946 年公布）第 90 条

https://laws.e-gov.go.jp/law/321CONSTITUTION

「会計検査院法」（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条・第 21 条（検査の基本原則・決算の確認）、第 22 条・第 23 条（検査の範囲・補助金受給団体等への検査）

https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000073

問 11-14. ◎補助事業による取得財産等の管理および処分について、どのような点に留意するべきですか。

補助事業により取得した、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」）については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 11 条および交付規程に基づき、以下の点に留意して適切に管理してください。

- ✧ 補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理すること（善管注意義務）。
  - ➢ 単に設備を物理的に維持・破損を防ぐだけではなく、設備導入の目的に沿って運用・管理するという、高度な注意を払う義務を意味します。
- ✧ 補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図ること。

用語の説明

財産処分に関する用語の説明は以下のとおりです。

- ✧ 転用：取得財産等の所有者を変更せずに、補助金の交付目的とは異なる用途に使用すること（目的外使用）。
- ✧ 譲渡：有償または無償で取得財産等を他者に譲り渡すこと（所有者の変更）。
- ✧ 交換：取得財産等と他者が所有する同種または異種の財産とを交換すること。
- ✧ 貸し付け：有償または無償で取得財産等の所有者の変更を伴わずに使用者を変更すること。
- ✧ 担保提供：取得財産等に対し、金融機関から融資を受けるための担保として、抵当権やその他の担保権を設定すること。
- ✧ 取り壊し：取得財産等が施設の場合、その使用をやめ、解体・撤去すること。
- ✧ 廃棄：取得財産等が設備の場合、その使用をやめ、廃棄処分をすること。

財産処分の注意点

- ✧ 法定耐用年数（例：太陽光発電設備の場合は 17 年）を経過していない取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸し付け、担保提供、取り壊し、廃棄のいずれかに該当）する場合は、事前に機構および環境大臣の承認が必要です。
- ✧ 財産処分を行う内容によっては、補助金の一部または全部の返還を求められる場合があります。
- ✧ 補助対象設備を法定耐用年数の期間内に有償譲渡する場合は、原則として補助金の返還が必要です。
- ✧ 無償譲渡など、処分の内容によっては補助金の返還が例外的に不要となるケースもあります。
- ✧ 補助金の返還額は、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日環境会発第 080515002 号）に基づき算定します。この基準には、経過年数や処分価格などを考慮した補助金の返還額の算定方法が定められています。

財産処分の手続きの流れと実務上の注意点は、QA 問 11-14-a を参照してください。

問 11-14-a. 財産処分の手続きはどのように行いますか。また、補助対象設備の管理上の注意点は何ですか。

財産処分の手続きは、「事前相談」→「処分承認」→「処分実施」の順で進めてください。環境大臣の処分承認まで約 2 か月を見込む必要があります。

財産処分の手続き

- ✧ 財産処分を行う際は、必ず事前に機構へ相談してください。事後報告となった場合は、原則として交付決定取消しおよび補助金全額返還の対象となります。悪質性が高い場合は加算金が発生します。

✧ 機構への相談から環境大臣の処分承認まで、約 2 か月を見込んでください。年度末などの繁忙期は、さらに時間を要する場合があります。

その他

✧ 補助対象設備の法定耐用年数の期間中、機構は必要に応じて、書類の提出要請や現地調査を実施し、取得財産等の管理状況などを確認することがあります。その際はご協力をお願いします。

✧ 自然災害（台風、水害、地震など）によって設備が損壊・滅失した場合でも、善管注意義務は免除されません。設備を漫然と放置せず、速やかに機構へ状況を報告し、必要に応じて修理や財産処分（廃棄・取り壊しなど）の手続きについて確認・実施してください。

【参考情報】

「民法」（明治 29 年法律第 89 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089

※現在の法定利率は年 3 パーセントです。3 年ごとに市中金利に連動して見直される変動制が採用されています（第 404 条）。なお、2026 年 4 月以降も年 3%に据え置かれています。

「財産処分の手続きについて」（環境省）

https://www.env.go.jp/earth/ondankabiz_localzaisansyobun.html

※「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日環境会発第 080515002 号）：有償譲渡や目的外使用などの財産処分を行う場合、原則として国庫補助相当額の返納（財産処分納付金）が必要です。納付額の算定方法は、経過年数や処分価格などに基づくことが規定されています。

問 11-15. ●一般的にパワーコンディショナーの製品寿命は 10 年程度ですが、交換する際、補助金の返還が発生しますか。その他の機器を交換・修理する場合は、どのように対応すればよいですか。

所定の条件をすべて満たし、事前に機構の承認を得ている場合は、原則として補助金の返還は不要です。パワーコンディショナー以外の機器の交換・修理についても、理由にかかわらず事前相談が必要です。

補助金返還の要否と交換・修理の事前相談

✧ 製品寿命によるパワーコンディショナーの交換など、以下の条件をすべて満たす場合、原則として補助金の返還は不要です。ただし、状況により判断が異なるため、必ず事前に機構へ相談してください。

- ➢ 交換後も引き続き補助事業の目的に沿って、太陽光発電設備を使用すること。
- ➢ 機器の交換前に機構に相談し、承認を得ていること。
- ➢ その他、機構が提示する条件を満たすこと。

✧ パワーコンディショナー以外の機器（太陽電池モジュール、定置用蓄電池など）を交換・修理する場合も、理由（寿命、故障など）にかかわらず、必ず事前に機構へ相談し、承認を得てください。緊急時（災害など）を除き、事後報告は認められません。

✧ 事前相談は、原則として交換・修理予定時期の 1 か月前までに行ってください。

✧ 事前相談時には、交換前後の機器情報（型式、メーカー名など）、交換後の仕様書、交換理由、および補助事業の要件を引き続き満たすことを説明する資料を提出してください。

処分制限期間中の機器交換と報告

✧ 処分制限期間中に不測の事態（故障交換、災害破損など）が発生した場合は、必ず事前に機構へ報告し、手続きを確認してください。

✧ 設備が物理的に存在していても、「通信などの不具合で発電データを記録・管理していない」「不具合を漫然と放置し、発電効率が著しく落ちている」などの状態は、善管注意義務違反に問われる可能性があります。日常的な管理と異常時の速やかな対応を徹底してください。

✧ 法定耐用年数経過後の機器交換については、原則として報告不要です（例：蓄電池は 6 年経過後）。

✧ 定期メンテナンスの報告は不要です。

✧ 会計検査院の実地検査に備え、適切な対応の証拠として資料を保管してください。

問 11-15-a. 補助対象設備の交換・修理後に報告が必要な事項は何ですか。

交換・修理後は、機構の指示に従い、工事報告書・工事前後の機器の写真・工事完了後の単線結線図・配置図・機器の性能を確認できる資料などを速やかに提出してください。

交換・修理の実施後の報告

✧ 交換・修理後は、機構の指示に従い、速やかに必要書類を提出してください。

✧ 主な提出書類は以下のとおりです。

➢ 工事報告書

□ 交換・修理の理由、機器の型式（交換前後）、工事日などを記載してください。5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）が明確であれば、一般的な様式で構いません。

➢ 工事前後の機器の写真

□ 各機器について、銘板（メーカー名、型番、仕様、数量）が確認できる拡大写真と、設置状況が分かる全景写真を提出してください。

□ 同一型番の機器が複数ある場合は、1 台ずつ、または数量が確認できるようにまとめて撮影してください。

□ 文字が判読できるよう、影や天候に注意し、鮮明な写真を撮影してください。

□ 写真は Excel などの台紙（様式任意）に貼付して提出してください。画像データ（JPEG など）のみの提出は不可です。

□ 台紙には写真番号、機器名称、撮影場所、撮影日を記載してください。必要に応じて複数の角度からの写真も添付してください。

- □ 撮影場所や日時を記載した黒板の使用は必須ではありませんが、撮影情報の管理を徹底してください。

- 工事完了後の単線結線図
- 工事完了後の配置図
  - □ 完了実績報告書提出時の図面から変更がある場合は提出してください。
- 工事完了後の機器の性能を確認できる資料
  - □ 例：発電実績、試験成績書、性能証明書など
  - □ 太陽光発電設備の場合、発電開始月から工事完了 1 か月後までの発電実績と、完了実績報告書の目標値を比較した表（Excel など、様式自由）を提出してください。発電量が回復していることを確認します。
  - □ 制御システムや管理ソフトの発電量画面のスクリーンショットなども有効です。

12. 別表

関連する公募要領の参照先：KY 12 章

問 12-1. ●ストレージパリティ事業の補助金の交付額はどのように算出されますか。

補助金の交付額は、公募要領「別表第 1」に基づき算出されます。

以下に計算例を示します。これらは目安であり、実際の交付額は申請内容により異なります。

計算例 1：オンサイト PPA モデル

- ✧ 導入設備
  - ➢ 太陽光発電設備：パワーコンディショナーの定格出力 100kW
  - ➢ 定置用蓄電池（業務・産業用）：容量 30kWh（補助対象経費 315 万円）
- ✧ 交付額（概算）
  - ➢ 太陽光：100kW × 5 万円/kW = 500 万円
  - ➢ 蓄電池：315 万円 × 1/3 = 105 万円（上限：30kWh × 3.9 万円 = 117 万円）
  - ➢ 合計：500 万円 + 105 万円 = 605 万円

計算例 2：自己所有モデル

- ✧ 導入設備
  - ➢ 計算例 1 と同じ
- ✧ 交付額（概算）
  - ➢ 太陽光：100kW × 4 万円/kW = 400 万円
  - ➢ 蓄電池：315 万円 × 1/3 = 105 万円（上限：30kWh × 3.9 万円 = 117 万円）
  - ➢ 合計：400 万円 + 105 万円 = 505 万円

太陽光発電設備の交付額

- ✧ 原則としてパワーコンディショナーの定格出力により決定されます。
- ✧ 補助対象経費が基準額を上回る場合、経費が増加しても交付額は増えません（定額補助の性質）。
- ✧ 補助対象経費が 0 円の場合は、補助金は交付されません。

定置用蓄電池の交付額

- ✧ 補助対象経費（税抜）の 1/3 で算定した額と、蓄電池容量に基づく算定額を比較し、低い方の額が交付額の基礎となります。
- ✧ 2026 年度の容量ベース上限額：

- 業務・産業用：3.9 万円/kWh
- 家庭用：3.8 万円/kWh

✧ 区分の定義（製品単位の蓄電池容量で判定）：

- 業務・産業用：20kWh 超
- 家庭用：20kWh 以下
  - □ 容量が 20kWh ちょうどの場合は家庭用（20kWh 以下）に該当します。
  - □ 計算例の 30kWh 製品は「業務・産業用」に該当します。

正確な算出

✧ 正確な金額は、応募様式 (Excel) に入力して算出してください。

問 12-2. 本補助金の交付額はどのような上限額や下限額が規定されていますか。

公募要領「別表第 1」第 4 欄「交付額の算定方法」に基づき、1 申請あたりの補助金交付額（補助金所要額）には以下の上限額が設定されています。

交付額の上限

✧ 太陽光発電設備：2,000 万円

✧ 定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備の合計：4,000 万円

✧ 全体の上限額：6,000 万円

交付額は、補助金基準額そのものではなく、補助金基準額などから算定した額に上記の上限額を適用して決まります。以下では、上限額のかかり方を示すために、補助金基準額が上限額を超える場合と超えない場合の例を示します。

計算例 1：上限額が適用されるケース

導入内容：

✧ 太陽光発電設備の補助金基準額：2,000 万円を超える額

✧ 定置用蓄電池の補助金基準額：4,000 万円を超える額

算定結果：

✧ 太陽光発電設備：2,000 万円（上限額適用）

✧ 定置用蓄電池：4,000 万円（上限額適用）

✧ 補助金交付額：6,000 万円（2,000 万円＋4,000 万円、全体の上限額適用）

計算例 2：複数の設備を組み合わせるケース

導入内容：

✧ 太陽光発電設備の補助金基準額：2,000 万円を超える額

✧ 定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備の補助金基準額の合計：2,400 万円

算定結果：

✧ 太陽光発電設備：2,000 万円（上限額適用）

✧ 蓄電池などの合計：2,400 万円（上限 4,000 万円以下なのでそのまま適用）

✧ 補助金交付額：4,400 万円（2,000 万円＋2,400 万円）

下限額と設備要件

補助金額としての下限額は設定されていません。ただし、戸建て住宅を除き、以下の設備要件（下限値）を満たす必要があります。

✧ 太陽光発電設備：太陽電池出力が 10kW 以上であること

✧ 定置用蓄電池：蓄電池容量が 20kWh 以上であること

※各補助対象設備の補助金基準額の算定方法は、以降の Q&A を参照してください。

問 12-3. ◎公募要領「別表第 1」に基づく太陽光発電設備の補助金基準額はどのように算定しますか。

太陽光発電設備の補助金基準額は、太陽電池出力 (kW) に単価を乗じて算定します。単価は、自己所有・その他の PPA/リースが 4 万円/kW、オンサイト PPA モデルまたはリースモデルが 5 万円/kW、戸建て住宅が 7 万円/kW です。交付上限額については、KY 7 章 および QA 問 12-2 を参照してください。

ここで用いる「太陽電池出力」は、以下の A と B を比較し、小さい方の値を採用します（小数点以下切り捨て）。

✧ A：太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値

✧ B：パワーコンディショナーの定格出力の合計値

➢ 設定により出力を抑制する場合は、その抑制後の出力値を用います。

パワーコンディショナーの扱いに関する注意点

✧ ハイブリッドパワーコンディショナー（太陽光・蓄電池共用）：

➢ 定格出力は太陽電池出力の算定（B の値）に含まれます。

✧ 蓄電池専用パワーコンディショナー：

➢ 太陽電池出力の算定には含まれません。

計算例 1：オンサイト PPA モデルまたはリースモデル（単価 5 万円/kW）

✧ A（モジュール合計）：280kW（400W/枚×700 枚）

✧ B（パワーコンディショナー（以下「PCS」という）合計）：250kW（50kW/台×5 台）

✧ 太陽電池出力：250kW（280kW と 250kW の小さい方）

✧ 補助金基準額は、250kW × 5 万円/kW で算定します。

計算例 2：自己所有モデル（単価 4 万円/kW）

✧ A（モジュール合計）：120kW（300W/枚×400 枚）

✧ B（PCS 合計）：100kW（50kW/台×2 台）

✧ 太陽電池出力：100kW（120kW と 100kW の小さい方）

✧ 補助金基準額は、100kW × 4 万円/kW で算定します。

※具体的な金額は、応募書類の様式（Excel ファイル）に入力して算出してください。

問 12-4. 太陽光発電設備や定置用蓄電池の補助金基準額に設置工事費相当額として 10 万円が加算されますか。

いいえ、加算されません。

本補助金（令和 7 年度補正予算）では、太陽光発電設備または定置用蓄電池の補助金基準額について、設置工事費相当額としての 10 万円の加算は行いません。

→ 基準額の算定方法については、太陽光発電設備は QA 問 12-3、定置用蓄電池は QA 問 12-5 を参照してください。

問 12-5. ◎公募要領「別表第 1」に基づく定置用蓄電池の補助金基準額はどのように算定しますか。

定置用蓄電池の補助金基準額は、「容量ベースの算定額」と「経費ベースの算定額（補助対象経費の 1/3）」を比較し、低い方の金額となります。

蓄電池容量の算出方法

算定に用いる蓄電池容量は、kWh 単位で小数点第 2 位以下を切り捨てた値（小数点第 1 位までの値）とします。

✧ 蓄電池容量 (kWh) = モジュール定格容量 (Ah) × 公称電圧 (V) × モジュール個数 ÷ 1,000

計算例 1：業務・産業用（容量 20kWh 超）

条件：

✧ 蓄電池容量：200kWh（1 台）

✧ 補助対象経費：2,100 万円（税抜・工事費込み）

✧ 基準単価：3.9 万円/kWh（2026 年度）

算定手順： 1. 容量ベース：200kWh × 3.9 万円/kWh = 780 万円 2. 経費ベース：2,100 万円 × 1/3 = 700 万円 3. 補助金基準額：780 万円と 700 万円の低い方 = 700 万円

計算例 2：家庭用（容量 20kWh 以下）

※戸建て住宅以外で、複数台設置して合計 20kWh 以上の要件を満たす場合

条件：

- ✧ 蓄電池容量：10kWh（2 台、合計 20kWh）
- ✧ 補助対象経費：300 万円（税抜・工事費込み）
- ✧ 基準単価：3.8 万円/kWh（2026 年度）

算定手順： 1. 容量ベース：20kWh × 3.8 万円/kWh = 76 万円 2. 経費ベース：300 万円 × 1/3 = 100 万円 3. 補助金基準額：76 万円と 100 万円の低い方 = 76 万円

目標価格について

定置用蓄電池の 1kWh あたりの価格が目標価格を超える場合でも、補助金は交付されます（目標価格以下であることは要件ではありません）。

公募ごとに基準額が変更となる可能性があります。最新の公募資料で適用される年度の目標価格と基準額を確認してください。

問 12-6.「公称電圧」とは何ですか。

「公称電圧」とは、電池の特性を表すための「標準的な電圧の値」のことです。

電池の電圧は、満充電のときは高く、使うにつれて徐々に下がっていきます。公称電圧は、その電池が通常使用される範囲での平均的な電圧を示す目安の値です。

確認方法

製品カタログや仕様書に記載されている電圧値（定格電圧）が、一般的に公称電圧にあたります。補助金基準額の算定（kWh 換算）には、この値を使用してください。

リチウムイオン電池の例

- ✧ 満充電時：約 4.2V
- ✧ 公称電圧：約 3.7V（平均的な動作電圧）
- ✧ 放電終止時：約 2.5V～3.0V（これ以上使用すると電池が劣化する電圧）

問 12-7. 公募要領「別表第 1」に基づく車載型蓄電池の補助金基準額はどのように算定しますか。

車載型蓄電池 (EV・PHV) の補助金基準額は、「容量ベースの算定額」と「CEV 補助金の上限額」を比較し、低い方の金額となります。

算定手順

- ✧ 容量ベースでの算定

- 計算式：蓄電池容量 (kWh) × 1/2 × 4 万円/kWh

✧ CEV 補助金上限額との比較

- 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（CEV 補助金）の「銘柄ごとの補助金交付額」と比較します。

✧ 基準額の決定

- 上記 1 と 2 のうち、低い方の金額を補助金基準額とします。

計算例

条件：

✧ 車種：蓄電池容量 40kWh の EV

✧ CEV 補助金の交付額：78 万円

算定： 1. 容量ベース：40kWh × 1/2 × 4 万円/kWh = 80 万円 2. CEV 補助金上限：78 万円 3. 基準額：78 万円（80 万円と 78 万円の低い方）

対象車両と補助金併用の制限

✧ 補助対象となる車種は、最新の CEV 補助金の補助対象車両に限ります。

✧ 同一の車両に対して、CEV 補助金と本補助金を併用することはできません。

問 12-8. 公募要領「別表第 1」に基づく充放電設備の補助金基準額はどのように算定しますか。

充放電設備 (V2H) の補助金基準額は、「A. 機器費」と「B. 設置工事費」のそれぞれの基準額を算出し、合算します。

A. 機器費の基準額

見積書に記載された機器費（税抜）に補助率を乗じた額と、経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（CEV 補助金）の上限額を比較し、低い方を採用します。

✧ 補助率：

- 公共施設・災害拠点：1/2
- 上記以外（民間企業など）：1/3

✧ 上限額：最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」

B. 設置工事費の基準額

見積書に記載された設置工事費（税抜）と、以下の定額（上限額）を比較し、低い方を採用します。

✧ 公共施設・災害拠点：95 万円（定額）

✧ 上記以外（民間企業など）：15 万円（定額）

計算例：民間工場（公共施設・災害拠点以外）の場合

条件：

- ✧ 見積金額：機器費 60 万円、設置工事費 10 万円
- ✧ CEV 補助金上限額：30 万円

算定手順： 1. 機器費の基準額（A）

- ✧ 60 万円 × 1/3 = 20 万円
- ✧ CEV 上限（30 万円）と比較 → 低い方の 20 万円を採用
- ✧ 設置工事費の基準額（B）
  - ➢ 実費 10 万円と上限 15 万円を比較 → 低い方の 10 万円を採用
- ✧ 合計基準額
  - ➢ 20 万円（A）+ 10 万円（B）= 30 万円

対象機器と補助金併用の制限

- ✧ 対象機器は、最新の CEV 補助金の「補助対象 V2H 充放電設備一覧」に記載されたものに限ります。
- ✧ CEV 補助金との併用はできません。

問 12-9. ハイブリッドタイプ（太陽光発電設備と蓄電システムのパワーコンディショナーが一体型）の製品の場合、定置用蓄電池の補助金基準額はどのように算定しますか。

ハイブリッドタイプ（太陽光・蓄電池一体型 PCS）の場合、定置用蓄電池の補助金基準額を算定する際、蓄電池の見積価格から「パワーコンディショナー相当分」を控除して計算します。

これはパワーコンディショナー部分の費用が太陽光発電設備の補助対象経費としても考慮されるため、蓄電池の費用評価（目標価格との比較など）において重複を避けるための措置です。

パワーコンディショナー相当分の控除方法

- ✧ 見積書に金額が明記されている場合：その金額を控除
- ✧ 見積書に明記されていない場合：以下の式で算出した額を控除
  - ➢ 控除額 = ハイブリッド PCS の定格出力 (kW) × 2 万円/kW

計算例

導入内容：

- ✧ ハイブリッド PCS 定格出力：5.5kW
- ✧ 蓄電池容量：10kWh（家庭用）

✧ システム見積価格：170 万円（税抜・工事費込、PCS 含む）

算定手順： 1. PCS 相当分の控除額

✧ 5.5kW × 2 万円/kW = 11 万円

✧ 控除後の蓄電池価格

➢ 170 万円 − 11 万円 = 159 万円

✧ 補助金基準額の算定（経費ベース）

➢ 159 万円 × 1/3 = 53 万円

➢ 容量ベース（10kWh × 3.8 万円 = 38 万円）と比較し、低い方の 38 万円とします。

控除の適用範囲と定格出力の扱い

✧ この控除は、定置用蓄電池の基準額算定（経費ベースの計算や目標価格の確認）においてのみ行います。太陽光発電設備の基準額算定には関係ありません。

✧ ハイブリッド PCS の定格出力は、太陽光発電設備の補助金基準額（太陽電池出力）の算定にも使用されます（QA 問 12-3 参照）。

13. 外部参考情報・改訂履歴

13.1 外部参考情報（URL 一覧）

関係法令や制度に関する参考情報については、以下の各項目を参照してください。

13.1-a 問 4-4（オンサイトの例外的な取り扱いに関する制度上の参考情報）

オンサイトの例外的な取り扱いを検討する際は、電気事業法上の需要場所の取り扱いや道路占用の要否を事前に確認してください。関連する参考情報および URL については、以下を参照してください。

【参考情報】

電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 3 条第 3 項

https://laws.e-gov.go.jp/law/407M50000400077/

※「特例需要場所」として「一の需要場所」とみなされるには、次の 4 要件をすべて満たす必要があります。①一般送配電事業者の検針・保安業務のための立入りが容易であること、②原需要場所の電気工作物と電気的接続を分離し、保安上の支障がないこと、③配線工事などの費用は電気の使用者または小売電気事業者が負担すること、④一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を著しく阻害しないこと。

「特例需要場所及び複数需要場所を 1 需要場所とみなすことに関する Q&A」（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/index.html

「複数需要場所を 1 需要場所とみなすことについて」（資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/q14.html

「道路占用制度」（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/road/senyo/01.html

※公道を横断する自営線の敷設には道路占用許可が必要です。

13.1-b 問 5-2-b（太陽光発電設備の設計・施工・維持管理）

太陽光発電設備の設計・施工・維持管理に関する参考情報については、以下を参照してください。

【参考情報】

「太陽光発電の導入支援サイト」（環境省）

https://www.env.go.jp/earth/post_93.html

「太陽電池発電設備を設置する場合の手引き」（経産省）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/taiyoudenchi.html

「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」（令和 8 年、環境省）

https://www.env.go.jp/content/000390799.pdf

「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和 2 年、環境省）

https://www.env.go.jp/press/files/jp/113712.pdf

「戸建住宅の太陽光発電システム設置に関する Q&A」（令和 5 年、環境共生住宅推進協議会）

https://www.kkj.or.jp/contents/build_hojyojigyo/report/R04_PVset_qa.pdf

「太陽光発電設備に係る防火安全対策の指導基準」（東京消防庁）

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/kouhyou/kijun/shidoukijun.html

「太陽光発電の直流電気安全のための手引き 第 2 版」（2019 年、産総研）

https://unit.aist.go.jp/rpd-envene/PV/ja/service/PV_Electrical_Safety/Technical_Information_on_PV_Electrical_Safety2(AIST2019).pdf

「太陽光発電システム保守点検ガイドライン 第 2 版」（2019 年、JEMA・JPEA）

https://pita.or.jp/wp-content/uploads/2020/01/f8d37a11f07c47aa7728200bc0e30b7e.pdf

「反射光トラブル防止について」（2010 年、太陽光発電協会）

https://www.jpea.gr.jp/wp-content/themes/jpea/pdf/revention_reflection.pdf

電気保安協会全国連絡会

https://denkihoan.org/

「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」（令和 6 年、環境省）

https://www.env.go.jp/content/000245687.pdf

「太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン」（令和 3 年、環境省）

https://www.env.go.jp/content/900517758.pdf

「太陽光パネルのリサイクル制度について」（2026 年 1 月 23 日、経済産業省・環境省）

https://www.env.go.jp/content/000378443.pdf

13.1-c 問 5-15-a（系統連系に関する参考資料と一般送配電事業者ごとのルール：北海道電力ネットワーク株式会社など）

系統連系に関する参考資料および一般送配電事業者ごとのルールについては、以下の URL を参照してください。手続きに関する不明点は、需要地を管轄する一般送配電事業者へ直接お問い合わせください。

【参考情報】

「発電設備等系統アクセスの流れ」（電力広域的運営推進機関）

https://www.occto.or.jp/institution/access/kentou/access_process.html

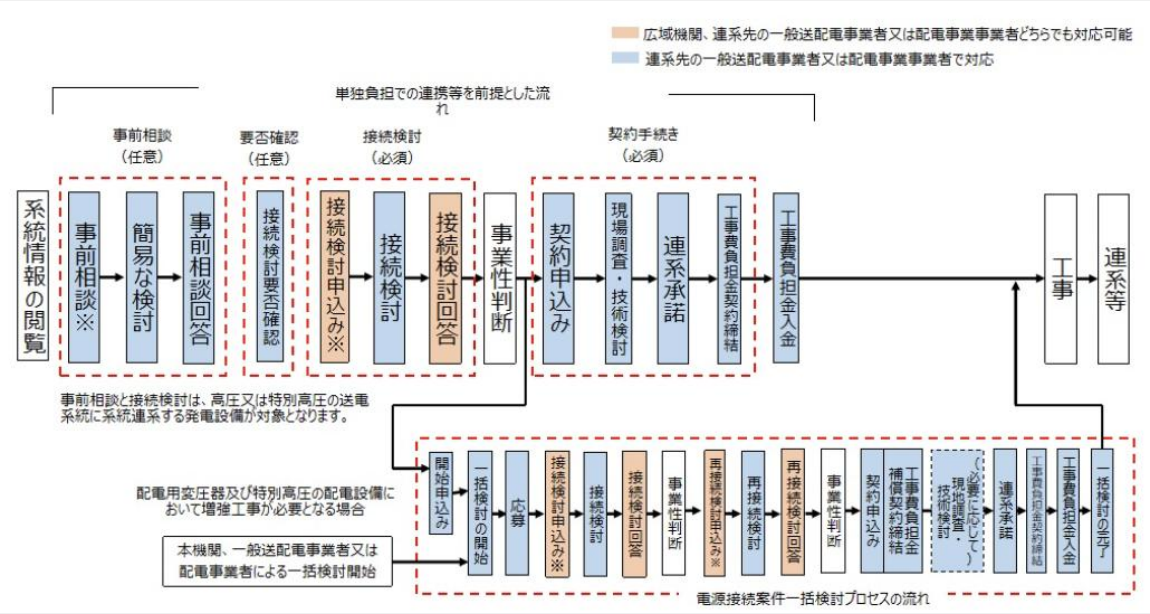

※発電設備等の系統アクセスの流れ（出典：電力広域的運営推進機関）

〈一般送配電事業者の系統連系ルール〉

系統連系の手続きや契約条件は一般送配電事業者ごとに異なります。各社の系統ルール・連系手続きページを以下に示します。

北海道電力ネットワーク株式会社：

「系統ルール」 https://www.hepco.co.jp/network/con_service/stipulation/rule.html

東北電力ネットワーク株式会社：

「系統利用ルールのご案内」 https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/system/rule/

「電力系統への連系」 https://nw.tohoku-epco.co.jp/consignment/system/

東京電力パワーグリッド株式会社：

「送配電系統利用に関するルール」 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/rule-tr-dis/

「電力小売託送サービス」 https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/

「特別高圧・高圧需要側申込みについて」（2024 年 9 月 18 日/9 月 19 日）
https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/pdf/202409H_moushikomi.pdf

「自家消費を目的とした発電設備等（系統への電力流入が発生しないもの）の接続検討業務に関する取扱いの変更について」（平成 29 年 6 月 30 日） https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/retailservice/pdf/s_2906.pdf

中部電力パワーグリッド株式会社：

「電力系統利用ルールおよび当社系統情報等の公表」
https://powergrid.chuden.co.jp/goannai/hatsuden_kouri/takuso_kyokyu/rule/

「発電設備の設置（自家消費）に係るお申込みについて」
https://powergrid.chuden.co.jp/goannai/ippan/powerconnection/mosikomi/

13.1-d 問 5-15-b（系統連系に関する参考資料と一般送配電事業者ごとのルール：北陸電力送配電株式会社など）

系統連系に関する参考資料および一般送配電事業者ごとのルールについては、以下の URL を参照してください。手続きに関する不明点は、需要地を管轄する一般送配電事業者へ直接お問い合わせください。

【参考情報】

北陸電力送配電株式会社：

「送配電業務ルールダウンロード」 https://www.rikuden.co.jp/nw_rule/download.html

関西電力送配電株式会社：

「送配電等業務の公平性の確保」 https://www.kansai-td.co.jp/consignment/disclosure/fairness/index.html

中国電力ネットワーク株式会社：

「電力ネットワーク業務に関するルール」 https://www.energia.co.jp/nw/service/retailer/rule/

四国電力送配電株式会社：

「一般送配電事業における行為規制・系統ルール」 https://www.yonden.co.jp/nw/rule/index.html

九州電力送配電株式会社：

「送配電ルール」 https://www.kyuden.co.jp/td/supply/neutrality/regulations.html

沖縄電力株式会社：

「電力系統利用に関する当社ルール」 https://www.okiden.co.jp/business-support/service/rule/

13.1-e 問 5-17-a（使用前自己確認）

【参考情報】

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/339AC0000000170/

「小規模発電設備など保安力向上総合支援事業」（経済産業省）

https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/

「小規模事業用電気工作物の新制度 – Q&A パンフレット」（経済産業省）

https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/pamphlet.pdf

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2024 年 4 月改訂、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

「自家用電気工作物に係る手続のご案内」（令和 4 年 10 月、経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/jikayouannai.pdf

13.1-f 問 5-19-a（事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）および説明会及び事前周知措置実施ガイドラインの遵守事項）

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」および「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に関する参考資料および URL については、以下の URL を参照してください。

【参考情報】

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2024 年 4 月改訂、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2024 年 3 月改訂、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

「FIT 制度に基づく標識及び柵塀等の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）」（2021 年、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20210401.pdf

「廃棄等費用積立ガイドライン」（2025 年 4 月改定、資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf

13.1-g 問 6-5-a（蓄電池の届出基準の改正内容）

詳細な改正内容や背景に関する参考資料および URL については、以下の URL を参照してください。

【参考情報】

「「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会報告書」の公表」（令和 5 年 3 月 28 日、消防庁）

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/230328_yobou_1.pdf

「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会報告書」（令和 5 年 3 月、蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会）

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-116/03/houkokusho.pdf

「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について」（消防予第 306 号 令和 5 年 5 月 31 日、消防庁次長）

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/379ba3af0ccc5f1d3c67c80929326869b597048c.pdf

「条例・規則等改正の新着情報一覧」（東京消防庁）

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/kouhyou/kijun/yobo_inf.html

（参考資料）

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/content/000026241.pdf

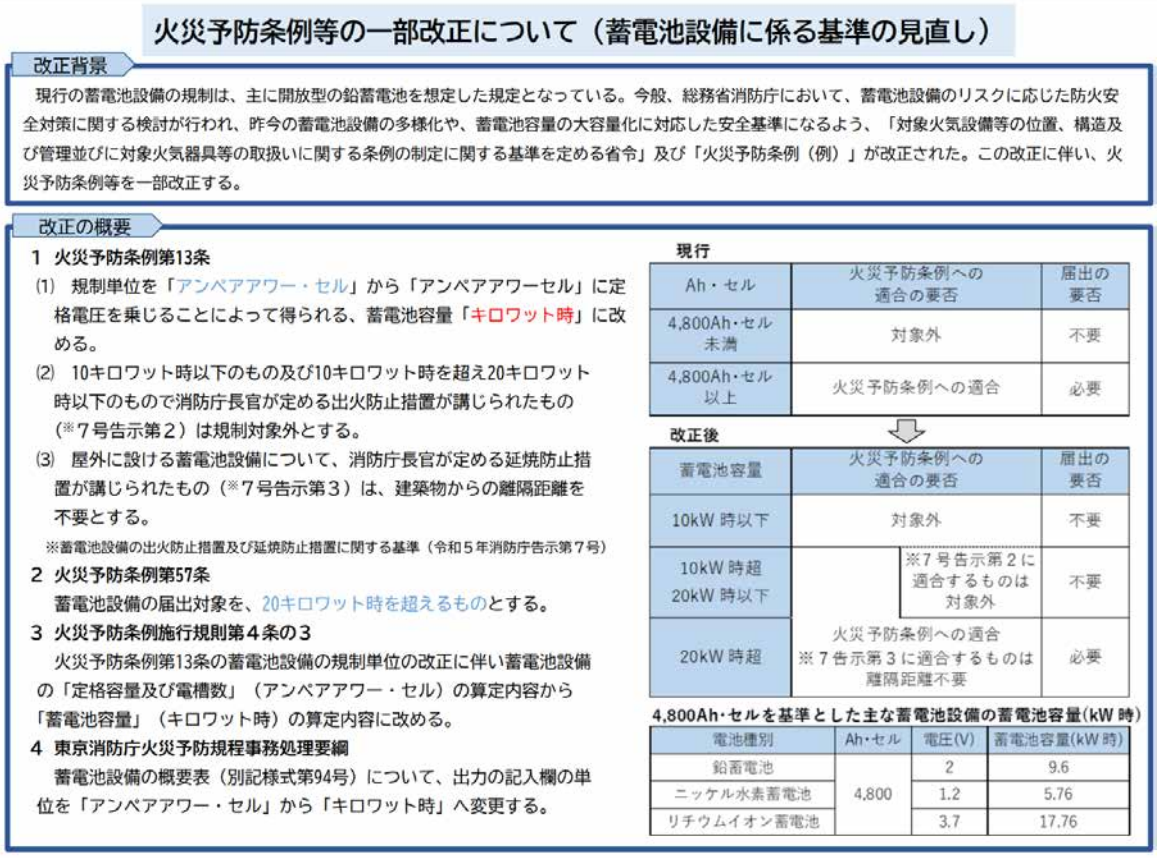

火災予防条例等の一部改正について（蓄電池設備に係る基準の見直し）

改正背景

現行の蓄電池設備の規制は、主に開放型の鉛蓄電池を想定した規定となっている。今般、総務省消防庁において、蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策に関する検討が行われ、昨今の蓄電池設備の多様化や、蓄電池容量の大容量化に対応した安全基準になるよう、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」及び「火災予防条例（例）」が改正された。この改正に伴い、火災予防条例等を一部改正する。

改正の概要

1 火災予防条例第13条
(1) 規制単位を「アンペアアワー・セル」から「アンペアアワーセル」に定格電圧を乗じることによって得られる、蓄電池容量「キロワット時」に改める。
(2) 10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので消防庁長官が定める出火防止措置が講じられたもの（※7号告示第2）は規制対象外とする。
(3) 屋外に設ける蓄電池設備について、消防庁長官が定める延焼防止措置が講じられたもの（※7号告示第3）は、建築物からの離隔距離を不要とする。
※蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）
2 火災予防条例第57条
蓄電池設備の届出対象を、20キロワット時を超えるものとする。
3 火災予防条例施行規則第4条の3
火災予防条例第13条の蓄電池設備の規制単位の改正に伴い蓄電池設備の「定格容量及び電槽数」（アンペアアワー・セル）の算定内容から「蓄電池容量」（キロワット時）の算定内容に改める。
4 東京消防庁火災予防規程事務処理要綱
蓄電池設備の概要表（別記様式第94号）について、出力の記入欄の単位を「アンペアアワー・セル」から「キロワット時」へ変更する。

現行

Ah・セル	火災予防条例への適合の要否	届出の要否
4,800Ah・セル未満	対象外	不要
4,800Ah・セル以上	火災予防条例への適合	必要

改正後

蓄電池容量	火災予防条例への適合の要否		届出の要否
10kW 時以下	対象外		不要
10kW 時超 20kW 時以下		※7号告示第2に適合するものは対象外	不要
20kW 時超	火災予防条例への適合 ※7告示第3に適合するものは離隔距離不要		必要

4,800Ah・セルを基準とした主な蓄電池設備の蓄電池容量(kW 時)

電池種別	Ah・セル	電圧(V)	蓄電池容量(kW 時)
鉛蓄電池	4,800	2	9.6
ニッケル水素蓄電池		1.2	5.76
リチウムイオン蓄電池		3.7	17.76

※消防法改正による届出基準値の経緯 ── 蓄電池容量に応じた届出義務の変遷

「火災予防条例」（昭和三十七年東京都条例第六十五号、令和 5 年東京都条例第 87 号）

https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00002311.html

13.1-h 問 6-6（家庭用の定置用蓄電池を複数台接続して使用する場合の火災予防条例上の取り扱い）

家庭用の定置用蓄電池を複数台接続して使用する場合の火災予防条例による規制に関する参考資料および URL については、以下の URL を参照してください。

【参考情報】

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成 14 年総務省令第 24 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/414M60000008024

※消防庁の通知により、蓄電池設備を複数台接続して設置する場合の取り扱いが明確化されています。蓄電池およびその他の機器が 1 つの箱に収納され、所定の延焼防止措置（JIS C 4411-1、JIS C 4412、JIS C 4441 への適合など）が講じられている場合は、その「箱ごと」に蓄電池設備への該当性が判断されます。

「蓄電池を複数台接続して設置する場合の取扱いについて（通知）」（消防予第 155 号　令和 4 年 3 月 31 日）

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220331_yobou_155.pdf

「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準」（令和 5 年 5 月 31 日　消防庁告示第 7 号）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000883853.pdf https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01shoubo01_02000707.html

13.1-i 問 9-4-a（本補助事業の申請区分の中で、特に採択されやすい区分はありますか。）

過去の採択実績や採択事例に関する参考資料および URL については、以下の URL を参照してくださ

い。

【参考情報】

「EIC ネット」（一般財団法人環境イノベーション情報機構が運営するウェブサイト）

https://www.eic.or.jp/eic/topics/2025/st_r06c/ https://www.eic.or.jp/eic/topics/2024/st_r05c/
https://www.eic.or.jp/eic/topics/2023/st_r04c/ https://www.eic.or.jp/eic/topics/2022/st_r03c/
https://www.eic.or.jp/eic/topics/2021/r03_strp/ https://www.eic.or.jp/eic/topics/2021/r02_strp/
https://www.eic.or.jp/eic/topics/2020/supply/

「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」過去の採択事例（EIC ネット）

https://www.eic.or.jp/eic/re-ene2/

「行政事業レビュー見える化サイト RS システム」（内閣官房　行政改革推進本部　事務局）

https://rssystem.go.jp/project/b2cca096-f08a-4d33-abcd-a392cc9f79e7?activeKey=activities&activitiesTabKey=activity-flow

13.1-j 問 11-6-a（RE100 などのイニシアチブとストレージパリティ事業との関連）

RE100 などのイニシアチブとストレージパリティ事業との関連に関する参考資料および URL については、以下の URL を参照してください。

【参考情報】

「企業の脱炭素経営への取組状況」（環境省）

https://www.env.go.jp/earth/datsutansokeiei.html

「再エネ 100 宣言 RE Action」

https://saiene.jp/

「SBT (Science Based Targets) について」（環境省、みずほリサーチ＆テクノロジーズ）

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/files/SBT_syousai_all_20210810.pdf

「エコ・ファースト制度」（環境省）

https://www.env.go.jp/guide/info/eco-first/index.html

「デコ活」（環境省）

https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/

「はじめての再エネ活用ガイド（企業向け）」（2024 年 1 月、環境省）

https://www.env.go.jp/content/000194869.pdf

13.1-k 問 11-7（圧縮記帳などの税務上の特例の活用）

関係法令や税務上の取扱いに関する参考資料および URL については、以下の URL を参照してください。

【参考情報】

「所得税法」（昭和 40 年法律第 33 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/340AC0000000033

※国庫補助金等の交付を受けて固定資産を取得または改良した場合、一定の要件を満たせば、その補助金額に相当する金額を総収入金額に算入しないことができます（第四十二条）。

「法人税法」（昭和 40 年法律第 34 号）

https://laws.e-gov.go.jp/law/340AC0000000034

※国庫補助金等の交付を受けて固定資産を取得または改良した場合、一定の要件を満たせば、圧縮限度額の範囲内で帳簿価額を減額（損金算入）できます（第四十二条）。

「No. 2202　国庫補助金等を受け取ったとき」（国税庁）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2202.htm

※国庫補助金等を受けて固定資産を取得した場合の総収入金額不算入の特例や、取得費の計算方法について解説されています。

「第 2 節　国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳」（国税庁）

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/renketsu/09/09_02.htm https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/10/10_01.htm https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/10/10_02.htm

「間接交付された国又は地方公共団体の補助金で取得した固定資産の圧縮記帳の適用について」（国税庁）

https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/07/11.htm

13.2 改訂履歴

✧ 2026 年 4 月 9 日：初版公開